

岡村 久道 著『著作権法〔第6版〕』

専用問題集 Ver1.0

Copyright
Law

岡村久道〔著〕

著作権法

第6版



- ▶ 新たな裁定制度の創設、立法・行政、裁判手続等における著作物等の公衆送信等可能化措置、海賊版被害等の損害賠償額の算定方法の見直し等、令和5年改正法に完全対応！
- ▶ リツイート事件、音楽教室事件などの重要な最高裁判決をはじめ、最新重要判例を多数織り込み、大幅改訂！
- ▶ 新たに第9章「デジタル情報と著作権法制」を加え、複雑かつ急速に進歩するデジタル技術への著作権法制の対応を詳細に分析・解説！
- ▶ 最先端の理論と実務を網羅した本格的体系書！

この問題集の利用方法ーはしがきに代えて

この問題集は、岡村久道（著）『著作権法〔第6版〕』民事法研究会（2024）（以下「原著」といいます）専用のサブテキストです。したがって、この問題集は専ら第6版に対応しています。

回答欄に掲げた「本書〇.〇」は、原著の該当箇所を指しています。

原著とともに、この問題集を利用することによって、著作権法を効率的に独習することができます。司法試験、弁理士試験など国家試験対策はもちろん、大学の授業・ゼミ等（オンラインを含みます）でもご利用いただけます。自分で十分に理解できていない箇所をチェックして、繰り返し学習して下さい。

この問題集は、原著の著作者である岡村久道が自ら執筆したものであり、その著作権も岡村久道に帰属しますが、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」（CC ライセンス）のうち、「表示-非営利-改変禁止」を適用しています。ただし原著それ自体には適用されません。

原作者のクレジット（氏名、作品タイトルと URL）を表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないという条件に従っていただく限り、あなたは自由にこの問題集を複製、再配布することができます。詳しくは次の箇所をお読み下さい。

More: <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/>

Under Creative Commons License: Attribution



PDF フォーマットですので、そのまま、あるいはダウンロードして、PC、スマートフォン、タブレットなど、読者の皆さんが使い慣れた端末でご利用下さい。もちろん、プリントアウトしてご利用いただくことも可能です。上記条件を守っていただく限り、他人にデータのまま、もしくはプリントアウトして配ることもできます。使用は原著の購入者に限られず、無料です。

関連法令は、「電子政府の総合窓口」（e-Gov）にある法令データ提供システムをご参照下さい。

- ・著作権法 ([リンク](#))
- ・著作権法施行令 ([リンク](#))
- ・著作権法施行規則 ([リンク](#))

さらに、重要な判例の一部には、裁判所サイト「裁判例情報」([リンク](#))の該当ページにリンクを張っていますので、必要に応じてご参照下さい（万一リンク切れはご容赦下さい）。

この問題集は、今後も、必要に応じてアップデートすることを予定しています。この問題集をご利用になることによって、著作権法のご理解を効率的に進められることを願って止みません。この問題集の作成についても民事法研究会の原著担当者・都郷博英氏に、たいへんお世話になりました。

2024年11月吉日

岡村 久道

目 次

第1章 知的財産権制度と著作権制度

- 1.1 知的財産権とは何か
- 1.2 物権と知的財産権の関係
- 1.3 知的財産権制度の目的
- 1.4 著作権制度の存在理由と目的
- 1.5 著作権法上の権利
- 1.6 著作者の権利の概要—著作者人格権と著作権
- 1.7 「隣接する権利」の概要
- 1.8 著作権法上の権利に共通する特徴
- 1.9 著作権制度の生成・発展過程と条約

第2章 著作者の権利の客体（目的）—著作物

- 2.1 総 論
- 2.2 著作物の定義（2条1項1号）
- 2.3 著作物の例示（10条1項）
- 2.4 特殊の著作物
- 2.5 保護を受ける著作物の範囲（6条）
- 2.6 権利の目的とならない著作物（13条）
- 2.7 デジタル技術と著作物
- 2.8 本法によって保護されない作品と一般不法行為責任

第3章 著作者の権利の帰属主体—著作者と著作権者

- 3.1 著作者と著作権者
- 3.2 著作者
- 3.3 著作権者
- 3.4 著作者・著作権者が複数である場合
- 3.5 映画著作物の著作者・著作権者

第4章 著作者の権利1—著作権

- 4.1 著作権総論
- 4.2 著作権各論—各種の支分権
- 4.3 みなし侵害規定（113条）—著作権等が及ぶ範囲の実質的拡張
- 4.4 著作権の制限
- 4.5 存続期間（保護期間）

4.6 著作権の消滅

4.7 著作権等に関する登録制度

第5章 著作者の権利 2—著作者人格権

5.1 著作者人格権—総論

5.2 公表権（18条）

5.3 氏名表示権（19条）

5.4 同一性保持権（20条）

5.5 名誉声望侵害みなし規定（113条7項）

5.6 著作者の死亡等と著作者人格権

第6章 著作隣接権等

6.1 概 要

6.2 実演家の権利

6.3 レコード製作者の権利

6.4 放送事業者の権利

6.5 有線放送事業者の権利

6.6 存続期間（保護期間）

第7章 著作権法上の権利処理と契約実務

7.1 著作物等の利用と権利処理

7.2 権利処理の枠組み

7.3 著作権・隣接権の処理—譲渡と利用許諾

7.4 著作者人格権・実演家人格権の処理—同意

7.5 集中管理等

7.6 著作物作成契約

7.7 担保権設定契約

第8章 権利侵害と救済—侵害訴訟の理論と実務

8.1 権利侵害に対する民事的救済方法

8.2 請求の当事者

8.3 裁判管轄等

8.4 各請求権に共通する請求原因事実

8.5 差止請求権（112条）

8.6 損害賠償請求権

8.7 名誉回復等措置請求権（115条）

8.8 不当利得返還請求権

- 8.9 侵害訴訟の審理
- 8.10 紛争解決あっせん制度（法第6章）
- 8.11 権利侵害に対する刑事的救済方法
- 8.12 本法以外の救済方法—関税法に基づく税関における輸入排除

第9章 デジタル情報と著作権法制

- 9.1 総説
- 9.2 プログラム保護への対応
- 9.3 情報ネットワークに対する対応
- 9.4 新たなデジタル技術への対応

第1章 知的財産権制度と著作権制度

1.1 知的財産権とは何か

Q1.1-1

- わが国に知的財産法という名称の単一の法典はあるか。知的財産権という名称の単一の権利はあるか。
→ どちらもない（本書 1.1）

Q1.1-2

- 知的財産法、知的財産権とは何か。
→ 本書 1.1

Q1.1-3

- 知的財産権には、具体的には、どのような種類のものがあり、どのような法律で定められているか。
→ 本書 1.1

Q1.1-4

- わが国が加盟する条約に「知的財産権」（知的所有権）という言葉が登場するものがあるか。
→ 本書 1.1 の*2

Q1.1-5

- わが国には「知的財産」「知的財産権」という言葉が登場する国内法があるか。
→ 本書 1.1 の*3

1.2 物権と知的財産権の関係

1.2.1 無体物としての面に対する排他的支配権

Q1.2-1

- 知的財産権は、物権と比べて、どのような面を排他的に支配する権利か、両者の関係を説明せよ。この点に触れた最高裁判例はあるか。
→ 本書 1.2.1
《参考判例》
・顔真卿自書建中告身帖事件の最二小判昭 59・1・20 民集 38・1・1 (→[裁判所サイト](#))
・ギャロップレーサー事件の最二小判平 16・2・13 民集 58・2・311 (→[裁判所サイト](#))

1.2.2 権利の発生

Q1.2-2

- 権利の発生という点で、知的財産権は、物権と比べて、どのように異なるか。
→ 本書 1.2.2

1.2.3 権利の帰属主体

Q1.2-3

- 権利の帰属主体という点で、知的財産権は、物権と比べて、どのように異なるか。
→ 本書 1.2.3

1.2.4 権利の消滅

Q1.2-4

- 権利の消滅という点で、知的財産権は、物権と比べて、どのように異なるか。
→ 本書 1.2.4

Q1.2-5

- 知的財産権の保護期間が満了した場合、それまで知的財産権の対象であったものはどうなるのか。本法との関係で、この点に触れた最高裁判例はあるか。
→ 本書 1.2.4

1.2.5 両権利が相互に影響を与えあう影響

Q1.2-6

□ 同一作品に関し、知的財産権と物権が相互に影響を与えあう影響について、著作権を中心に説明せよ。

→ 本書 1.2.5

1.3 知的財産権制度の目的

1.3.1 知的財産権制度とインセンティブ論

Q1.3-1

□ なぜ人間の知的創作（創造）活動の成果に対し、わざわざ法制度によって独占権を付与する必要があるのか。つまり、知的財産権制度の存在理由は何か。

→ 本書 1.3.1

Q1.3-2

□ 著作権、特許権、実用新案権、意匠権などと、商標権とを比べると、法的性格や、法的保護を付与する理由に違いがあるのか。

→ 本書 1.3.1の*

1.3.2 インセンティブ論に内在する限界

Q1.3-3

□ インセンティブ論でも、インセンティブ付与に限界はないのか。

→ 本書 1.3.2

1.3.3 他の考え方－自然権論

Q1.3-4

□ 他に、知的財産権制度の目的について、どのような考え方があるか。

→ 本書 1.3.3

1.4 著作権制度の存在理由と目的

1.4.1 著作権制度の存在理由

Q1.4-1

□ 著作権制度の存在理由は何か。

→ 本書 1.4.1

1.4.2 著作権法の目的

Q1.4-2

□ 著作権制度の存在理由との関係で、法1条（著作権法の目的）について説明せよ。

→ 本書 1.4.2

1.4.3 特許法等との比較

Q1.4-3

□ 法1条と特許法1条を比較して異同を説明せよ。

→ 本書 1.4.3

1.5 著作権法上の権利

1.5.1 著作権法上の権利－「作者の権利」と「隣接する権利」

Q1.5-1

□ 法1条が「文化の発展に寄与」するために「保護を図」っている権利（著作権法上の権利）は、どのように大別できるか、それぞれ単一の権利か。

→ 本書 1.5.1

Q1.5-2

□ 本法上の「権利者」「作者等」「著作権者等」の各概念は、何条に登場し、どのような意味かについて説明せよ。

→ 本書 1.5.1の*1

Q1.5-3

□ 本法上の「著作権等」の概念は、何条に登場し、どのような意味かについて説明せよ。

→ 本書 1.5.1の*2

Q1.5-4

□ 本法上の各権利との対応との関係で、本法の章立てがどのように構成されているかについて説明せよ。

→ 本書 1.5.2

1.6 作者の権利の概要－作者人格権と著作権

1.6.1 「著作者の権利」と法第2章

Q1.6-1

□ 「著作者の権利」(1条)の帰属主体、内容、及び客体(目的)は、どのような言葉で呼ばれているか。本法のどの箇所に規定されているか。

→ 本書 1.6.1

1.6.2 「著作者の権利」の内容

Q1.6-2

□ 著作者の権利の内容について定義規定はあるか。

→ 本書 1.6.2

Q1.6-3

□ 「著作者人格権」「著作権」には、それぞれ定義規定があるのか。それぞれ“単一の権利”か。

→ 定義規定があり、複数の「権利の束」(本書 1.6.2)

Q1.6-4

□ 本法には著作権者の補償金請求権が規定されているが、それも本法上の著作権に含まれるのか。

→ 本書 1.6.2 の*2

1.6.3 著作者人格権と著作権の関係

Q1.6-5

□ 著作者人格権と著作権は別個の権利か、そう考えるべき理由は何か。

→ 通説は別個の権利とする(本書 1.6.3)

1.6.4 法第2章の概要

Q1.6-6

□ 「著作者の権利」に関する法第2章の構造を簡潔に整理せよ。

→ 本書 1.6.4

1.7 「隣接する権利」の概要

1.7.1 「隣接する権利」と法第4章

Q1.7-1

□ 「隣接する権利」(1条)の帰属主体、内容、及び客体(目的)は、それぞれどのような言葉で呼ばれているか。

→ 本書 1.7.1

1.7.2 「隣接する権利」の内容

Q1.7-2

□ 「隣接する権利」とその内容は、どのようなものか。

→ 本書 1.7.1・1.7.2

Q1.7-3

□ 「著作隣接権」の定義規定はあるか。

→ 本書 1.7.2

Q1.7-4

□ 「著作隣接権」の帰属主体たる4種類の者は、どのような言葉で総称されているか。

→ 本書 1.7.2

Q1.7-5

□ 著作隣接権者の権利には、「著作隣接権」以外に、どのような財産権があるか、人格権はあるか。それらの権利は「著作隣接権」に含まれないのか。

→ 本書 1.7.2

Q1.7-6

□ 以上に基づいて著作隣接権者の権利の概要を整理すると、どうなるか。

→ 本書 1.7.2

1.7.3 法第4章の概要

Q1.7-7

□ 「隣接する権利」に関する法第4章の構造を簡潔に整理せよ。

→ 本書 1.7.3

1.8 著作権法上の権利に共通する特徴

1.8.1 無方式主義

Q1.8-1

□ 無方式主義とは何か。

→ 本書 1.8.1

Q1.8-2

□ 本法が無方式主義を採用しているのは、著作者の権利だけか、著作隣接権者の権利もそうか。それぞれ根拠規定はあるか。

→ 本書 1.8.1

Q1.8-3

□ 方式主義とは何か。知的財産権のうち、方式主義を採用しているものはあるか。

→ 本書 1.8.1

Q1.8-4

□ なぜ産業財産権関係の法律と本法で、方式主義・無方式主義という違いが設けられているのか。

→ 本書 1.8.1 の*

1.8.2 相対的独占権

Q1.8-5

□ 著作権法上の権利（報酬・二次使用料請求権を除く）は独占権か。産業財産権と同様か。

→ 本書 1.8.2 の本文及び*1

Q1.8-6

□ 依拠性とは何か。根拠規定はあるか。関係する最高裁判例はあるか。

→ 本書 1.8.2 の本文及び*2

1.8.3 本法の保護対象外となる利用行為と不法行為責任

Q1.8-7

□ 本法の保護対象外となる利用行為に対し、一般不法行為（民法 709 条）によって責任を認めることができるか。関係する最高裁判例はあるか。

→ 本書 1.8.3

《参考判例》

・北朝鮮映画事件の最一小判平 23・12・8 民集 65・9・3275 (→[裁判所サイト](#))

1.9 著作権制度の生成・発展過程と条約

1.9.1 著作権制度と条約

Q1.9-1

本法に関連する条約として、どのようなものがあるか。

→ 本書 1.9.1

Q1.9-2

条約上の義務と本法との関係は

→ 本書 1.9.1 の*1

Q1.9-3

本法には条約に言及した条項があるか。

→ 本書 1.9.1 の*2

1.9.2 活版印刷技術と出版特許制度

Q1.9-4

出版特許制度とは何か、歴史的にみて著作権制度とどのような関係があるか。

→ 本書 1.9.2

1.9.3 近代的な著作権制度の誕生

Q1.9-5

近代的な著作権制度は、どのような歴史的経緯で誕生したか。

→ 本書 1.9.3

1.9.4 ベルヌ条約

Q1.9-6

ベルヌ条約（→外務省サイト [1](#) [2](#)）とは何か、どのような内容のものか。

→ 本書 1.9.4

Q1.9-7

ベルヌ条約は、無方式主義を採用しているか、成立当初から採用しているのか。

→ 本書 1.9.4

1.9.5 万国著作権条約

Q1.9-8

- 万国著作権条約（→[外務省サイト](#)）とは何か、どのような内容のものか。
→ 本書 1.9.5

Q1.9-9

- 「©マーク」と万国著作権条約との関係は。
→ 本書 1.9.5

Q1.9-10

- 「©マーク」の正式な名称は。正しい記載方法は。
→ 本書 1.9.5 の*2

1.9.6 ローマ条約・レコード保護条約

Q1.9-11

- ローマ条約（実演家等保護条約→[外務省サイト](#)）・レコード保護条約（→[外務省サイト](#)）とは何か、どのような内容のものか。
→ 本書 1.9.6

1.9.7 TRIPS 協定

Q1.9-12

- TRIPS 協定（→[特許庁サイト](#)）とは何か、どのような内容のものか。
→ 本書 1.9.7

Q1.9-13

- 世界貿易機関（WTO）とは何か、TRIPS 協定との関係は。
→ 本書 1.9.7

1.9.8 WIPO 著作権条約と WIPO 実演・レコード条約

Q1.9-14

- WIPO 著作権条約（→[外務省サイト](#)）と WIPO 実演・レコード条約（→[外務省サイト](#)）とは何か、どのような内容のものか。本法に与えた影響は。
→ 本書 1.9.8

Q1.9-15

- 視聴覚的実演に関する北京条約（→[外務省サイト](#)）とは何か。我が国は締約国か。本法に与えた影響は。
→ 本書 1.9.9 の*1

Q1.9-16

- ACTA (→[外務省サイト](#)) とは何か。我が国は締約国か。
→ 本書 1.9.9 の*2

Q1.9-17

- TPP11 協定 (→[外務省サイト](#)) とは何か。我が国は締約国か。本法に与えた影響は。
→ 本書 1.9.9 の*3

Q1.9-18

- マラケシュ条約 (→[外務省サイト](#)) とは何か。我が国は締約国か。本法に与えた影響は。
→ 本書 1.9.9 の*4

Q1.9-19

- 障害者権利条約 (障害者の権利に関する条約→[外務省サイト](#)) とは何か。我が国は締約国か。
→ 本書 1.9.9 の*4

第2章 著作者の権利の客体（目的）－著作物

2.1 総論

2.1.1 本法において「著作物」概念が占める地位

Q2.1-1

- 著作者の権利の“客体（目的）”は、どのような名称で呼ばれているか。
→ 本書 2.1.1

Q2.1-2

- 「著作物」の概念は、どのような役割を果たしているか。
→ 本書 2.1.1 の本文及び*1

2.1.2 本法によって著作者の権利の客体（目的）となる著作物

Q2.1-3

- 本法によって著作者の権利の客体（目的）となる著作物は、どのような範囲のものか、条文に則して説明せよ。

→ 本書 2.1.2

2.2 著作物の定義（2条1項1号）

2.2.1 著作物の定義の概要

Q2.2-1

著作物について、定義規定があるか。

→ 本書 2.2.1.1

Q2.2-2

著作物の定義から導かれる、著作物に該当するための4つの要件を掲げよ。

→ 本書 2.2.1.1

Q2.2-3

作品の一部であっても著作物となりうるか。

→ 本書 2.2.1.1の*2

Q2.2-4

著作物の4つの要件を、それぞれ簡潔に説明せよ。

→ 本書 2.2.1.2

Q2.2-5

著作物の題号（題名）も著作物か。

→ 本書 2.2.1.2の*1

Q2.2-6

人体に彫られた「入れ墨」のような、人体に固定された作品も、著作物たりうるか。

→ 本書 2.2.1.1の*2

Q2.2-7

著作物といえるためには、有体物に固定されていることが必要か。

→ 本書 2.2.1.2の*3

2.2.2 思想又は感情

Q2.2-8

「思想又は感情」という要件は、何のためにあるのか。

→ 本書 2.2.2.1

Q2.2-9

□ 「思想又は感情」とは、どのような意味か、判例はあるか。

→ 本書 2.2.2.1 の本文及び*1

Q2.2-10

□ 歴史的事実に関する叙述のように、単なる事実等が素材にすぎないものは、「思想又は感情」を表現したものとはいえないのか、著作物とはいえないのか。

→ 本書 2.2.2.1 の本文及び*2

Q2.2-11

□ 第三者ではなく、著作者たるべき者の「思想又は感情」を表現したものであることを要するか。

→ 本書 2.2.2.1 の本文及び*3

Q2.2-12

□ 書式・契約書・通知書は、「思想又は感情」を表現したものとはいえないのか、著作物とはいえないのか。どのような判例があるか。

→ 本書 2.2.2.2 の本文及び*1

2.2.3 表 現

Q2.2-13

□ 「表現／アイデア二分論」とは何か、どのような根拠に基づくものか。

→ 本書 2.2.3.1 の本文及び*2

Q2.2-14

□ 思想・感情それ自体や、事実それ自体は、著作物として保護されないのか。

→ 本書 2.2.3.1 の本文及び*3

Q2.2-15

□ 文芸作品の粗筋は、著作物として保護されるか。

→ 本書 2.2.3.2 の本文及び*1

Q2.2-16

□ 表現を行う際に用いられた手法・着想、作風それ自体は、著作物として保護されるか。

→ 本書 2.2.3.2 の本文及び*2

Q2.2-17

□ 特定の思想・感情、事実それ自体をそのまま表現したものは、著作物として保護されるか。

→ 本書 2.2.3.3

2.2.4 創作性

Q2.2-18

□ 「創作的に」という要件（創作性）は、何のためにあるのか。自然の波音・AI 創作物にも創作性は認められるか。

→ 本書 2.2.4.1 の本文及び*2

Q2.2-19

□ 創作性の要件は、表現それ自体について認められる必要があるか、それとも表現に盛り込まれた思想・感情それ自体について認められる必要があるか。そう解釈する根拠は。

→ 本書 2.2.4.2

Q2.2-20

□ 創作性の意味・程度について、どのような考え方（判例・学説）があるか。

→ 本書 2.2.4.3

Q2.2-21

□ 不可避的表現とは何か。

→ 本書 2.2.4.3.1

Q2.2-22

□ スポーツやゲームのルールを記述したものは、著作物として保護されるか。

→ 本書 2.2.4.3.1 の*2

Q2.2-23

□ 囲碁、将棋等の棋譜は、著作物として保護されるか。

→ 本書 2.2.4.3.1 の*3

Q2.2-24

□ 著作物の種類によって、創作性が認められる範囲に違いは生じるか。

→ 本書 2.2.4.4 の本文及び*1

Q2.2-25

□ 同一種類の著作物であっても、創作性が認められる範囲に違いは生じることがあるか。

→ 本書 2.2.4.4 の本文及び*2

2.2.5 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

Q2.2-26

□ 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」という要件は、どのような意味か。
どのような機能があるか。

→ 本書 2.2.5

2.2.6 著作物性に関するまとめ—具体的な創作的表現

Q2.2-27

□ 著作物のことを「創作的表現」ということがあるが、それはなぜか。

→ 本書 2.2.6

2.3 著作物の例示（10条1項）

2.3.1 総説

Q2.3-1

□ 10条1項各号が列举する著作物の種類は例示列举か、限定列举か。そう考える根拠は。

→ 本書 2.3.1.1

Q2.3-2

□ 10条1項は、どのような種類の著作物を例示しているか。

→ 本書 2.3.1.1

Q2.3-3

□ 著作物を例示することには、どのような意味があるのか。

→ 本書 2.3.1.2

Q2.3-4

□ 同項各号に列举された著作物の種類ごとに、効果の点などで違いがあるか。それはどう
いうものか。

→ 本書 2.3.1.2

Q2.3-5

□ 同項各号に列举された著作物の種類以外に、実際に著作物として認められたものはあるか。

→ 本書 2.3.1.2の*

Q2.3-6

□ どのような種類の著作物に該当するのかという点の該当性判断は、どのような基準によ
って行うのか。

→ 本書 2.3.1.3 の本文及び*1

Q2.3-7

□ 同一作品が複数の種類の著作物に同時に該当することはあるか、その場合における侵害の成否はどのように判断すべきか。

→ 本書 2.3.1.3 の*2 及び*3

2.3.2 言語の著作物（10条1項1号）

Q2.3-8

□ 言語の著作物を定める条項はあるか。言語の著作物とは何か。具体例として、どのようなものがあるか。

→ 本書 2.3.2.1

Q2.3-9

□ 言語の著作物には、文字表記によるものだけでなく、音声言語による口述や手話を含むか。

→ 本書 2.3.2.1

Q2.3-10

□ 手紙に著作物性が認められるか。

→ 本書 2.3.2.1 の*1

Q2.3-11

□ 符号について、言語の著作物に該当するとした判例はあるか。

→ 本書 2.3.2.1 の*2

Q2.3-12

□ 交通標語などキャッチフレーズに著作物性が認められるか。

→ 本書 2.3.2.1 の*3

Q2.3-13

□ 10条2項は、どのような趣旨の規定か。

→ 本書 2.3.2.2 の本文及び*1

Q2.3-14

□ 個々の新聞記事の著作物性について説明せよ。

→ 本書 2.3.2.2 の*2

Q2.3-15

新聞記事の見出しの著作物性について説明せよ。

→ 本書 2.3.2.2 の*3

Q2.3-16

新聞紙面構成の著作物性について説明せよ。

→ 本書 2.3.2.2・2.4.3.2.4

2.3.3 音楽の著作物（10条1項2号）

Q2.3-17

音楽の著作物を定める条項は何か。音楽の著作物とは何か。

→ 本書 2.3.3

Q2.3-18

楽曲の創作性は、どのように判断されるか。

→ 本書 2.3.3 の本文及び*1

Q2.3-19

楽曲と楽譜は、どのような関係に立つか。

→ 本書 2.3.3 の*2

Q2.3-20

楽曲と、それに付けられた歌詞との関係は。

→ 本書 2.3.3 の本文及び*3

2.3.4 舞踊・無言劇の著作物（10条1項3号）

Q2.3-21

舞踊・無言劇の著作物を定める条項は何か。

→ 本書 2.3.4

Q2.3-22

無言劇とは何か。

→ 本書 2.3.4

Q2.3-23

舞踊・無言劇の著作物として共通の性格は何か。

→ 本書 2.3.4

Q2.3-24

舞踏家の舞踏行為そのものは、舞踊の著作物となるか。振り付けと舞踏行為との関係は。

→ 本書 2.3.4

Q2.3-25

台詞付の劇は、例示著作物のうち、どのような種類に分類されているか。

→ 本書 2.3.4 の*1

Q2.3-26

舞踊の著作物に関し、どのような判例があるか。

→ 本書 2.3.4 の*2

Q2.3-27

即興舞踏等も舞踊の著作物となりうるか。

→ 本書 2.3.4 の*3

2.3.5 美術の著作物（10条1項4号）

Q2.3-28

美術の著作物とは何か。それを定める条項はあるか。10条1項4号と2条1項1号の文言「美術」との関係は。

→ 本書 2.3.5.1 の本文及び*1

Q2.3-29

他に、美術の著作物に特有の規定はあるか。

→ 本書 2.3.5.1 の*2

Q2.3-30

応用美術に著作物性が認められるか。その基準は。2条2項との関係は。該当範囲を決する判断基準について、どのような説があるか。

→ 本書 2.3.5.2 の本文及び*1～*8

Q2.3-31

漫画・アニメーションに著作物性が認められるか。著作物のうち、どのような種類に分類されているか。商標との関係は。

→ 本書 2.3.5.3 の本文及び*1

Q2.3-32

原作付き漫画はどうか。

→ 本書 2.3.5.3

Q2.3-33

□ 一話完結形式の連載漫画の場合、後続の漫画と先行する漫画は、著作物として、どのような関係に立つか。

→ 本書 2.3.5.3 の本文及び*2

Q2.3-34

□ 漫画の登場人物たるキャラクターそのものに著作物性は認められるか。この点に触れた最高裁判例はあるか。

→ 本書 2.3.5.3 の本文及び*3

Q2.3-35

□ ゆるキャラは、美術の著作物となりうるか。関連する判例はあるか。

→ 本書 2.3.5.3 の*4

Q2.3-36

□ パブリシティ権として、どのような類型のものが議論されているか。

→ 本書 2.3.5.4

Q2.3-37

□ 物のパブリシティ権とは何か。権利性があるか。この点に触れた最高裁判例はあるか。

→ 本書 2.3.5.4・1.2.1

Q2.3-38

□ 人のパブリシティ権とは何か。権利性があるか。この点に触れた最高裁判例はあるか。侵害成立のための要件は何か。

→ 本書 2.3.5.4 の本文及び*

Q2.3-39

□ 書体の著作物性について、どのような類型のものが議論されているか。

→ 本書 2.3.5.5

Q2.3-40

□ 書道作品に著作物性が認められるか。「文字設計図」や「フォントプログラム」はどうか。

→ 本書 2.3.5.5.1 の本文及び*1

Q2.3-41

□ 印刷用書体（タイプフェイス）に著作物性が認められるか。その基準は。この点に触れた最高裁判例はあるか。

→ 本書 2.3.5.5.2

Q2.3-42

□ デザイン書体であるロゴマークに著作物性が認められるか。その基準は。

→ 本書 2.3.5.5.3

2.3.6 建築の著作物（10条1項5号）

Q2.3-43

建築の著作物を定める条項はあるか。

→ 本書 2.3.6.1

Q2.3-44

建築の著作物を著作物として保護する趣旨は何か。なぜ美術の著作物とは別個独立に例示されているのか。

→ 本書 2.3.6.1の本文及び*

Q2.3-45

建築の著作物に関する該当性判断基準について説明せよ。通常の建物は、建築の著作物に該当するか。建物が建築の著作物に該当するためには、どのような要件を満たす必要があるか。

→ 本書 2.3.6.2の本文及び*1

Q2.3-46

庭園は、建築の著作物に該当するか。これを判断した判例はあるか。

→ 本書 2.3.6.2の*2

Q2.3-47

建築図面それ自体は、建築の著作物に該当するか。

→ 本書 2.3.6.3

Q2.3-48

建築図面は、建築の著作物に該当するか。建築物Aに関する建築図面aに従って完成した建築物Bは、建築の著作物Aの複製となるか。建築物Aが完成・現存しているかどうかによって結論に影響があるか。

→ 本書 2.3.6.3

Q2.3-49

2条1項15号ロは、みなし規定か。

→ 本書 2.3.6.3の本文及び*1

Q2.3-50

建築物Aに関する建築図面aに従って完成した建築物Bは、図面a（図形の著作物）の複製に該当するか。

→ 本書 2.3.6.3 の本文及び*2

Q2.3-51

建築物 A に関する建築図面 a を、図面として複製して図面 b を作ることは、建築の著作物 A の複製となるか。

→ 本書 2.3.6.3 の*2

2.3.7 図形の著作物（10条1項6号）

Q2.3-52

図形の著作物を定めた条項はあるか。図形の著作物とは何か。

→ 本書 2.3.7.1

Q2.3-53

図形の著作物として、どのようなものが例示されているか。

→ 本書 2.3.7.1

Q2.3-54

地図を例示する条項はあるか。

→ 本書 2.3.7.2

Q2.3-55

地図には、著作物としての創作性という点からみて、どのような特徴があるか。

→ 本書 2.3.7.2 の本文及び*1～*3

Q2.3-56

住宅地、編集地図、イラスト化された地図、3D 地図データは、実測地図と比べて、創作性という点からみて、どのような特徴があるか。

→ 本書 2.3.7.2 の*4～*7

Q2.3-57

国土地理院発行の地図には、どのような特徴があるか。

→ 本書 2.3.7.2

Q2.3-58

設計図は、何によって著作物性の有無が決まるか。

→ 本書 2.3.7.3

Q2.3-59

作図上の創作性は、どのように判断されるべきか。

→ 本書 2.3.7.3 の本文及び*1

Q2.3-60

□ 設計図に従って完成品を作る行為は、その設計図の複製に該当するか。

→ 本書 2.3.7.3 の*3

Q2.3-61

□ 模型を例示する条項はあるか。これにフィギュアは該当するか。

→ 本書 2.3.7.4

2.3.8 映画の著作物（10条1項7号）

Q2.3-62

□ 映画の著作物を定めた条項はあるか。映画の著作物とは何か。

→ 本書 2.3.8.1

Q2.3-63

□ 映画の著作物に特有の規定はあるか。

→ 本書 2.3.8.1 の本文及び*1

Q2.3-64

□ 2条3項について説明せよ。動画には映画著作物性が認められるか。

→ 本書 2.3.8.1 の本文及び*2

Q2.3-65

□ 映画は段階的に製作されるが、どの段階に至れば映画著作物性が認められるのか。

→ 本書 2.3.8.2 の本文及び*1

2.3.9 写真の著作物（10条1項8号）

Q2.3-66

□ 写真の著作物を定めた条項はあるか。写真の著作物とは何か。

→ 本書 2.3.9.1

Q2.3-67

□ 写真の著作物になりうるのはフィルム写真だけか、デジタルカメラ・スマートフォンによるデジタル写真も該当しうるのか。2条4項と関係があるか。

→ 本書 2.3.9.1 の*1

Q2.3-68

□ 写真の著作物に、他に特有の規定はあるか。

→ 本書 2.3.9.1 の本文及び*2

Q2.3-69

□ 写真の著作物の創作性には、どのような特徴があるか。どのように創作性が判断されるか。

→ 本書 2.3.9.1 の本文及び*3～*6

Q2.3-70

□ 平面的な被写体を忠実に再製する写真には、著作物性が認められるか。

→ 本書 2.3.9.2

Q2.3-71

□ 人物が被写体の場合（肖像写真）について、証明書用の肖像写真、ブロマイド写真、スナップ肖像写真には、それぞれ著作物性が認められるか。

→ 本書 2.3.9.3

Q2.3-72

□ 被写体が、第三者が作成した立体物や風景である写真について、当該被写体自体の創作性や、それらを被写体として「選択」したこと自体は、創作性の判断対象となるか。第三者が作成した物を、どのように被写体として組み合わせ、配置するのかという点はどうか。

→ 本書 2.3.9.4

Q2.3-73

□ 撮影者自身が被写体を人為的に作り込んで撮影した写真について、当該被写体自体の創作性や、それらを被写体として「選択」したこと自体は、創作性の判断対象となるか。

→ 本書 2.3.9.4

Q2.3-74

□ 著作物を被写体とする写真の著作物について、当該被写体たる著作物と、当該写真の著作物とは、どのような関係となるか。

→ 本書 2.3.9.4

2.3.10 プログラムの著作物（10条1項9号）

Q2.3-76

□ プログラムの著作物について、定義規定はあるか。

→ 本書 2.3.10.1

Q2.3-77

□ プログラムについて、定義規定はあるか。

→ 本書 2.3.10.1

Q2.3-78

□ ソースコードとオブジェクトコードのどちらが「プログラム」に該当するか。

→ 本書 2.3.10.1 の*1

Q2.3-79

□ 10条3項の意味について説明せよ。

→ 本書 2.3.10.1 の本文及び*3

Q2.3-80

□ それ以外に、プログラムの著作物に関し、どのような条項があるか。

→ 本書 2.3.10.1

Q2.3-81

□ オープンソースソフトウェアとは何か。

→ 本書 9.2.3

Q2.3-82

□ プログラムが著作物として保護される範囲は、小説、絵画、音楽等の伝統的な著作物と比べて広いか、狭いか。それは何が原因か。

→ 本書 2.3.10.2

Q2.3-83

□ プログラムの違法複製物を業務上電子計算機で使用する行為は、著作権侵害となるか。47条の3第1項との関係はどうなるのか。

→ 本書 2.3.10.3

Q2.3-84

□ プログラムの画面表示に著作物性はあるか。

→ 本書 2.3.10.4

2.4 特殊の著作物

2.4.1 総説

Q2.4-1

□ 特殊の著作物とは何か。どのようなものが規定されているか。

→ 本書 2.4.1

Q2.4-2

□ なぜ10条（著作物の種類の例示）とは別に、規定されているのか。

→ 本書 2.4.1の本文及び*

2.4.2 二次的著作物

Q2.4-3

□ 二次的著作物について、定義規定はあるか。

→ 本書 2.4.2.1

Q2.4-4

□ 二次的著作物について、元の著作物、その著作者は、どのような名称で呼ばれているのか。それは何条を参照すればいいか。

→ 本書 2.4.2.1

Q2.4-5

□ 二次的著作物と、共同著作物・結合著作物とは、どのような点で区別されるか。

→ 本書 2.4.2.1の*

Q2.4-6

□ 2条1項11号に列挙された行為相互の関係について、どのように考えるべきか。

→ 本書 2.4.2.2の本文及び*

Q2.4-7

□ 新たな創作的要素の付与は、二次的著作物の要件か。それはなぜか。

→ 本書 2.4.2.3

Q2.4-8

□ アナログの原著作物をデジタル化した作品は、二次的著作物となるか。

→ 本書 2.4.2.3の*1

Q2.4-9

□ 複製・翻案の区分に関する判断基準として、他にどのような説があるか。

→ 本書 2.4.2.3の*2

Q2.4-10

□ 原著作物が有していた創作的表現が残存していることは、二次的著作物の要件か。それはなぜか。

→ 本書 2.4.2.4

Q2.4-11

□ 結局、二次的著作物の要件をまとめると、どうなるか。最高裁判例の考え方にそって説明せよ。

→ 本書 2.4.2.5

Q2.4-12

□ 原著作者Aが創作した原著作物 a を、Bが翻案して二次的著作物 b を創作した場合、二次的著作物の著作者Bには、どのような権利が発生するか。

→ 本書 2.4.2.6

Q2.4-13

□ 二次的著作物の著作者Bが、自己の権利を第三者Cに対して主張するためには、原著作者Aの許諾を得ていることが必要か。

→ 本書 2.4.2.6

Q2.4-14

□ 二次的著作物の著作者Bの権利は、二次的著作物において新たに付与された創作的部分に限られるか。

→ 本書 2.4.2.6

《参考判例》

・ポパイ・ネクタイ事件の最一小判平9・7・17民集51・6・2714 (→[裁判所サイト](#))

Q2.4-15

□ 原著作物 a の原著作者Aは、二次的著作物 b の「作成」に関して、どのような権利を持っているか。

→ 本書 2.4.2.7

Q2.4-16

□ 原著作物 a の原著作者Aは、二次的著作物 b の「利用」に関して、どのような権利を持っているか。

→ 本書 2.4.2.8

Q2.4-17

□ 二次的著作物 b の利用に関する原著作者Aの権利は、二次的著作物 b の全体に及ぶか、それとも、bのうち原著作物 a の創作性を引き継ぐ部分に限定されるか。

→ 本書 2.4.2.8の本文及び各*

Q2.4-18

□ 11条の意味を説明せよ。

→ 本書 2.4.2.9

Q2.4-19

□ 二次的著作物をさらに翻案した n 次的著作物 (n は 3 以上の整数) すべてに、二次的著作物に関する諸規定は適用されるか。

→ 本書 2.4.2.9 の*

Q2.4-20

□ 二次的著作物 b に関し、原著作者 A と、二次的著作物の著作者 B は、それぞれ、どのような著作者人格権を有するか。

→ 本書 2.4.2.10

2.4.3 編集著作物 (12条)

Q2.4-21

□ 編集著作物について、定義規定はあるか。

→ 本書 2.4.3.1

Q2.4-22

□ 編集著作物を保護することを定めた上記規定の趣旨と法的性格を説明せよ。

→ 本書 2.4.3.1 の本文及び*

Q2.4-23

□ 編集著作物の要件は何か。

→ 本書 2.4.3.2.1

Q2.4-24

□ 「素材の集合物」という要件について、個々の素材は、著作物である必要があるか。第三者の著作物でもよいか。その利用許諾の有無や、保護期間の内外は関係するか。その理由は。

→ 本書 2.4.3.2.2

Q2.4-25

□ 「編集物」であることは要件か。その根拠は。この要件によって、どのようなものが除外されるか。

→ 本書 2.4.3.2.3

Q2.4-26

□ 選択・配列の創作性という要件について、説明せよ。

→ 本書 2.4.3.2.4

Q2.4-27

- 選択・配列の創作性という要件について、創作性の対象は何か。どのような判例があるか。
→ 本書 2.4.3.2.4 の本文及び*2

Q2.4-28

- 新聞の紙面構成は編集著作物か。
→ 本書 2.4.3.2.4 の*1

Q2.4-29

- 選択の創作性の有無は、何に照らして判断されるか。
→ 本書 2.4.3.2.5

Q2.4-30

- 配列の創作性の有無は、何に照らして判断されるか。その関係で電話帳は編集著作物か。
→ 本書 2.4.3.2.6 の本文及び*1

Q2.4-31

- 1 2 条 2 項の意味について説明せよ。
→ 本書 2.4.3.3

Q2.4-32

- 編集著作物を利用する場合、誰から許諾を得ればいいのか、場合を分けて説明せよ。
→ 本書本書 2.4.3.3 の*1

2.4.4 データベースの著作物（1 2 条の 2）

Q2.4-33

- データベースの著作物について、定義規定はあるか。
→ 本書 2.4.4.1

Q2.4-34

- データベースの著作物が、編集著作物とは別に定められているのはなぜか。
→ 本書 2.4.4.1

Q2.4-35

- データベースの著作物の要件は何か。
→ 本書 2.4.4.2.1

Q2.4-36

- 要件「情報の集合物」にいう「情報」とは、編集著作物にいう「素材」と異なる意味か。
→ 本書 2.4.4.2.2

Q2.4-37

- 「電子計算機で検索できるように体系的に構成」とするとは、どのような意味か。
→ 本書 2.4.4.2.3

Q2.4-38

- 選択・体系的構成の創作性について説明せよ。
→ 本書 2.4.4.2.4の本文及び*2

Q2.4-39

- 選択・体系的構成に創作性がないデータベースは一般不法行為によって保護されるか。
→ 本書 2.4.4.2.4の本文及び*4

Q2.4-40

- 12条の2第2項の意味について説明せよ。
→ 本書 2.4.4.3

2.5 保護を受ける著作物の範囲（6条）

2.5.1 保護を受ける著作物

Q2.5-1

- 著作物（2条1項1号）に該当する作品であっても、本法によって保護を受けるためには、他に満たすべき要件はあるか。それを定めた条項はどれか。
→ 本書 2.1.2・2.5.1

Q2.5-2

- 6条の「保護を受ける著作物」とは、何の保護を受けるという意味か。
→ 本書 2.5.1の本文及び*1

Q2.5-3

- 6条1号は、どのような著作物を、「保護を受ける著作物」として定めているか。
→ 本書 2.5.2

Q2.5-4

- 6条2号は、どのような場合を、「保護を受ける著作物」として定めているか。

→ 本書 2.5.3

Q2.5-5

□ 同号に登場する「発行」とは、どのような概念か。

→ 本書 2.5.3.2

Q2.5-6

□ 6条3号は、どのような場合を、「保護を受ける著作物」として定めているか。

→ 本書 2.5.4

Q2.5-7

□ 同号の「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」にいう「条約」とは、具体的に何を指しているか。

→ 本書 2.5.4の*1

Q2.5-8

□ こうした条約に加盟している国が未承認国家である場合には、同号への該当性は認められるか。この点に触れた最高裁判例はあるか。

→ 本書 2.5.4の*2

2.6 権利の目的とならない著作物（13条）

2.6.1 総説

Q2.6-1

□ 著作物（2条1項1号）に該当する作品であっても、6条各号のいずれかに該当する場合かどうかにかかわらず、「権利の目的とならない著作物」はあるか。

→ 本書 2.6.1

Q2.6-2

□ 13条の制度趣旨について説明せよ。

→ 本書 2.6.1

Q2.6-3

□ 13条各号のいずれかに該当する場合には、どのような権利の目的（客体）とならないのか。著作隣接権者の権利の目的（客体）にはなりうるのか。

→ 本書 2.6.1

2.6.2 憲法その他の法令（1号）

Q2.6-4

□ 13条1号は何を定めた規定か。同号の「その他の法令」には、どのようなものが含まれるか。

→ 本書 2.6.2

Q2.6-4

□ 同号に該当するものを、私人が図表化したような場合であっても、著作者の権利の目的（客体）とならないのか。

→ 本書 2.6.2

2.6.3 告示・訓令・通達等（2号）

Q2.6-5

□ 13条2号は、どのようなものを「権利の目的とならない著作物」と定めているか。

→ 本書 2.6.3

Q2.6-6

□ 同号にいう「国」には、地方公共団体、国会の機関、裁判所を含むか。

→ 本書 2.6.3の*1

Q2.6-7

□ 同号の「これらに類するもの」には、政府が刊行する白書、報告書等を含むか。

→ 本書 2.6.3の本文及び*2

2.6.4 判決等（3号）

Q2.6-8

□ 13条3号は、どのようなものを「権利の目的とならない著作物」と定めているか。

→ 本書 2.6.4

Q2.6-9

□ 判決等の中に引用されている他人の著作物は、本号に該当するか。

→ 本書 2.6.4

2.6.5 公的部門が作成する3号までの翻訳物・編集物（4号）

Q2.6-10

□ 13条4号は、どのようなものを「権利の目的とならない著作物」と定めているか。

→ 本書 2.6.5

Q2.6-11

□ 同号の翻訳物・編集物には、データベースの著作物は含まれるか。

→ 本書 2.6.5

Q2.6-12

□ 翻訳物以外の翻案物は、同号の対象とならないのか。

→ 本書 2.6.2

2.7 本法によって保護されない作品と不法行為責任

Q2.7-1

□ 本法によって保護されない作品であっても、一般不法行為（民法709条）によって保護されることがあるか。この点に触れた最高裁判例はあるか。

→ 本書 2.7.1

Q2.7-2

□ 本法によって保護されない作品が一般不法行為によって保護されるための要件は何か。

→ 本書 2.7.2

第3章 著作者の権利の帰属主体

3.1 著作者と著作権者

Q3.1-1

□ 著作物の創作時点における著作者の権利の“帰属主体”は何か。根拠条文は。

→ 本書 3.1

Q3.1-2

□ 創作するだけで著作者の権利を取得することができるのか、それとも何らかの方式を履行する必要があるか。その根拠は。

→ 本書 3.1

Q3.1-3

□ 著作者の権利の帰属主体は、創作後を含めて、著作者人格権と著作権で異なるか。

→ 本書 3.1

3.2 著作者

3.2.2 著作者の意義（2条1項2号）

Q3.2-4

著作者について、定義規定はあるか。

→ 本書 3.2.2.1

Q3.2-5

著作者に関し、他に、本法上には、どのような規定があるか。

→ 本書 3.2.1の本文及び*

Q3.2-6

「著作物を創作する者」（2条1項2号）とは、どのような意味か。

→ 本書 3.2.2.1

Q3.2-7

誰が著作者なのかについての推定規定はあるか。

→ 本書 3.2.2.1・3.2.3

Q3.2-8

推定規定によらない場合、誰が著作者なのかについて、どのような方法で立証・判断するか。

→ 本書 3.2.2.1

Q3.2-9

実際に著作物の作成作業を事実行為として行った者は、著作者となるか。他人の具体的指示に基づいて作業した者はどうか。

→ 本書 3.2.2.2

Q3.2-10

実際に自ら作成作業を行っていない者は、著作者となるか。

→ 本書 3.2.2.3

Q3.2-11

作品の発注・依頼をした者、アイデア等を提供した者、校正・校閲をした者は、著作者となるか。

→ 本書 3.2.2.3

Q3.2-12

□ 著作者の認定は、著作物の性格によって具体的な判断手法が異なりうるか。

→ 本書 3.2.2.4

Q3.2-13

□ 複数の工程を経て作られる著作物の場合における著作者の認定は、どのように行うか。ブロンズ像や、木彫りの仏像の場合はどうか。

→ 本書 3.2.2.4 の*1

Q3.2-14

□ 言語の著作物、建築の著作物については、それぞれ誰が著作者か。それに触れた判例はあるか。

→ 本書 3.2.2.4 の*2・*3

Q3.2-15

□ 建築の著作物、編集著作物については、誰が著作者か。それに触れた判例はあるか。

→ 本書 3.2.2.4 の本文及び*4

3.2.4 職務著作（15条）

Q3.2-16

□ 職務著作とは、どのような制度か。それを規定している条項はどれか。職務著作となるための要件の概要は。

→ 本書 3.2.4.1

Q3.2-17

□ 職務著作の制度趣旨は。制度趣旨に触れた最高裁判決はあるか。どのような制度趣旨であると判示しているか。学説はどうか。

→ 本書 3.2.4.1 の本文及び*

Q3.2-18

□ 要件「法人その他使用者（以下この条において『法人等』という。）の発意に基づ」くことにいう「法人」には、法人格を有しない社団・財団を含むか。

→ 本書 3.2.4.2 の*1

Q3.2-19

□ 「その他使用者」には、どのような者が含まれるか。

→ 本書 3.2.4.2 の*1

Q3.2-20

□ 「発意に基づく」とは、どのような意味か、具体的にはどのような場合か。

→ 本書 3.2.4.2 の本文及び*2

Q3.2-21

□ 要件「その法人等の業務に従事する者」には、当該法人等と雇用関係にある者が含まれるか。

→ 本書 3.2.4.3.1 の本文及び*3

Q3.2-22

□ 当該法人等と雇用関係を有しない者も該当しうるか。その基準は。

→ 本書 3.2.4.3.1 の本文及び*4・*5

Q3.2-23

□ 要件「法人等の業務に従事する者」とは、どのような意味か。

→ 本書 3.2.4.3.1 の本文及び各*

Q3.2-24

□ 要件「職務上作成する」とは、どのような意味か。該当性の判断基準は何か。

→ 本書 3.2.4.3.2 の本文及び*1

Q3.2-25

□ 勤務時間外・勤務場所以外で作成した場合でも、「職務上作成する」といえるか。

→ 本書 3.2.4.3.2 の*1

Q3.2-26

□ 大学の教員が職務上で得た知識を用いて専門書を執筆する場合は、「職務上作成する」といえるか。

→ 本書 3.2.4.3.2 の*2

Q3.2-27

□ 「法人等が自己の著作名義の下に公表するもの」の要否は、著作物の種類によって異なるか。

→ 本書 3.2.4.4.1

Q3.2-28

□ 「法人等が自己の著作名義の下に公表するもの」は、現に法人等の著作名義で公表したものに限られるか。限られないとすると、どのような基準で判断されるべきか。

→ 本書 3.2.4.4.1 の本文及び*1

Q3.2-29

□ 実際に記載された名義が法人等の名称と個人名が併記されたものであるような場合、「法人等が自己の著作名義の下に公表するもの」といえるか。

→ 本書 3.2.4.4.1 の本文及び*2

Q3.2-30

□ 15条2項の制度趣旨について説明せよ。

→ 本書 3.2.4.4.2 の本文及び*2

Q3.2-31

□ 「勤務規則その他に別段の定め」は、どの時点を基準に判断するか。

→ 本書 3.2.4.5 の本文及び*1

3.3 著作権者

3.3.1 著作権者の定義

Q3.3-1

□ 著作権者とは何か。

→ 本書 3.3.1

3.3.2 合意による著作権の原始的帰属

Q3.3-2

□ 合意によって著作権の原始的帰属（誰が創作時の著作権者か）を決定することができるか。

→ 本書 3.3.2

3.4 著作者・著作権者が複数である場合

3.4.1 単独著作物と共同著作物

Q3.4-1

□ 単一の著作物について、著作者が複数である場合に、当該著作物のことを、本法は、どのように呼んでいるか。定義規定はあるか。当該定義規定が定める要件は何か。

→ 本書 3.4.1.1

Q3.4-2

□ その場合における著作者は、講学上、どのように略称されているか。

→ 本書 3.4.1.1

Q3.4-3

□ 単独の著作者による著作物は、講学上、どのように略称されているか。

→ 本書 3.4.1.1

Q3.4-4

□ 共有著作権とは何か。

→ 本書 3.4.1.1

Q3.4-5

□ 共同著作物の要件「二人以上の者が共同して創作した」(共同創作性)のうち、共同して「創作した」といえるためには、共同著作者の創作性は、単独著作物と比べて、より緩やかで足りるか。どのような学説があるか。

→ 本書 3.4.1.2の本文及び*1

Q3.4-6

□ 「共同して」創作したといえるためには、当事者間に、⑦客観的にみて創作的寄与の同時性を要するか、⑧主観的にみて共同製作の意思を要するか。どのような学説があるか。

→ 本書 3.4.1.2の*2及び*3

Q3.4-7

□ 死後補訂(亡き師匠の著書を弟子が補訂するような場合)は共同著作物となるか。

→ 本書 3.4.1.2の*2

Q3.4-8

□ 共同著作物の要件「各人の寄与を分離して個別的に利用することができないもの」(分離(個別的)利用不可能性)とは、どのような意味か。

→ 本書 3.4.1.3

Q3.4-9

□ 分離利用可能な場合、どのような著作物となるか。

→ 本書 3.4.1.3の本文及び*1

Q3.4-10

□ 座談会発言は共同著作物となるか。

→ 本書 3.4.1.3の*2

3.4.2 共同著作物等の権利行使

Q3.4-11

- 共同著作物の権利行使について、本法には、どのような規定が置かれているか。
→ 本書 3.4.2.1

Q3.4-12

- 共同著作物の著作者人格権は、共同著作者のひとりが単独で行使することができるか、それとも全員の合意が必要か。その法的根拠は。
→ 本書 3.4.2.2

Q3.4-13

- 64条1項の法的性格について、どのような説があるか。
→ 本書 3.4.2.2の本文及び*1

Q3.4-14

- 64条1項の「行使」とは、どのような範囲の行為をいうのか。差止請求は含まれるか。
→ 本書 3.4.2.2

Q3.4-15

- 共同著作物について、共同著作者全員の合意のない著作者人格権の行使行為は有効か。
→ 本書 3.4.2.2

Q3.4-16

- 共同著作者の一部が亡くなった場合には、残った生存者全員の合意があれば足りるか。
→ 本書 3.4.2.2の*2

Q3.4-17

- 共同著作物の各著作者は、64条1項の合意を拒否することができるか。
→ 本書 3.4.2.2

Q3.4-18

- 信義に反して合意成立を拒否している共同著作者に対して、他の共同著作者は、どのような法的措置を講じることができるか。
→ 本書 3.4.2.2の本文及び*3

Q3.4-19

- 共同著作物の著作者は、共同著作者のうちからその著作者人格権を代表して行使する者を定めることができるか。
→ 本書 3.4.2.2

Q3.4-20

- 著作者人格権を代表して行使する者を定めた場合に、その者の代表権に制限を加えるこ

とができるか。当該制限を、善意の第三者に対抗することができるか。その法的根拠は。
→ 本書 3.4.2.2

Q3.4-21

□ 共有著作権について、各共有者は、自己の持分を他の共有者の同意なしに処分できるか。
その法的根拠は。
→ 本書 3.4.2.3

Q3.4-22

□ 相続・会社合併のような包括承継、質権実行による移転、強制執行による移転について、
他の共有者の同意を取得する必要があるか。
→ 本書 3.4.2.3

Q3.4-23

□ 共有著作権について、各共有者は、共有者全員の合意によらずに共有著作権を行使する
ことができるか。
→ 本書 3.4.2.3

Q3.4-24

□ 65条2項の「行使」とは、どのような範囲の行為をいうのか。差止請求は含まれるか。
→ 本書 3.4.2.3

Q3.4-25

□ 65条1項・2項に関する同意の成立を、各共有者は拒否することができるか。
→ 本書 3.4.2.3

Q3.4-26

65条3項にいう「正当な理由」の有無は、何を基準に判断されるか。
→ 本書 3.4.2.3の*3

Q3.4-27

□ 65条3項にいう「正当な理由」なく共有者が同意を拒否する場合、他の共有者には、
どのような救済手続があるか。
→ 本書 3.4.2.3の*4

3.5 映画著作物の著作者・著作権者

3.5.1 映画著作物の特殊性

Q3.5-1

映画著作物の著作者・著作権者について、どのような規定が置かれているか。

→ 本書 3.5.1

Q3.5-2

映画著作物が職務著作に該当する場合はどうか。

→ 本書 3.5.1 の*1

Q3.5-3

実演家の許諾を得て映画著作物に収録された実演については、どのような規定が置かれているか。

→ 本書 3.5.1 の*2

3.5.2 映画著作物の著作者（16条）

Q3.5-4

映画著作物の著作者となるのは誰か。規定している条項はあるか。その制度趣旨、法的性格は。

→ 本書 3.5.2.1

Q3.5-5

16条本文の法的性格は。

→ 本書 3.5.2.1 の*1

Q3.5-6

全体的形成寄与者とは。

→ 本書 3.5.2.2

Q3.5-7

全体的形成寄与者への帰属には、例外（除外）は認められていないか。除外された趣旨は何か。

→ 本書 3.5.2.3

Q3.5-8

これによって除外されている者は、講学上、どのような名称で呼ばれているか。

→ 本書 3.5.2.3

Q3.5-9

クラシカルオーサーの権利は、どのような内容のものか。

→ 本書 3.5.2.3 の*

Q3.5-10

□ 職務著作に該当する場合には、誰が著作者となるかについて規定はあるか。

→ 本書 3.5.1 の*1

3.5.3 映画著作物の著作権者（29条）

Q3.5-11

□ 映画著作物の著作権者となるのは誰かについて、本法は規定を置いているか。それは何条か。

→ 本書 3.5.3.1

Q3.5-12

□ 29条は、1項、2項、3項で、適用対象となる映画著作物の種類が異なっているか。

→ 本書 3.5.3.1

Q3.5-13

□ 29条1項本文の適用対象となる映画著作物は、劇場用映画に限られるか。セルビデオ専用品、テレビCM用の広告映像も含まれるか。

→ 本書 3.5.3.1 の本文及び*2

Q3.5-14

□ 29条1項本文は、誰を映画著作物の著作権者としているか。

→ 本書 3.5.3.1

Q3.5-15

□ 29条1項本文と16条は、どのような関係に立つか。結局、全体的形成寄与者に残された権利は何か。

→ 本書 3.5.3.1

Q3.5-16

□ 29条1項本文の立法趣旨は何か。

→ 本書 3.5.3.1

Q3.5-17

□ 29条1項本文によって映画製作者に著作権が集中的に帰属するためには、どのような要件を満たす必要があるか。

→ 本書 3.5.3.1

Q3.5-18

- 映画製作への参加約束があるといえるためには、製作に参加する者に、著作権譲渡の意思が存在したことを要するか。
→ 本書 3.5.3.1 の本文及び*3

Q3.5-19

- 映画製作者とは何か。定義規定はあるか。該当性は、何を基準に判断されているか。
→ 本書 3.5.3.2

Q3.5-20

- 29条2項の対象となる放送用映画には、何のための技術的手段として製作する映画が含まれるか。
→ 本書 3.5.3.3

Q3.5-21

- 29条2項の「専ら」とは、どのような意味か。
→ 本書 3.5.3.3 の*1

Q3.5-22

- 29条2項にいう放送事業者は、何条で、どのように定義されているか。
→ 本書 3.5.3.3 の*2・6.4.3

Q3.5-23

- 29条2項にいう放送は、何条で、どのように定義されているか。
→ 本書 3.5.3.3 の*3・6.4.2

Q3.5-24

- 29条2項にいう放送同時配信等は、何条で、どのように定義されているか。
→ 本書 3.5.3.3.2

Q3.5-25

- 放送同時配信等の要件を述べよ。「追っかけ配信」や「見逃し配信」は含むか。
→ 本書 3.5.3.3.2 の本文及び*3

Q3.5-26

- 放送用映画の著作権は誰に帰属するか。それを定めた条項は。
→ 本書 3.5.3.3

Q3.5-27

- 29条2項の放送用映画には、放送事業者が他の事業者と共同製作するような場合や、DVD化と放送の両方を目的にするような場合は含まれるか。
→ 本書 3.5.3.3 の*1

Q3.5-28

29条2項によって放送事業者に法定帰属する著作権は、すべての支分権か。

→ 本書 3.5.3.3

Q3.5-29

放送事業者に法定帰属しなかった支分権は、誰に帰属するのか。

→ 本書 3.5.3.3

Q3.5-30

29条2項の趣旨を説明せよ。換言すると、なぜ放送事業者に法定帰属する著作権は、一部の支分権に限られているのか。

→ 本書 3.5.3.3

Q3.5-31

29条2項にいう「放送される」著作物とは、どのような意味か。

→ 本書 3.5.3.3の*2

Q3.5-32

特定入力型自動公衆送信とは何か。何条で、どのように定義されているか。

→ 本書 3.5.3.3.3

Q3.5-33

有線放送用映画の著作権は誰に帰属するか。それを定めた条項は。

→ 本書 3.5.3.4

Q3.5-34

29条3項によって有線放送事業者に法定帰属する著作権は、すべての支分権か。放送用映画の場合と異なるのか。それはなぜか。

→ 本書 3.5.3.4

Q3.5-35

有線放送事業者に法定帰属しなかった支分権は、誰に帰属するのか。

→ 本書 3.5.3.4

3.5.4 クラシカルオーサーに対する権利処理

Q3.5-29

クラシカルオーサーには、どのような権利が残るか。それに対し、どのような権利処理が必要か。

→ 本書 3.5.4

第4章 著作者の権利 1—著作権

4.1 著作権総論

4.1.1 著作権と支分権

Q4.1-1

□ 本法において著作権とは、どの条項で、どのように定義されているか。

→ 本書 4.1.1 の本文及び*1

Q4.1-2

□ 「著作権に含まれる権利の種類」（本法第3節第3款）の各々は、講学上、どのような名称で呼ばれているか。

→ 本書 4.1.1

Q4.1-3

□ 著作権が「権利の束」と呼ばれているのはなぜか。なぜ「権利の束」が膨れ上がったのか。

→ 本書 4.1.1 の本文及び*2

Q4.1-4

□ 本法における著作権には、どのような支分権が含まれているか。

→ 本書 4.1.1

4.1.2 支分権の基本構造

Q4.1-5

□ 支分権は、どのような基本構造となっているか。

→ 本書 4.1.2.1

Q4.1-6

□ 個々の支分権の帰属主体は、法文上、どのように記載されているか。「著作権者」ではなく「著作権者」と記載されているのはなぜか。

→ 本書 4.1.2.2

Q4.1-7

□ 個々の支分権の客体は、客体となる著作物（対象著作物）について、法文上、何らかの限定をしているか。

→ 本書 4.1.2.3

Q4.1-8

□ 個々の支分権に対象として定められている個別的利用態様は、どのように分類することができるか。

→ 本書 4.1.2.4.1

Q4.1-9

□ 本法は、私的領域内にとどまる利用行為を、支分権の対象として定められている個別的利用態様から、原則的に除外しているか。それは、どのような点から導けるか。

→ 本書 4.1.2.4.2の本文及び*1

Q4.1-10

□ 公に提示する類型の支分権にいう「公に」について、定義規定はあるか。それは、どのように定義されているか。

→ 本書 4.1.2.4.2の本文及び*2

Q4.1-11

□ 自宅の風呂場で歌った鼻歌が、たまたま通行人に聞こえても「公に」に該当するか。

→ 本書 4.1.2.4.2の*2

Q4.1-12

□ 公に提示する類型の支分権にいう「公衆」とは、どのような意味か。それについて、関連規定はあるか。有料の会員制や契約制であっても「公衆」といえるか。関連する最高裁判例はあるか。

→ 本書 4.1.2.4.2の本文及び*3

Q4.1-13

□ 「公に」「公衆」要件への該当性は、誰を利用主体とみるかによって異なりうるか。

→ 本書 4.1.2.4.2の*4

Q4.1-14

□ 私的領域内にとどまる複製は、本法上、どのように扱われているか。

→ 本書 4.1.2.4.2の本文及び*5

Q4.1-15

□ 公に提示する類型の支分権について、非営利、無料かつ無報酬で公に提示する行為は、本法上、どのように扱われているか。

→ 本書 4.1.2.4.3 の本文及び*

Q4.1-16

- 支分権の対象となる法定利用行為を、一般に本法はどのような言葉で総称しているか。
→ 本書 4.1.2.5 の本文及び*1

Q4.1-17

- いずれの支分権にも該当しない行為は、原則として自由に行うことができるが、これを本法は、一般に、どのような言葉で総称しているか。
→ 本書 4.1.2.5 の本文及び*1

Q4.1-18

- 個々の支分権にいう「権利を専有する」とは、どのような意味か。
→ 本書 4.1.2.6.1 の本文

Q4.1-19

- 「権利を専有する」ためには、著作物を創作するだけでいいのか、それとも何らかの方式を履行する必要があるか。それを定める条項はあるか。
→ 本書 4.1.2.6.1

Q4.1-20

- 排他的支配権能（独占権）は禁止権か、許諾権か。
→ 本書 4.1.2.6.1 の本文及び*

Q4.1-21

- 排他的支配権能（独占権）は絶対的独占権か、相対的独占権か。換言すると、他人の独自創作に、著作権の支分権は及ぶか。
→ 本書 4.1.2.6.1

Q4.1-22

- 「依拠性」とは何か。依拠性がなければ侵害は成立しない旨を判示した最高裁判例はあるか。
→ 本書 4.1.2.6.2 の本文及び*1

Q4.1-23

- 「依拠性」の内容として、既存の著作物の存在・内容を知っていたことを要するか。プログラム著作物の侵害が成立するためには、行為者が、プログラムの具体的内容や権利者を知っている必要があるか。
→ 本書 4.1.2.6.2 の本文及び*3

Q4.1-24

- 「依拠性」の内容として、既存の著作物を利用する意思があったことを要するか。既存著作物を認識していても、その創作的表現を何ら利用せず、敢えて異なる表現を用いて著作物を作ったときでも、侵害が成立するか。

→ 本書 4.1.2.6.2 の本文

Q4.1-25

- 間接依拠とは何か。間接依拠も原著物に対する依拠といえるか。

→ 本書 4.1.2.6.2 の本文及び*6

4.1.3 著作権の制限規定との関係

Q4.1-1

- 著作権の制限規定とは何か。支分権との関係は。

→ 本書 4.1.3

4.2 著作権各論—各種の支分権

4.2.1 複製権（21条）

Q4.2-1

- 複製権とは何か。それを定めた条項は。

→ 本書 4.2.1.1

Q4.2-2

- 複製とは何か。定義規定は。

→ 本書 4.2.1.1

Q4.2-3

- 複製の定義にいう「再製」とは何か。

→ 本書 4.2.1.1

Q4.2-4

- 「有形的」に再製するとは。一時的蓄積は複製にあたるか。

→ 本書 4.2.1.2

Q4.2-5

- 複製の定義規定には、どのようなものが例示されているか。

→ 本書 4.2.1.3

Q4.2-6

□ 録音、録画、記録は、複製に該当するか。本法は、これらの用語を、どのような意味のものとして位置付けているか。

→ 本書 4.2.1.3 の本文及び*1

Q4.2-7

□ 2条1項15号イの趣旨と法的性格について説明せよ。

→ 本書 4.2.1.3 の本文及び*2

Q4.2-8

□ 2条1項15号ロの趣旨と法的性格について説明せよ。

→ 本書 2.3.6.3 の本文及び*3

4.2.2 上演権・演奏権（22条）

Q4.2-9

□ 上演権・演奏権の根拠規定をいえ。

→ 本書 4.2.2.1

Q4.2-10

□ 上演権・演奏権の対象著作物の種類に限定はあるか。

→ 本書 4.2.2.1 の本文及び*2

Q4.2-11

□ 上演権・演奏権の対象利用態様は何か。

→ 本書 4.2.2.2.1

Q4.2-12

□ 「上演」「演奏」について、定義規定はあるか。どのような内容か。

→ 本書 4.2.2.2.1

Q4.2-13

□ 家庭内における上演・演奏は、上演権・演奏権の対象となるか。

→ 本書 4.2.2.2.1 の本文及び*1

Q4.2-14

□ 「上演」「演奏」と「実演」とは、どのような関係に立つか。

→ 本書 4.2.2.2.1 の本文及び*2

Q4.2-15

□ 2条7項について説明せよ。

→ 本書 4.2.2.2

Q4.2-16

□ 同一会場内におけるマイク演奏は演奏権の対象となるか。

→ 本書 4.2.2.2の本文及び*4

Q4.2-17

非営利、無料かつ無報酬による上演・演奏であっても上演権・演奏権の侵害となるか。

→ 本書 4.2.2.3

4.2.3 上映権（22条の2）

Q4.2-18

□ 上映権の根拠規定をいえ。何をする権利か。

→ 本書 4.2.3

Q4.2-19

□ 上映権の対象著作物の種類に限定はあるか。

→ 本書 4.2.3

Q4.2-20

□ 「上映」とは何か。定義規定はあるか。どのような内容か。

→ 本書 4.2.3の本文及び*3・*4

Q4.2-21

□ 「映写」の対象物はスクリーン（映写幕）に限定されるか。

→ 本書 4.2.3の本文及び*5

Q4.2-22

□ 音を再生することは上映に該当するか。関連規定はあるか。

→ 本書 4.2.3の*6

4.2.4 公衆送信権（23条1項）

Q4.2-23

□ 公衆送信権の根拠規定をいえ。何を行う権利か。

→ 本書 4.2.4.1

Q4.2-24

□ 公衆送信権の対象著作物の種類に限定はあるか。

→ **本書** 4.2.4.1

Q4.2-25

□ 公衆送信権の対象利用態様は、どのように2分類できるか。

→ **本書** 4.2.4.1

《参考判例》

・まねきTV事件の最三小判平23・1・18民集65・1・121 (→[裁判所サイト](#))

Q4.2-26

□ 公衆送信とは何か。定義規定はあるか。どのような内容か。

→ **本書** 4.2.4.2.1

Q4.2-27

□ 公衆送信は、さらに具体的な類型として、どのように分類できるか。

→ **本書** 4.2.4.2.1

Q4.2-28

□ 公衆送信の要件は何か。それぞれの要件は、どのようなものを除外するためのものか。

→ **本書** 4.2.4.2.2

Q4.2-29

□ 自動公衆送信とは何か。定義規定はあるか。どのような内容か。

→ **本書** 4.2.4.2.3

Q4.2-30

□ 自動公衆送信の要件は何か。ファイル共有ソフトによる送信行為も該当しうるか。自動公衆送信装置を用いたものに限られるか。

→ **本書** 4.2.4.2.3

Q4.2-31

□ インターネットのハイパーリンクは、公衆送信等に該当するか。「埋め込み型リンク」を張る場合はどうか。関連判例はあるか。

→ **本書** 4.2.4.2.3の*2

Q4.2-32

□ 同一構内における送信は、公衆送信に該当するか。さらに、その例外はあるか。

→ **本書** 4.2.4.2.4の本文及び*1・*2

Q4.2-33

自動公衆送信の場合における送信可能化は、公衆送信権の対象となるか。それを定めた条項はあるか。その法的性格及び制度趣旨は。

→ 本書 4.2.4.3.1 の本文及び*1

Q4.2-34

送信可能化とは何か。定義規定はあるか。どのような内容か。

→ 本書 4.2.4.3.2

Q4.2-35

自動公衆送信装置とは何か。定義規定はあるか。どのような内容か。

→ 本書 4.2.4.3.2

Q4.2-36

自動公衆送信装置は、「1対多」の送信機能を具備しているものであることが必要か。この点に関する最高裁判例はあるか。

→ 本書 4.2.4.3.2 の本文及び*3

Q4.2-37

公衆送信権に特有の制限規定として、どのようなものがあるか。

→ 本書 4.2.4.4

4.2.5 公に伝達する権利（23条2項）

Q4.2-38

公に伝達する権利（伝達権）の根拠規定をいえ。何を行う権利か。

→ 本書 4.2.5.1

Q4.2-39

伝達権の対象著作物の種類に限定はあるか。

→ 本書 4.2.5.2

Q4.2-40

伝達権の対象利用態様は何か。

→ 本書 4.2.5.2

Q4.2-41

「伝達」とは何か。

→ 本書 4.2.5.2 の本文及び*2

Q4.2-42

38 条 3 項による伝達権の制限は、放送、有線放送、特定入力型自動公衆送信、放送同時配信等にも及ぶか。

→ 本書 4.2.5.4

Q4.2-43

家庭内でテレビを視聴する行為は、伝達権の対象となるか。

→ 本書 4.2.5.4

Q4.2-44

公民館のロビーにテレビの大型プロジェクターを設置して来館者に無料で視聴させるような行為は、伝達権の対象となるか。

→ 本書 4.2.5.4

Q4.2-45

飲食店内に集客のために通常のテレビを置いて客に視聴させるような行為は、伝達権の対象となるか。

→ 本書 4.2.5.4

Q4.2-46

放送・有線放送される著作物に伝達権が及ぶ範囲は、38 条 3 項との関係で、おおむねどのようなようになるか。

→ 本書 4.2.5.4

4.2.6 口述権（24条）

Q4.2-47

口述権の根拠規定をいえ。何を行う権利か。

→ 本書 4.2.6.1

Q4.2-48

口述権の対象著作物の種類に限定はあるか。

→ 本書 4.2.6.1

Q4.2-49

口述権の対象利用態様は何か。

→ 本書 4.2.6.2

Q4.2-50

落語、漫才、講談、歌唱、著作物たる祈願経文の読み上げは口述権の対象となるか。

→ 本書 4.2.6.2 の本文及び*1

Q4.2-51

- 講演の録画映像をプロジェクター投影して公衆に見せるような行為や、講演の録音テープを再生して公衆に聞かせるような行為は口述権の対象となるか。
→ 本書 4.2.6.2 の本文及び*2

Q4.2-52

- 講演の録画映像を放送して公衆に見せるような行為は口述権の対象となるか。
→ 本書 4.2.6.2 の本文及び*2

Q4.2-53

- マイクを用いて講演して、それを同時に当該会場内にスピーカーで流すような行為は、口述権の対象となるか。
→ 本書 4.2.6.2 の*2・4.2.2.2.2

Q4.2-54

- 講演会場での講演を生中継放送するような行為は、口述権の対象となるか。
→ 本書 4.2.6.2 の*2・4.2.2.2.2

Q4.2-55

- 非営利、無料かつ無報酬による口述に口述権は及ぶか。
→ 本書 4.2.6.3

Q4.2-56

- 結局、口述権が及ぶ範囲は、おおむねどのようになるか。
→ 本書 4.2.6.3

4.2.7 展示権（25条）

Q4.2-57

- 展示権の根拠規定をいえ。何を行う権利か。
→ 本書 4.2.7.1

Q4.2-58

- 展示権の対象著作物の種類に限定はあるか。小説の自筆原稿は展示権の対象となるか。
→ 本書 4.2.7.2 の本文及び*1

Q4.2-59

- 対象著作物の種類によって、未発行であることを要するかどうかについて違いがあるか。それはなぜか。

→ 本書 4.2.7.2 の本文及び*3

Q4.2-60

展示権の対象利用態様は何か。複製物を展示することや、家庭内の居間に展示することも、展示権の対象となるか。

→ 本書 4.2.7.3.1 の本文及び各*

Q4.2-61

原作品とは何か。

→ 本書 4.2.7.3.2

Q4.2-62

オリジナルコピーとは何か、原作品に該当するか。

→ 本書 4.2.7.3.2 の*3

Q4.2-63

応用美術の原作品は何か。

→ 本書 4.2.7.3.2 の*4

Q4.2-64

写真の著作物の原作品は何か。フィルム写真と、デジタルカメラ写真で異なるか。

→ 本書 4.2.7.3.2 の*6

Q4.2-65

原作品の所有者は、著作権者の許諾を得ることなく、これらの著作物の原作品を公に展示することができるか。原作品の所有者の同意を得た者はどうか。根拠規定は。

→ 本書 4.2.7.4.1

Q4.2-66

原作品の所有者等が屋外恒常設置に該当する場合はどうか。根拠規定は。これに該当するかどうかで区別されている理由は何か。

→ 本書 4.2.7.4.2 の本文及び*1

Q4.2-67

45条1項・2項で対象著作物は同一か。違いがある理由は何か。

→ 本書 4.2.7.4.2

Q4.2-68

どのような場合が屋外恒常設置に該当するか。

→ 本書 4.2.7.4.2

4.2.8 頒布権（26条）

Q4.2-69

- 頒布権の根拠規定をいえ。何を行う権利か。
→ 本書 4.2.8.1

Q4.2-70

- 頒布権の制度趣旨は何か。それに言及した最高裁判例はあるか。
→ 本書 4.2.8.1

《参考判例》

・中古ゲームソフト事件の最一小判平14・4・24民集56・4・808（→[裁判所サイト](#)）

Q4.2-71

- 頒布権の対象著作物の種類に限定はあるか。
→ 本書 4.2.8.1

Q4.2-72

- 頒布権の帰属主体は誰か。
→ 本書 4.2.8.1

Q4.2-73

- 映画著作物において複製されている著作物の著作者（例：映画の主題歌・挿入曲の作曲家）にも、当該著作物が含まれる映画著作物について頒布権があるか。根拠規定は。
→ 本書 4.2.8.1 の*2

Q4.2-74

- 映画著作物において翻案された著作物（例：原作小説）の著作者にも、当該映画著作物の頒布権があるか。根拠規定は。
→ 本書 4.2.8.1 の*3

Q4.2-75

- 頒布権の対象利用態様は何か。
→ 本書 4.2.8.2

Q4.2-76

- 頒布権にいう「頒布」は、譲渡に限られるか。それ以外に、どのようなものが該当するか。いずれも頒布の相手が「公衆」の場合に限られるか。
→ 本書 4.2.8.2

Q4.2-77

- 頒布権にいう「頒布」は、劇場用映画の配給業態のものに限られるか。それに言及した最高裁判例はあるか。
→ 本書 4.2.8.2 の*1

Q4.2-78

- 頒布権にいう「頒布」は、複製物の場合に限られるか。その趣旨は。
→ 本書 4.2.8.2 の*3

Q4.2-79

- 頒布権は消尽するか。それに言及した最高裁判例はあるか。
→ 本書 4.2.8.3

Q4.2-80

- 映画著作物の頒布に特有の制限規定はあるか。
→ 本書 4.2.8.4

4.2.9 譲渡権（26条の2）

Q4.2-81

- 譲渡権の根拠規定をいえ。何を行う権利か。円滑な流通確保との調整を図るため、本法はどのような制度を用意しているか。
→ 本書 4.2.9.1

Q4.2-82

- 譲渡権の対象著作物の種類に限定はあるか。どのような理由で、どのような種類の著作物が除外されているか。
→ 本書 4.2.9.2

Q4.2-83

- 譲渡権の対象利用態様は何か。
→ 本書 4.2.9.3

Q4.2-84

- 譲渡権は、譲渡の相手が「公衆」の場合に限られるか。
→ 本書 4.2.9.3

Q4.2-85

- 譲渡の対象は、複製物に限られるか。
→ 本書 4.2.9.3 の本文及び*1

Q4.2-86

譲渡は、物理媒体の占有・所有権の移転がある場合に限られるか。メール添付で著作物のデジタルファイルを送ったような場合も、譲渡に該当するか。

→ 本書 4.2.9.3 の本文及び*2

Q4.2-87

譲渡権は消尽するか。その根拠規定はあるか。

→ 本書 4.2.9.4

Q4.2-88

善意・無過失で譲り受けた者にも、譲渡権は及ぶか。その根拠規定はあるか。

→ 本書 4.2.9.5

Q4.2-89

適法複製物が譲渡許諾を得て譲渡された場合には、それによって譲渡権は消尽するか。

→ 本書 4.2.9.6

Q4.2-90

適法複製物が譲渡許諾なしに譲渡された場合には、それによって譲渡権は消尽するか。

→ 本書 4.2.9.7

Q4.2-91

違法複製物が譲渡された場合の権利関係を説明せよ。

→ 本書 4.2.9.8

4.2.10 貸与権（26条の3）

Q4.2-92

貸与権の根拠規定をいえ。何を行う権利か。制度趣旨は。

→ 本書 4.2.10.1 の本文及び*1

Q4.2-93

貸与権の対象著作物の種類に限定はあるか。

→ 本書 4.2.10.1 の*2

Q4.2-94

貸与権の対象利用態様は何か。

→ 本書 4.2.10.2

Q4.2-95

- 貸与権にいう貸与の対象は、複製物の貸与に限られるか。原作品も含むか。その趣旨は。
→ 本書 4.2.10.2 の本文及び*1

Q4.2-96

- 貸与権は、貸与の相手が「公衆」の場合に限られるか。
→ 本書 4.2.10.2

Q4.2-97

- 貸与権にいう貸与は、著作物が載った物理媒体の占有移転がある場合に限られるか。メール添付で著作物のデジタルファイルを送ったような場合も、貸与に該当するか。
→ 本書 4.2.10.2 の*1

Q4.2-98

- プログラム組込チップ内蔵された工業製品をレンタルする場合も、貸与権にいう貸与に該当するか。
→ 本書 4.2.10.2 の*2

Q4.2-99

- 2条8項について説明せよ。
→ 本書 4.2.10.2 の本文及び*4

Q4.2-100

- ファイナンスリース契約に基づきリース業者が著作物の複製物をユーザーに提供する行為に貸与権が及ぶか。この点に触れた判例はあるか。
→ 本書 4.2.10.3

Q4.2-101

- 非営利かつ無料で貸与する場合にも、貸与権は働くか。その趣旨は。
→ 本書 4.2.10.4

4.2.11 二次的著作物を作成する権利（27条）

Q4.2-102

- 二次的著作物を作成する権利の根拠規定をいえ。何を行う権利か。
→ 本書 4.2.11

《参考判例》

・江差追分事件の最一小判平 13・6・28 民集 55・4・837 (→[裁判所サイト](#))

Q4.2-103

□ 「翻訳……映画化」部分と「翻案」との関係は。

→ 本書 2.4.2.2

Q4.2-104

□ 二次的著作物とは何か。

→ 本書 2.4.2.5

《参考判例》

・ポパイ・ネクタイ事件の最一小判平9・7・17民集51・6・2714 (→[裁判所サイト](#))

4.2.12 二次的著作物の利用に関する原作者の権利（28条）

Q4.2-105

□ 二次的著作物の利用に関する原作者の権利の根拠規定をいえ。何を行う権利か。27条の権利と、どのように違うのか。

→ 本書 4.2.12 の本文及び*1

Q4.2-106

□ 「同一の種類を専有する」の意味を説明せよ。その存続期間はどうか。

→ 本書 4.2.12 の本文及び*2・*3

Q4.2-107

□ Aの小説を原著作物としてBが漫画（二次的著作物）を創作した場合、原作者Aの28条の権利が及ぶ範囲は、二次的著作物の全部なのか、それとも原著作物の創作性を引き継ぐ部分に限られるか。

→ 本書 2.4.2.8

Q4.2-108

□ この設例で、Aが有する28条の権利の存続期間は、Bのそれと同様か。

→ 本書 4.2.12 の本文及び*3

4.3 みなし侵害規定（113条）—著作権が及ぶ範囲の実質的拡張

4.3.1 総説

Q4.3-1

□ 「みなし侵害規定」とは何か。どのような制度趣旨から設けられた規定か。

→ 本書 4.3.1

Q4.3-2

- 「みなし侵害規定」の対象は著作物に限られるか、著作権侵害とみなすだけのものか。
→ 本書 4.3.1

4.3.2 113条1項1号について

Q4.3-3

- 1項1号は、どのような内容の規定か。侵害とみなされる権利は何か。
→ 本書 4.3.2.1

Q4.3-4

- 同号の制度趣旨について説明せよ。
→ 本書 4.3.2.1の*1

Q4.3-5

- 同号の「侵害となるべき行為」は、どこの国の法律を基準に判断されるのか。
→ 本書 4.3.2.2の*5

Q4.3-6

- 同号の「侵害となるべき行為」は、作成時と輸入時の、どちらを基準時とするのか。
→ 本書 4.3.2.2の*4

Q4.3-7

- 同号の対象物は何か。侵害の用に供するにすぎないものは含まれるか。
→ 本書 4.3.2.2の*6・*7

Q4.3-8

- 同号の対象物は有体物に限られるか。
→ 本書 4.3.2.2の*7

Q4.3-9

- 海外からデータを受信して取得するような行為は同号の対象となるか。海外から海賊版データを受信して取得するような行為について、他に規制があるか。
→ 本書 4.3.2.2の*7

Q4.3-10

- 同号の対象となる行為は何か。自己使用目的の輸入行為は対象となるか。
→ 本書 4.3.2.2の*8

Q4.3-11

- 同号は、輸入者の故意・過失の有無を問わず適用されるか。
→ 本書 4.3.2.2 の*8

4.3.3 113条1項2号について

Q4.3-12

- 1項2号は、どのような内容の規定か。侵害とみなされる権利は何か。
→ 本書 4.3.3.1

Q4.3-13

- 同号の制度趣旨について説明せよ。
→ 本書 4.3.3.1 の本文及び*1

Q4.3-14

- 同号の対象となる行為を列挙せよ。
→ 本書 4.3.3.1

Q4.3-15

- 同号と譲渡権（26条の2）との関係は。
→ 本書 4.3.3.1 の*2

Q4.3-16

- 同号の対象物（権利侵害物）は何か。有体物に限るか。1項1号と異なるか。
→ 本書 4.3.3.2 の*1・*2

Q4.3-17

- 同号では、なぜ「情を知って」が要件とされているのか。
→ 本書 4.3.3.3 の*1

Q4.3-18

- 「情を知って」は何時を基準に判断されるか。権利侵害物の取得時点において「情を知って」いる必要があるか。
→ 本書 4.3.3.3 の*2

Q4.3-19

- 「情を知って」を満たすためには、権利侵害である旨判断した判決が確定したことを知る必要があるか。
→ 本書 4.3.3.3 の本文及び*3

Q4.3-20

- 侵害者自身については「情を知って」である必要があるか。なぜか。
→ 本書 4.3.3.3 の本文及び*4

4.3.4 113条2項について

Q4.3-21

- 2項は、どのような内容の規定か。どのような制度趣旨から設けられた規定か。侵害とみなされる権利は何か。
→ 本書 4.3.4

Q4.3-22

- 同項の「送信元識別符号等」について説明せよ。
→ 本書 4.3.4 の本文及び*1

Q4.3-23

- 同項にいう「侵害著作物等」とは何か。
→ 本書 4.3.4 の本文及び*2

Q4.3-24

- 同項にいう「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」「侵害著作物等利用容易化プログラム」とは何か。
→ 本書 4.3.4

Q4.3-25

- 同項にいう「ウェブサイト等」とは何か。これを定義する113条4項について説明せよ。
→ 本書 4.3.4 の*5

4.3.5 113条3項について

Q4.3-26

- 3項は、どのような内容の規定か。どのような制度趣旨から設けられた規定か。侵害とみなされる権利は何か。
→ 本書 4.3.5

Q4.3-27

- 4項は3項と、どのような違いがあるか。
→ 本書 4.3.5

4.3.6 113条5項について

Q4.3-28

□ 5項は、どのような内容の規定か。同項の制度趣旨について説明せよ。

→ 本書 4.3.6 の本文及び*1

Q4.3-29

□ 同項の対象となる物は何か。

→ 本書 4.3.6 本文及び*2

Q4.3-30

□ 同項の対象となる行為は何か。業務上に限定されている理由は何か。

→ 本書 4.3.6 本文及び*3

Q4.3-31

□ 同項の主観的要件について説明せよ。

→ 本書 4.3.6 本文及び*5

4.3.7 113条6項について

Q4.3-32

□ 6項は、どのような内容の規定か。

→ 本書 4.3.7.1

Q4.3-33

□ 同項の制度趣旨・改正の経緯について説明せよ。

→ 本書 4.3.7.1 の本文及び*1

Q4.3-34

□ 同項にいう「技術的利用制限手段」は、何条で、どのように定義されているか。著作権者等の意思に基づくことなく用いられているものは除かれるか。

→ 本書 4.3.7.2

Q4.3-35

□ 「技術的利用制限手段」と「技術的保護手段」との違いについて説明せよ。

→ 「技術的利用制限手段」については本書 4.3.7.2 の本文及び*5、「技術的保護手段」については本書 4.3.8.2

Q4.3-36

□ 同項にいう「回避」とは何か。著作権者等の意思に基づいて行われる場合を含むか。

→ 本書 4.3.7.3

4.3.8 113条7項について

Q4.3-37

□ 7項は、どのような内容の規定か。

→ 本書 4.3.8.1

Q4.3-38

□ 同項が侵害とみなす行為は何か。同項にいう指令符号とは何か。

→ 本書 4.3.8.1

Q4.3-39

□ 同項は、技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことを機能とする指令符号を対象としているが、技術的保護手段の回避、技術的保護手段の回避とは何か。

→ 技術的保護手段の回避については本書 4.3.7.2・4.3.7.3、技術的保護手段の回避については本書 4.3.8.2

4.3.9 113条8項について

Q4.3-40

□ 8項は、どのような内容の規定か。

→ 本書 4.3.9.1

Q4.3-41

□ 同項の制度趣旨について説明せよ。

→ 本書 4.3.9.1の*1

Q4.3-42

□ 同項にいう「権利管理情報」とは何か。書籍等に印刷されたバーコード情報は該当するか。映画のタイトルバックやスタッフロールのような情報はどうか。「権利管理情報」の対象となる権利は何か。

→ 本書 4.3.9.2の本文及び*1

Q4.3-43

□ 権利管理情報について権利侵害とみなされる行為は何か。

→ 本書 4.3.9.3

Q4.3-44

□ 同項違反の行為は、どのような措置の対象となるか。

→ 本書 4.3.9.3、罰則につき 4.3.9.1の*3

4.3.10 113条9項について

Q4.3-45

9項は、何を定めた規定か。

→ 本書 4.3.10

Q4.3-46

同項の制度趣旨について説明せよ。

→ 本書 4.3.10

4.3.11 113条10項について

Q4.3-47

10項は、何を定めた規定か。

→ 本書 4.3.11

Q4.3-48

同項の運用について、文化庁の通知はあるか。どのような内容か。

→ 本書 4.3.11 の*2

Q4.3-49

同項の制度趣旨について説明せよ。

→ 本書 4.3.11 の*1

Q4.3-50

同項の「国内頒布目的商業用レコード」について説明せよ。

→ 本書 4.3.11 の*3

Q4.3-51

「レコード」とは何か。

→ 本書 6.3.2 の本文及び*1

Q4.3-52

「商業用レコード」とは何か。

→ 本書 6.3.2 の本文及び*3

Q4.3-53

同項の要件について説明せよ。

→ 本書 4.3.11

Q4.3-54

同項の効果について説明せよ。

→ 本書 4.3.11

4.3.12 113条11項について

Q4.3-55

11項は、何を定めた規定か。

→ 本書 4.3.12・5.5

4.4 著作権の制限

4.4.1 制限規定の基礎理論

Q4.4-1

著作権の制限規定とは何か。

→ 本書 4.4.1.1

Q4.4-2

本法のどの箇所に規定されているか。

→ 本書 4.4.1.1

Q4.4-3

制限規定の制度趣旨について説明せよ。

→ 本書 4.4.1.1の本文及び*1

Q4.4-4

利用との調整機能を営む他の本法上の規定について説明せよ。

→ 本書 4.4.1.1の本文及び*2

Q4.4-5

著作隣接権者の財産権の制限規定は、どのように定められているか。

→ 本書 4.4.1.1の*4

Q4.4-6

著作者人格権・実演家人格権の制限規定は、どのように定められているか。

→ 本書 4.4.1.1の*4

Q4.4-7

□ 著作権の制限に関する個別列挙規定は、限定列挙かと例示列挙か。関連する最高裁判例はあるか。

→ 本書 4.4.1.2.1 の本文及び*1

《参考判例》

・中古ゲームソフト事件の最一小判平 14・4・24 民集 56・4・808 (→[裁判所サイト](#))

Q4.4-8

□ 本法に一般的包括的権利制限規定は存在するか。

→ 本書 4.4.1.2.1 の本文及び*2

Q4.4-9

□ 「柔軟な制限規定」とは何か。

→ 本書 4.4.1.2.1 の本文及び*3

Q4.4-10

□ 制限規定の解釈は、厳格解釈が基本となるべきか。

→ 本書 4.4.1.2.2

Q4.4-11

□ 本法が設ける制限規定の基本構造を概説せよ。

→ 本書 4.4.1.3.1

Q4.4-12

□ 制限規定の適用主体は、どのように類型化できるか。

→ 本書 4.4.1.3.2

Q4.4-13

□ 制限規定の対象著作物の種類等は、どのように類型化できるか。

→ 本書 4.4.1.3.3

Q4.4-14

□ 制限規定の大半は、なぜ公表著作物に限定されているか。

→ 本書 4.4.1.3.3 の本文及び*2

Q4.4-15

□ 規定の体裁上、公表著作物に限定されていない制限規定はあるか。なぜか。

→ 本書 4.4.1.3.3 の*2

Q4.4-16

□ 公表とは何か。

→ 本書 4.4.1.3.3

Q4.4-17

□ 制限規定によって許容される個別的な利用態様は、どのように類型化できるか。

→ 本書 4.4.1.3.4

Q4.4-18

□ 他に、制限規定の要件とされているものには、どのようなものが多いか。

→ 本書 4.4.1.3.5

Q4.4-19

□ 制限規定の効果の概要について説明せよ。

→ 本書 4.4.1.4.1

Q4.4-20

□ 制限規定に基づく利用は無償で行うことができるか。

→ 本書 4.4.1.4.1の本文及び*1

Q4.4-21

□ 例外として、補償金支払義務が規定されているのは、どのような場合か。

→ 本書 4.4.1.4.4の本文及び*1

Q4.4-22

□ 制限規定に該当するときは、著作権者の許諾なしに、対象著作物について、対象利用態様として当該規定が定めた利用行為ができるが、それに加えて、何ができるか。

→ 本書 4.4.1.4.2

Q4.4-23

□ 翻訳、編曲、変形又は翻案による利用は、どのような場合に認められるか。

→ 本書 4.4.1.4.2の本文及び*

Q4.4-24

□ 制限規定によって複製物の作成が許される場合に、どのような場合に当該複製物を無許諾で公衆に譲渡することができるか。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.1.4.3の本文及び*1

Q4.4-25

□ 制限規定に関する目的外譲渡とは何か。常に認められないか。

→ 本書 4.4.1.4.3

Q4.4-26

- 出所明示義務とは何か。根拠規定は。制度趣旨は。出所明示義務違反の効果は。
→ 本書 4.4.1.4.4

Q4.4-27

- 著作権の制限規定に該当する場合、著作者人格権も制限されるか。
→ 本書 4.4.1.4.6

Q4.4-28

- 目的外使用とは何か。49条1項・2項の関係、47条の7との関係を説明せよ。
→ 本書 4.4.1.4.5の本文及び各*

Q4.4-29

- 50条の趣旨について説明せよ。
→ 本書 4.4.1.4.6

Q4.4-30

- 制限規定の中に、著作者人格権保護に配慮した要件を定めているものがあるか。
→ 本書 4.4.1.4.6

Q4.4-31

- 逆に、著作者人格権の制限規定は、著作権に配慮しているか。
→ 本書 4.4.1.4.6の*1

Q4.4-32

- 著作者への通知義務が課されるのは、どのような場合か。なぜ通知先が著作権者ではなく著作者なのか。
→ 本書 4.4.1.4.6の本文及び*2

4.4.2 私的使用のための複製（30条）

Q4.4-33

- 私的使用のための複製は、何条に規定されているか。具体例は。
→ 本書 4.4.2.1

Q4.4-34

- 制度趣旨は。
→ 本書 4.4.2.1の*1

Q4.4-35

著作権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。

→ 本書 4.4.2.1 の*2

Q4.4-36

要件は。

→ 本書 4.4.2.2

Q4.4-37

「その他これに準ずる限られた範囲内」とは、具体的には、どのような範囲内か。

→ 本書 4.4.2.2 の*1

Q4.4-38

必ず使用者本人が複製することを要するか。親が子に依頼してテレビ番組を録画してもらったような場合はどうか。

→ 本書 4.4.2.2

Q4.4-39

いわゆる自炊代行は、私的使用のための複製といえるか。判例はどのように解釈しているか。

→ 本書 4.4.2.2 の本文及び*3

Q4.4-40

「無断転載・複製禁止」等の表示があれば、私的使用のための複製も許されないか。

→ 本書 4.4.2.2 の本文及び*4

Q4.4-41

私的使用のための複製は無料でできるか。

→ 本書 4.4.2.3

Q4.4-42

許されるのは単純な複製だけか。

→ 本書 4.4.2.3

Q4.4-43

出所明示義務があるか、ないか。なぜか。

→ 本書 4.4.2.3

Q4.4-44

公衆向けに設置された自動複製機器を用いた私的複製を、私的使用のための複製から除外した趣旨は何か。

→ 本書 4.4.2.4 の本文及び*1

Q4.4-45

□ 「公衆の使用に供することを目的として設置されている」とは何か。

→ 本書 4.4.2.4 の*2

Q4.4-46

□ 「自動複製機器」とは。オンラインストレージサーバは該当するか。

→ 本書 4.4.2.4 の*3・*4

Q4.4-47

□ 技術的保護手段の回避による私的複製を、私的使用のための複製から除外した規定はどれか。制度趣旨は何か。

→ 本書 4.4.2.5

Q4.4-48

□ 「技術的保護手段」とは何か。定義規定はあるか。

→ 本書 4.4.2.5・4.3.8.2

Q4.4-49

□ 「技術的保護手段」には、どのような種類のものがあるか。

→ 本書 4.3.8.2

Q4.4-50

□ 「回避」とは何か。

→ 本書 4.3.8.2

Q4.4-51

□ 「回避」は複製行為者が自ら行った者であることを要するか。

→ 本書 4.4.2.5 の*2

Q4.4-52

□ 第三者が既にコピーコントロールを外している著作物であることを知らずに、複製行為者が複製した場合でも、30条1項2号は適用されるか。

→ 本書 4.4.2.5 の*3

Q4.4-53

□ ネット上の録音録画を、海賊版であると知りながら私的使用のためにダウンロードすることは許されるか。罰則の対象になることはあるか。

→ 本書 4.4.2.6

Q4.4-54

□ 動画投稿サイト等に投稿された海賊版動画のストリーム視聴も対象か。

→ 本書 4.4.2.6 の*3

Q4.4-55

□ 30条2項について説明せよ。

→ 本書 4.4.2.6 の*4

Q4.4-56

□ ネット上の録音録画以外のコンテンツを、海賊版であると知りながら私的使用のためにダウンロードすることは許されるか。罰則の対象になることはあるか。

→ 本書 4.4.2.7

Q4.4-57

□ 30条1項4号括弧書が軽微なものを除外していることについて説明せよ。どのようなものが「軽微」に該当するか。

→ 本書 4.4.2.7 の*5

Q4.4-58

□ 30条1項4号括弧書が、「特別な事情がある場合」を除外していることについて説明せよ。

→ 本書 4.4.2.7 の*6

Q4.4-59

□ 私的使用のための複製として映画の盗撮も適法か。その規定はどれか。趣旨は。

→ 本書 4.4.2.8

Q4.4-60

□ 私的録音録画補償金とは何か。どのような場合に課金されるか。

→ 本書 4.4.2.9

Q4.4-61

□ 私的録音録画補償金制度の仕組みを説明せよ。著作権者は直接ユーザーに課金を請求することができるか。

→ 本書 4.4.2.9

Q4.4-62

□ メーカー等の義務は協力義務か、義務違反の効果は。

→ 本書 4.4.2.9 の*5

4.4.3 付随対象著作物の利用 (30条の2)

Q4.4-63

30条の2は、何を定めた規定か。同条に該当する具体例を挙げよ。

→ 本書 4.4.3 の本文及び*1

Q4.4-64

同条の制度趣旨は。

→ 本書 4.4.3 の本文及び*2

Q4.4-65

同条の要件は。

→ 本書 4.4.3

Q4.4-66

同条にいう「複製伝達行為」とは。

→ 本書 4.4.3 の*3

Q4.4-67

同条にいう「付随対象著作物」とは。

→ 本書 4.4.3 の*4

Q4.4-68

同条の2にいう「正当な範囲内」とは。

→ 本書 4.4.3 の*5

Q4.4-69

同条1項に基づいて複製された付随的著作物利用しうる範囲は。

→ 本書 4.4.3 の本文及び*6

Q4.4-70

同条の1項・2項の関係は。

→ 本書 4.4.3 の本文及び*6

Q4.4-71

写真等著作物の創作後に画像処理によって付随対象著作物を消去しうるような場合でも、それを消去することなく同条2項に基づいて利用しうるか。

→ 本書 4.4.3 の本文及び*7

Q4.4-72

同条1項・2項の各ただし書について説明せよ。

→ 本書 4.4.3 本文及び*7

Q4.4-73

同条の場合に、出所明示義務はあるか。

→ 本書 4.4.3

Q4.4-74

著作権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。

→ 本書 4.4.3 の*8

4.4.4 検討の過程における利用（30条の3）

Q4.4-75

30条の3は、何を定めた規定か。同条に該当する具体例を挙げよ。

→ 本書 4.4.4

Q4.4-76

その制度趣旨は。

→ 本書 4.4.4 の*1

Q4.4-77

要件は。対象著作物の種類、公表・未公表による限定はあるか。

→ 本書 4.4.4 の本文及び*3

Q4.4-78

「検討の過程」とは。

→ 本書 4.4.4 の本文及び*4

Q4.4-79

同条に基づいて翻訳・翻案等を行うことはできるか。同条によって作成した複製物・二次的著作物を譲渡できるか。出所明示義務はあるか。

→ 本書 4.4.4 の本文及び*5

Q4.4-80

同条ただし書について説明せよ。

→ 本書 4.4.4 の本文及び*6

Q4.4-81

著作権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。

→ 本書 4.4.4 の*7

4.4.5 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（30条の4）

Q4.4-82

- 30条の4は、何を定めた規定か。同条に該当する具体例を挙げよ。
→ 本書 4.4.5.1の本文及び*6・*7

Q4.4-83

- 同条の制度趣旨は。
→ 本書 4.4.5.1の本文及び*1

Q4.4-84

- 要件の概要は。同条にいう「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」（非享受目的）とは。
→ 本書 4.4.5.1の本文及び*2

Q4.4-85

- 同条により許される利用態様は。
→ 本書 4.4.5.1の本文及び*3

Q4.4-86

- 同条柱書ただし書は何を定めた規定か。その制度趣旨は。
→ 本書 4.4.5.1の本文及び*4

Q4.4-87

- 同条1号は何を定めた規定か。その制度趣旨は。要件の概要は。
→ 本書 4.4.5.2

Q4.4-88

- 同条2号は何を定めた規定か。その制度趣旨は。要件の概要は。
→ 本書 4.4.5.3

Q4.4-89

- 同条3号は何を定めた規定か。その制度趣旨は。要件の概要は。
→ 本書 4.4.5.4

Q4.4-90

- 出版権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。
→ 本書 4.4.5の*8

4.4.6 図書館等における複製等（31条）

Q4.4-91

□ 31条は、全体として何のための規定か。全体像を説明せよ。

→ 本書 4.4.6.1

Q4.4-92

□ 出版権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。

→ 本書 4.4.6.1 の*1

Q4.4-93

□ 同条の主体である「図書館等」とは何か。

→ 本書 4.4.6.1 の*2

Q4.4-94

□ 同条にいう「図書館資料」とは何か。

→ 本書 4.4.6.1 の*3

Q4.4-95

□ 同条によって利用する際に翻訳して複製、複製物の譲渡は可能か。

→ 本書 4.4.6.1 の*4

Q4.4-96

□ 同条に閲覧・貸出が規定されていないのはなぜか。閲覧・貸出はどのような法律構成で許容されているのか。

→ 本書 4.4.6.1 の*5

Q4.4-97

□ 同条による利用に出所明示義務はあるか。

→ 本書 4.4.6.1 の本文及び*6

Q4.4-98

□ 出版権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。

→ 本書 4.4.3 の*8

Q4.4-99

□ 同条1項各号に共通する対象著作物は何か。

→ 本書 4.4.6.2.1 の本文及び*1

Q4.4-100

□ 同条1項によって複製が認められる主体は誰か。

→ 本書 4.4.6.2.1 の本文及び*2

Q4.4-101

- 同条1項1号は何を定めた規定か。本号に該当する具体例を挙げよ。制度趣旨は。
→ 本書 4.4.6.2.2.1 の本文及び*1

Q4.4-102

- 同条1項1号に基づき図書館等にコイン式コピー機を設置して利用者に複写してもらうことができるか。
→ 本書 4.4.6.2.2.1 の*2

Q4.4-103

- 同条1項1号の要件を列举せよ。
→ 本書 4.4.6.2.2.2

Q4.4-104

- 図書館間協力による遠隔利用者への複写サービスは同条1項1号に含まれるか。
→ 本書 4.4.6.2.2.2 の*1

Q4.4-105

- 同条1項1号に基づき著作物すべてを複製できるか。
→ 本書 4.4.6.2.2.2 の本文及び*4・*5

Q4.4-106

- 同条1項1号に基づき、一人につき何部提供できるか。
→ 本書 4.4.6.2.2.2 の本文及び*6

Q4.4-107

- 同条1項1号に基づき作成した複製物を譲渡できるか。
→ 本書 4.4.6.2.2.3

Q4.4-108

- 同条1項2号は何を定めた規定か。制度趣旨は。本号に該当する具体例を挙げよ。
→ 本書 4.4.6.2.3

Q4.4-109

- 同条1項3号は何を定めた規定か。制度趣旨は。本号に該当する具体例を挙げよ。販売開始直後の書籍でも、同号に基づいて複製物を提供しうるか。
→ 本書 4.4.6.2.4

Q4.4-110

- 同条2項～5項は何を定めた規定か。本項に該当する具体例を挙げよ。

→ 本書 4.4.6.3

Q4.4-111

□ 同条 2 項～5 項の制度趣旨は何か。

→ 本書 4.4.6.3 の本文及び*1

Q4.4-112

□ 同条 2 項にいう「特定図書館等」とは何か。

→ 本書 4.4.6.3 の本文及び*2

Q4.4-113

□ 同条 2 項にいう「利用者情報」とは何か。

→ 本書 4.4.6.3 の本文及び*3

Q4.4-114

□ 同条 2 項によって複製・公衆送信しうるのは、著作物の全体か一部分か。複製の際、翻訳しうるか。

→ 本書 4.4.6.3 の本文及び*5・*6

Q4.4-115

□ 同条 2 項ただし書について説明せよ。

→ 本書 4.4.6.3 の本文及び*7

Q4.4-116

□ 受信した利用者は、これを複製することができるか。

→ 本書 4.4.6.3 の本文及び*8

Q4.4-117

□ 同条 5 項に基づく図書館等公衆送信補償金は、誰が誰に対し、いくら支払うものか。

→ 本書 4.4.6.3 の本文及び*9

Q4.4-118

□ 同条 6 項について説明せよ。

→ 本書 4.4.6.4

Q4.4-119

□ 同条 7 項について説明せよ。

→ 本書 4.4.6.5

Q4.4-120

□ 同条 8 項の概要と制度趣旨について説明せよ。

→ 本書 4.4.6.6.1 の本文及び*1

Q4.4-121

□ 同条 8 項にいう「特定絶版等資料」について説明せよ。

→ 本書 4.4.6.6.1 の*2

Q4.4-122

□ 同条 8 項にいう「事前登録者」とは何か。

→ 本書 4.4.6.6.1 の*4

Q4.4-123

□ 同条 8 項による自動公衆送信を受信した者は、どのような行為をすることができるか。

→ 本書 4.4.6.6.2

4.4.7 引用（32条1項）

Q4.4-124

□ 32条1項は、何を定めた条項か。制度趣旨は何か。

→ 本書 4.4.7.1 の本文及び*3

Q4.4-125

□ 引用される側の著作物（被引用著作物）の種類には、何らかの限定はあるか。公表著作物に限られるか。

→ 本書 4.4.7.2 の本文及び*1

Q4.4-126

□ 引用する側の作品（引用先作品）は、著作物でなければならないか。

→ 本書 4.4.7.2 の本文及び*2

Q4.4-127

□ 引用の要件について触れた旧法下の最高裁判決はあるか。

→ 本書 4.4.7.2

《参考判例》

・第一次パロディ事件の最三小判昭 55・3・28 民集 34・3・244 (→[裁判所サイト](#))

Q4.4-128

□ 近時の下級審判決には、引用の要件についてどのように判示しているか。

→ 本書 4.4.7.2 の本文並びに*3~*5

Q4.4-129

- 「引用して利用することができる」とは、どのような利用態様を許容する趣旨か。
→ 本書 4.4.7.3

Q4.4-130

- 引用の際に出所の明示を要するか。出所を明示しなかった場合、
→ 本書 4.4.7.3

Q4.4-131

- 引用して作成した複製物を公衆に譲渡しうるか。
→ 本書 4.4.7.3

Q4.4-132

- 要約引用は32条1項にいう「引用」たりうるか。
→ 本書 4.4.7.3の本文及び*2

Q4.4-133

- 出版権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。
→ 本書 4.4.7.1の*2

4.4.8 官公広報資料の転載（32条2項）

Q4.4-134

- 32条2項は何を定めた規定か。制度趣旨は何か。
→ 本書 4.4.8.1

Q4.4-135

- 出版権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。
→ 本書 4.4.8.1の*1

Q4.4-136

- オープンデータと著作権について説明せよ。
→ 本書 4.4.8.1の*2

Q4.4-137

- 同条2項の要件は。
→ 本書 4.4.8.2

Q4.4-138

- 国等の周知目的資料とは。

→ 本書 4.4.8.2 の*1

Q4.4-139

転載先は限定されているのか。

→ 本書 4.4.8.2 の本文及び*2

Q4.4-140

翻訳して転載できるか。

→ 本書 4.4.8.2 の*5

Q4.4-141

出所明示義務があるか。

→ 本書 4.4.8.2 の*5

Q4.4-142

作成した複製物を譲渡できるか。

→ 本書 4.4.8.2 の*5

Q4.4-143

同条 2 項と 13 条各号との関係は。

→ 本書 2.6

4.4.9 教科用図書等への掲載等（33条・33条の2）

Q4.4-144

33条は、何を定めた規定か。

→ 本書 4.4.9.1

Q4.4-145

対象著作物に限定はあるか。

→ 本書 4.4.9.1 の*1

Q4.4-146

「教科用図書」とは何か。

→ 本書 4.4.9.1 の*3

Q4.4-147

同条 1 項の要件は何か。

→ 本書 4.4.9.1

Q4.4-148

- 翻訳等をして掲載しうるか。
→ 本書 4.4.9.1 の本文及び*4

Q4.4-149

- 作成した複製物を譲渡できるか。
→ 本書 4.4.9.1 の*4

Q4.4-150

- 著作者への通知義務があるか。
→ 本書 4.4.9.1 の本文及び*5

Q4.4-151

- 補償金の支払義務があるか。
→ 本書 4.4.9.1 の本文及び*6

Q4.4-152

- 出所明示義務があるか。
→ 本書 4.4.9.1

Q4.4-153

- 「通信教育用学校図書」及び「教師用指導書」とは何か。それらに33条は準用されるか。
→ 本書 4.4.9.1 の本文及び*7

Q4.4-154

- 著作権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。
→ 本書 4.4.9.1 の*8

Q4.4-155

- 33条の2は、何を定めた規定か。
→ 本書 4.4.9.2

Q4.4-156

- 「教科用図書代替教材」とは何か。
→ 本書 4.4.9.2 の*3

Q4.4-157

- 同条によって、何をすることができるか。
→ 本書 4.4.9.2 の本文及び*4・*5

Q4.4-158

- 著作者への通知義務があるか。
→ 本書 4.4.9.2 の本文及び*6

Q4.4-159

- 補償金の支払義務があるか。
→ 本書 4.4.9.2 の本文及び*7

4.4.10 教科用拡大図書等の作成のための複製等（33条の3）

Q4.4-160

- 33条の3は、何を定めた規定か。
→ 本書 4.4.10.1

Q4.4-161

- 教科用拡大図書等の作成のための複製等に関する法整備の経緯について説明せよ。
→ 本書 4.4.10.1 の*1

Q4.4-162

- 著作権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。
→ 本書 4.4.10.1 の*2

Q4.4-163

- 33条の2の要件は何か。
→ 本書 4.4.10.2

Q4.4-164

- 点字の場合にも同条が適用されるか。規定はあるか。
→ 本書 4.4.10.2

Q4.4-165

- どのような制度趣旨から、点字が除外されているのか。
→ 本書 4.4.10.2

Q4.4-166

- 同条によって複製する際に、通知をする必要があるか。誰に対する通知が必要か。
→ 本書 4.4.10.2 の本文及び*

Q4.4-167

- 同条によって複製する際に変形等を行うことができるか。
→ 本書 4.4.10.3 の本文及び*1

Q4.4-168

変形等をする場合、同一性保持権（20条1項）との関係は。

→ 本書 4.4.10.3 の*2

Q4.4-169

出所明示義務があるか。

→ 本書 4.4.10.3

Q4.4-170

作成した複製物を譲渡できるか。

→ 本書 4.4.10.3

Q4.4-171

補償金の支払は必要か。

→ 本書 4.4.10.3 の本文及び*3

Q4.4-172

33条の3第4項は何のための規定か。

→ 本書 4.4.10.4 の本文及び*

4.4.11 学校教育番組の放送等（34条）

Q4.4-173

34条は、何を定めた規定か。同条に該当する具体例を挙げよ。

→ 本書 4.4.11

Q4.4-174

同条の制度趣旨は。

→ 本書 4.4.11 の*1

Q4.4-175

同条は、どのような利用行為を認めているか。

→ 本書 4.4.11

Q4.4-176

同条の対象となる番組は何か。

→ 本書 4.4.11 の本文及び*2

Q4.4-177

同条に基づき、当該番組をどのように利用することができるか。

→ **本書 4.4.11**

Q4.4-178

同条にいう「地域限定特定入力型自動公衆送信」について説明せよ。

→ **本書 4.4.11 の*3**

Q4.4-179

同条にいう「放送同時配信等」について説明せよ。

→ **本書 4.4.11 の*4**

Q4.4-180

同条にいう「放送同時配信等事業者」について説明せよ。

→ **本書 4.4.11 の*5**

Q4.4-181

同条は当該学校教育番組用の教材に掲載することも認めているが、その際、翻訳等をして掲載することができるか。

→ **本書 4.4.11 の*7**

Q4.4-182

同条によって作成した複製物を譲渡することができるか。

→ **本書 4.4.11 の*8**

Q4.4-183

出所明示義務があるか。

→ **本書 4.4.11 の*8**

Q4.4-184

同条による場合、著作者への通知義務は必要か。

→ **本書 4.4.11**

Q4.4-185

同条による場合、著作権者への補償金支払義務を負うか。

→ **本書 4.4.11**

Q4.4-186

出版権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。

→ **本書 4.4.10 の*8、及び 6.1.5**

4.4.12 学校その他の教育機関における複製等（35条）

Q4.4-187

- 35条は、何に関する規定か。その制度趣旨は。
→ 本書 4.4.12.1 の本文及び*1

Q4.4-188

- 同条の対象となる「非営利の教育機関」とは何か。カルチャースクールも含むか。
→ 本書 4.4.12.1 の本文及び*2

Q4.4-189

- 著作権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。
→ 本書 4.4.12.1 の*3

Q4.4-190

- 35条1項は何を定めた規定か。
→ 本書 4.4.12.2

Q4.4-191

- 同項の適用対象は誰か。
→ 本書 4.4.12.2

Q4.4-192

- 同項にいう「教育を担当する者」とは。
→ 本書 4.4.12.2 の*1

Q4.4-193

- 同項にいう「授業を受ける者」とは。
→ 本書 4.4.12.2 の*2

Q4.4-194

- 同項にいう「授業」とは。運動会、文化祭等の学校行事は該当するか。
→ 本書 4.4.12.2 の*3

Q4.4-195

- 同項にいう授業の「過程における利用」とは。
→ 本書 4.4.12.2 の*4

Q4.4-196

- 同項にいう「必要と認められる限度」とは。

→ 本書 4.4.12.2 の*5

Q4.4-197

同項の対象著作物に限定はあるか。

→ 本書 4.4.12.2 の*6

Q4.4-198

同項によって制限される支分権は何か。

→ 本書 4.4.12.2 本文及び*7～*9

Q4.4-199

出所明示義務があるか。

→ 本書 4.4.12.3

Q4.4-200

同項ただし書について説明せよ。

→ 本書 4.4.12.2 本文及び*10

Q4.4-201

同項によって複製する場合、翻訳等も可能か。

→ 本書 4.4.12.3 本文及び*1

Q4.4-202

同項によって作成された複製物を譲渡することは可能か。

→ 本書 4.4.12.3 本文及び*2・*3

Q4.4-203

同項によって著作物を利用する場合、補償金の支払いは必要か。

→ 本書 4.4.12.4

4.4.13 試験問題としての複製等（36条）

Q4.4-204

36条1項は、何を定めた規定か。本項に該当する具体例を挙げよ。

→ 本書 4.4.13

Q4.4-205

同項の制度趣旨は。

→ 本書 4.4.13 の*1

Q4.4-206

- 著作権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。
→ 本書 4.4.13 の*2

Q4.4-207

- 同項の「人の学識技能に関する試験又は検定」とは。入社試験、模擬テスト、運転免許試験等にも本項は適用されるか。
→ 本書 4.4.13 の*3・*4

Q4.4-208

- 同項の人の学識技能に関する試験又は検定の「問題」とは。
→ 本書 4.4.13 の*5

Q4.4-209

- 和文英訳・英文和訳問題等に対する受験者の解答文作成に本項は適用されるか。
→ 本書 4.4.13 の*5

Q4.4-210

- 同項によって、何をすることが可能か。
→ 本書 4.4.13

Q4.4-211

- 同項に基づき作成した複製物を譲渡することができるか。
→ 本書 4.4.13 の*6

Q4.4-212

- 公衆送信も認められた理由は何か。
→ 本書 4.4.13 の*7

Q4.4-213

- 翻訳等もできるか。
→ 本書 4.4.13 の*8

Q4.4-214

- 「虫食い問題」「間違い探し問題」等の作成に本項は適用されるか。
→ 本書 4.4.13 の*8

Q4.4-215

- 同項ただし書について説明せよ。
→ 本書 4.4.13 の本文及び*9

Q4.4-216

- 補償金の支払義務を負うか。
→ 本書 4.4.13 の本文及び*10

4.4.14 視覚障害者等のための複製等（37条）

Q4.4-217

- 37条は、全体として何を定めた規定か。
→ 本書 4.4.14.1

Q4.4-218

- 出版権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。
→ 本書 4.4.14.1 の*2

Q4.4-219

- 同条1項は、何を定めた規定か。
→ 本書 4.4.14.2

Q4.4-220

- 同条1条にいう「点字」とは。
→ 本書 4.4.14.2 の*1

Q4.4-221

- 同条1条にいう点字複製とは、点字でない著作物を点訳して複製すること、点訳済みのものを点字のまま複製することという意味か。
→ 本書 4.4.14.2 の*2

Q4.4-222

- 同項の場合、翻訳して点字複製することもできるか。
→ 本書 4.4.14.2*2

Q4.4-223

- 同項の場合、点字複製物への出所明示義務があるか。
→ 本書 4.4.14.2*2

Q4.4-224

- 作成した点字複製物を公衆に譲渡することもできるか。
→ 本書 4.4.14.2

Q4.4-225

同項の場合、誰でも点字複製できるのか。営利・非営利で差があるか。

→ 本書 4.4.14.2*3

Q4.4-226

37条2項は、何を定めた規定か。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.14.3の本文及び*1~*3

Q4.4-227

同項の適用主体に限定はあるか。営利・非営利で差があるか。

→ 本書 4.4.14.3

Q4.4-228

同項の場合、翻訳してコンピュータ点訳することもできるか。

→ 本書 4.4.14.3

Q4.4-229

同項の場合、点訳データへの出所明示義務があるか。

→ 本書 4.4.14.3の*4

Q4.4-230

作成した点訳データをどのようにして配布することができるか。CD-ROMで渡すことはできるか。

→ 本書 4.4.14.3の本文及び*1~*3

Q4.4-231

37条3項は、何を定めた規定か。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.14.4の本文及び*1

Q4.4-232

同項の適用主体は。なぜ限定されているか。

→ 本書 4.4.14.4

Q4.4-233

「視覚障害者等」とは。

→ 本書 4.4.14.4の*2

Q4.4-234

「視覚著作物」とは。

→ 本書 4.4.14.4の*3

Q4.4-235

同項の場合、翻訳等をすることもできるか。

→ 本書 4.4.14.4 の*8

4.4.15 聴覚障害者等のための複製等（37条の2）

Q4.4-236

37条の2は、何を定めた規定か。

→ 本書 4.4.15

Q4.4-237

「聴覚障害者等」とは。

→ 本書 4.4.15 の*1

Q4.4-238

本条の適用主体である「聴覚障害者等……の福祉に関する事業を行う者で……政令で定めるもの」とは。

→ 本書 4.4.15

Q4.4-239

「聴覚著作物」とは。

→ 本書 4.4.15 の*2

Q4.4-240

出版権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。

→ 本書 4.4.15 の*3

Q4.4-241

出所明示義務があるか。

→ 本書 4.4.15

Q4.4-242

同条1号の具体例は何か。

→ 本書 4.4.15 の*3

Q4.4-243

同条2号の具体例は何か。

→ 本書 4.4.15 の*4

Q4.4-244

同条ただし書の内容、趣旨について説明せよ。

→ 本書 4.4.15

4.4.16 営利を目的としない上演等（38条）

Q4.4-245

営利を目的としない上演等は、本法において、概ねどのように位置付けられているか。

→ 本書 4.4.16.1

Q4.4-246

著作権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。

→ 本書 4.4.16.1 の*1

Q4.4-247

非営利とは

→ 本書 4.4.16.2

Q4.4-248

無料とは

→ 本書 4.4.16.3

Q4.4-249

38条1項（非営利の上演等）について説明せよ。

→ 本書 4.4.16.4

Q4.4-250

38条2項（非営利の有線放送等）について説明せよ。

→ 本書 4.4.16.5

Q4.4-251

38条3項（非営利又は家庭用受信装置による伝達）について説明せよ。

→ 本書 4.4.16.6・4.2.5.4

Q4.4-252

38条4項（非営利の貸与）について説明せよ。

→ 本書 4.4.16.7・4.2.10.4

Q4.4-253

38条5項（頒布権の制限）について説明せよ。

→ 本書 4.4.16.7・4.2.8.4・4.4.15

4.4.17 時事論説の転載等（39条）

Q4.4-254

- 39条は、何を定めた規定か。制度趣旨は。
→ 本書 4.4.17 の本文及び*1

Q4.4-255

- 著作権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。
→ 本書 4.4.17 の*2

Q4.4-256

- 同条1項の「新聞紙又は雑誌に掲載して発行」とは。
→ 本書 4.4.17 の*3

Q4.4-257

- 同項の「政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説」とは。
→ 本書 4.4.17 の*4

Q4.4-258

- 同項によって、どのような利用が許容されるか。
→ 本書 4.4.17 の本文及び*5

Q4.4-259

- 同条2項は、何を定めた規定か。
→ 本書 4.4.17

4.4.18 公開の演説等の利用（40条）

Q4.4-260

- 40条は、何を定めた規定か。
→ 本書 4.4.18.1

Q4.4-261

- 著作権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。
→ 本書 4.4.18.1 の*2

Q4.4-262

- 同条1項は、何を定めた規定か。制度趣旨は。
→ 本書 4.4.18.2

Q4.4-263

同項の対象著作物は何か。

→ 本書 4.4.18.2 の本文及び*1～*3

Q4.4-264

同項によって、どのような利用が許容されるか。

→ 本書 4.4.18.3 の本文及び*4

Q4.4-265

40条2項は、何を定めた規定か。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.18.3 の本文及び*

Q4.4-266

同項の対象著作物は何か。

→ 本書 4.4.18.3

Q4.4-267

同項によって、どのような利用が許容されるか。

→ 本書 4.4.18.3

Q4.4-268

40条3項は、何を定めた規定か。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.18.3

4.4.19 時事の事件の報道のための利用（41条）

Q4.4-269

41条は、何を定めた規定か。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.19 の本文及び*1

Q4.4-270

著作権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。

→ 本書 4.4.19 の*2

Q4.4-271

「時事の事件を報道」とは何か。

→ 本書 4.4.19 の*3

Q4.4-272

「報道する場合」とは何か。同条の適用対象は誰か。

→ 本書 4.4.19 の*4

Q4.4-273

□ 「当該事件を構成」する著作物とは何か。

→ 本書 4.4.19 の本文及び*5

Q4.4-274

□ 「事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物」とは何か。

→ 本書 4.4.19 の*6

Q4.4-275

□ 「報道の目的上正当な範囲内」とは何か。

→ 本書 4.4.19 の*7

Q4.4-276

□ 同条によって、誰に、どのような利用が許容されるか。翻訳もできるか。出所明示義務はあるか。

→ 本書 4.4.19 の本文及び*8

4.4.20 裁判手続等における複製・公衆送信権・伝達(41条の2～42条の2)

Q4.4-277

□ 令和5年改正で41条の2から42条の2までの規定は、どのように変わったか。

→ 本書 4.4.20.1

Q4.4-278

□ 著作権や著作隣接権の目的(対象)に準用されているか。

→ 本書 4.4.20.1 の*6

Q4.4-279

□ 令和5年改正後の41条の2第1項は何を定めているか。その制度趣旨は。

→ 本書 4.4.20.2 の本文及び*1～*4

Q4.4-280

□ 令和5年改正後の同条2項は何を定めているか。その制度趣旨は。

→ 本書 4.4.20.2 の本文及び*5・*6

Q4.4-281

□ 令和5年改正後の42条は何を定めているか。その制度趣旨は。

→ 本書 4.4.20.3

Q4.4-282

- 令和5年改正後の42条の2は何を定めているか。その制度趣旨は。
→ 本書4.4.20.4

4.4.21 行政機関情報公開法等による開示のための利用（42条の3）

Q4.4-283

- 42条の3は、何を定めた規定か。その制度趣旨は。
→ 本書4.4.21の本文及び*1

Q4.4-284

- 著作権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。
→ 本書4.4.21の*2

Q4.4-285

- 同条の適用主体は。
→ 本書4.4.21の本文及び*3

Q4.4-286

- 同条の要件と効果について説明せよ。
→ 本書4.4.21の本文及び*4～*7

4.4.22 公文書管理法等による保存等のための利用（42条の4）

Q4.4-287

- 42条の4第1項は、何を定めた規定か。制度趣旨は。
→ 本書4.4.22の本文及び*1

Q4.4-288

- 著作権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。
→ 本書4.4.22の*3

Q4.4-289

- 同条1項は、何を定めているか。制度趣旨は。
→ 本書4.4.22の本文及び*4

Q4.4-290

- 同条2項は、何を定めているか。制度趣旨は。
→ 本書4.4.22の本文及び*5

4.4.23 国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製（43条）

Q4.4-291

- 43条1項は、何を定めた規定か。制度趣旨は。
→ 本書 4.4.23

Q4.4-292

- インターネット資料とは何か。
→ 本書 4.4.23 の*1

Q4.4-293

- オンライン資料とは何か。
→ 本書 4.4.23 の*2

Q4.4-294

- 著作権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。
→ 本書 4.4.23 の*3

4.4.24 放送事業者等による一時的固定（44条）

Q4.4-295

- 44条1項は、何を定めた規定か。制度趣旨は。
→ 本書 4.4.24.1 の本文及び*1

Q4.4-296

- 同項の適用主体は。
→ 本書 4.4.24.1

Q4.4-297

- 同項の対象著作物は。
→ 本書 4.4.24.1 の本文及び*2

Q4.4-298

- 同項が許容する個別的利用態様は。
→ 本書 4.4.24.1 の本文及び*3・*4

Q4.4-299

- 同条2項は、何を定めた規定か。

→ 本書 4.4.24.1

Q4.4-300

同項の対象著作物は。

→ 本書 4.4.24.1

Q4.4-301

同項が許容する個別的利用態様は。

→ 本書 4.4.24.1

Q4.4-302

同条3項は、何を定めた規定か。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.24.1 の本文及び*5

Q4.4-303

同項の対象著作物は。

→ 本書 4.4.24.1

Q4.4-304

同項が許容する個別的利用態様は。

→ 本書 4.4.24.1

Q4.4-305

同条が許容する保存期間は。

→ 本書 4.4.24.2

Q4.4-306

同条が許容する保存期間を徒過した場合には、どうなるか。

→ 本書 4.4.24.2

Q4.4-307

出版権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。

→ 本書 4.4.24 の*6

4.4.26 美術の著作物等の原作品の所有者による展示（45条）

Q4.4-308

45条に関する質問は、この問題集Q4.2-62～Q4.2-71 参照

→ 本書 4.2.7.4

4.4.26 公開の美術の著作物等の利用（46条）

Q4.4-309

- 46条柱書は、何を定めた規定か。制度趣旨は。
→ 本書 4.4.26

Q4.4-310

- 同条の対象著作物は何か。
→ 本書 4.4.26 の本文及び*1

Q4.4-311

- 同条が、美術の著作物について、原作品が屋外恒常設置されている場合に限定する理由は。無断屋外恒常設置であるときにも適用されるか。
→ 本書 4.4.26 の本文及び*1

Q4.4-312

- 建築の著作物にも、同条は適用されるか。建築の著作物は屋外恒常設置されていることが同条の要件か。
→ 本書 4.4.26 の*2

Q4.4-313

- 写真の著作物が、同条の対象著作物とされていない理由は。
→ 本書 4.4.26 の*2

Q4.4-314

- 同条に基づく自由利用から除外されているものには、どのようなものがあるか。
→ 本書 4.4.26

Q4.4-315

- 出版権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。
→ 本書 4.4.26 の*3

Q4.4-316

- 同条1号について説明せよ。
→ 本書 4.4.26 の*4

Q4.4-317

- 同条2号について説明せよ。
→ 本書 4.4.26 の*5

Q4.4-318

同条 3号について説明せよ。

→ 本書 4.4.26 の*6

Q4.4-319

建築の著作物にも、同条 4号は適用されるか。

→ 本書 4.4.26 の*7

Q4.4-320

美術の著作物、建築の著作物、写真の著作物について、それぞれ展示権の有無、所有者等による展示の可否、第三者による利用は、どのような関係に立つか整理せよ。

→ 本書 4.4.26

4.4.27 美術の著作物等の展示に伴う複製等（47条）

Q4.4-321

47条は、何を定めた規定か。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.27.1

Q4.4-322

出版権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。

→ 本書 4.4.27.1 の*1

Q4.4-323

同条各項にいう「原作品展示者」とは何か。

→ 本書 4.4.27.1 の*2

Q4.4-324

同条 1項括弧書にいう「第 25条に規定する権利を害することなく」とは何か。

→ 本書 4.4.27.1 の*2

Q4.4-325

同条 1項にいう「展示著作物」とは何か。

→ 本書 4.4.27.1 の*3

Q4.4-326

同条 1項は何を定めた規定か。

→ 本書 4.4.27.2

Q4.4-327

同条1項にいう「目的」に関する判例はあるか。

→ 本書 4.4.27.2 の*1

Q4.4-328

同条1項にいう「小冊子」とは何か。判例はあるか。

→ 本書 4.4.27.2 の本文及び*2

Q4.4-329

作られた「小冊子」を譲渡することはできるか。

→ 本書 4.4.27.2 の本文及び*3

Q4.4-330

同条2項は、何を認めた規定か。どのような制度趣旨か。

→ 本書 4.4.27.1 の*4

Q4.4-331

同条3項は、何を認めた規定か。どのような制度趣旨か。

→ 本書 4.4.27.3

Q4.4-332

同条各項の場合に出所明示義務はあるか。変形又は翻案しうるか。

→ 本書 4.4.27.1 の*6

4.4.28 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等（47条の2）

Q4.4-333

47条の2は、何を定めた規定か。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.28 の本文及び*1

Q4.4-334

同条の対象著作物に限定はあるか。なぜか。

→ 本書 4.4.28 の本文及び*2

Q4.4-335

同条は盗品・違法複製物等の場合も適用されるか。

→ 本書 4.4.28 の本文及び*3

Q4.4-336

同条の適用主体は。

→ 本書 4.4.28 の本文及び*4

Q4.4-337

□ 同条によって許容される利用行為の内容は。

→ 本書 4.4.28 の本文及び*5～*8

Q4.4-338

□ 出版権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。

→ 本書 4.4.28 の*8

4.4.29 プログラム著作物の複製物の所有者による複製等（47条の3）

Q4.4-339

□ 47条の3第1項本文は、何を定めた規定か。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.29 の本文及び*1

Q4.4-340

□ 出版権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。

→ 本書 4.4.29 の*1

Q4.4-341

□ 同項の適用主体は。

→ 本書 4.4.29 の本文及び*2

Q4.4-342

□ 同項によって行うことができる行為は。

→ 本書 4.4.29 の本文及び*4

Q4.4-343

□ 同項ただし書は、何を定めた規定か。

→ 本書 4.4.29

Q4.4-344

□ 同条2項は、何を定めた規定か。

→ 本書 4.4.29

Q4.4-345

□ 同条はプログラムのファイナンスリースに適用されるか。

→ 本書 4.4.29 の*2

4.4.30 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（47条の4）

Q4.4-346

47条の4は、何を定めた規定か。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.30.1 の本文及び*1

Q4.4-347

同条の要件の概要は。

→ 本書 4.4.30.1

Q4.4-348

同条の電子計算機における利用とは情報通信技術（ICT）を利用する方法による利用を含むか。

→ 本書 4.4.30.1 の*2

Q4.4-349

同条の対象著作物に限定はあるか。

→ 本書 4.4.30.1 の*3

Q4.4-350

同条1項・2項で対象著作物の利用に関する目的に限定はあるか。

→ 本書 4.4.30.1 の*4

Q4.4-351

同条の両項ただし書について説明せよ。

→ 本書 4.4.30.1 の*5

Q4.4-352

同条各項で制限される支分権に限定はあるか。

→ 本書 4.4.30.1 の*6

Q4.4-353

同条各項各号に該当しないときでも、同条が適用される場合はあるか。

→ 本書 4.4.30.1 の*7

Q4.4-354

出版権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。

→ 本書 4.4.30.1 の*8

Q4.4-355

同条1項は、どのような場合を想定した規定か。制度趣旨は。同条1項各号に該当しないときでも、同条が適用される場合はあるか。

→ 本書 4.4.30.2.1 の本文及び*1

Q4.4-356

□ 同条 1 項 1 号について説明せよ。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.30.2.2 の本文及び*1

Q4.4-357

□ 同条 1 項 1 号の対象利用態様について説明せよ。

→ 本書 4.4.30.2.2 の本文及び*2

Q4.4-358

□ 同条 1 項 1 号の記録先について説明せよ。

→ 本書 4.4.30.2.2 の本文及び*3

Q4.4-359

□ 同条 1 項 2 号について説明せよ。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.30.2.3 の本文及び*1

Q4.4-360

□ 同条 1 項 2 号にいう自動公衆送信装置について説明せよ。

→ 本書 4.4.30.2.3 の*2

Q4.4-361

□ 同条 1 項 2 号にいう「自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者」について説明せよ。

→ 本書 4.4.30.2.3 の*3

Q4.4-362

□ 同条 1 項 2 号にいう「当該他人の自動公衆送信の遅滞若しくは障害を防止」について説明せよ。

→ 本書 4.4.30.2.3 の*4

Q4.4-363

□ 同条 1 項 2 号にいう「送信可能化された著作物の自動公衆送信を中継するための送信を効率的に行う」とは、どのような場合か。

→ 本書 4.4.30.2.3 の*5

Q4.4-364

□ 同条 1 項 2 号の「記録媒体に記録」にいう記録媒体は、当該電子計算機の記録媒体に限られるか。

→ 本書 4.4.30.2.3 の*6

Q4.4-365

□ 同条1項2号において、利用する必要がなくなったときは、どうなるのか。

→ 本書 4.4.30.2.3 の*7

Q4.4-366

□ 同条1項3号について説明せよ。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.30.2.4 の本文及び*1

Q4.4-367

□ 同条1項3号にいう「情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合」とは、どのような場合か。

→ 本書 4.4.30.2.4 の*2

Q4.4-368

□ 同条1項3号にいう「提供を円滑又は効率的に行うための準備に必要な……情報処理を……目的」とは、どのような場合か。

→ 本書 4.4.30.2.4 の*3

Q4.4-369

□ 同条1項3号にいう「記録媒体への記録又は翻案」について説明せよ。

→ 本書 4.4.30.2.4 の*4

Q4.4-370

□ 同条2項について、概要を説明せよ。

→ 本書 4.4.30.3.1

Q4.4-371

□ 同条2項柱書にいう「その他これらと同様」の場合とは何か。

→ 本書 4.4.30.3.2 の本文及び*2

Q4.4-372

□ 同条2項1号について説明せよ。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.30.3.2 の本文及び*1

Q4.4-373

□ 同条2項1号について、書戻後の措置を説明せよ。

→ 本書 4.4.30.3.2 の本文及び*2

Q4.4-374

□ 同条2項2号について説明せよ。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.30.3.3 の本文及び*1

Q4.4-375

□ 同条 2 項 2 号の「同様の機能の機器と交換」について説明せよ。

→ 本書 4.4.30.3.3 の本文及び*2

Q4.4-376

□ 同条 2 項 2 号における移行完了後の措置について説明せよ。

→ 本書 4.4.30.3.3 の本文及び*3

Q4.4-377

□ 同条 2 項 3 号について説明せよ。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.30.3.4 の本文及び*1

Q4.4-378

□ 同条 2 項 3 号の適用主体について説明せよ。

→ 本書 4.4.30.3.4 の本文及び*2

4.4.31 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（47条の5）

Q4.4-379

□ 47条の5は、何を定めた規定か。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.31.1 の本文及び*1

Q4.4-380

□ 著作権や著作隣接権の目的（対象）に準用されているか。

→ 本書 4.4.31.1 の*2

Q4.4-381

□ 同条 1 項は、どのような構造の規定か。

→ 本書 4.4.31.2.1 の本文及び*2

Q4.4-382

□ 同条 1 項の「行為を行う者」とは、どのような意味か。

→ 本書 4.4.31.2.1 の*2

Q4.4-383

□ 同条 1 項の「公衆提供等著作物」とは、どのような意味か。

→ 本書 4.4.31.2.1 の*3

Q4.4-384

同条1項の対象著作物について説明せよ。

→ 本書 4.4.31.2.1 の*4

Q4.4-385

同条1項の「付随」とは、どのような意味か。

→ 本書 4.4.31.2.1 の*5

Q4.4-386

同条1項の「軽微利用」とは、どのような意味か。

→ 本書 4.4.31.2.1 の*7

Q4.4-387

同条1項による利用には、出所の明示が必要か。

→ 本書 4.4.31.2.1 の*8

Q4.4-388

同条1項ただし書の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」とは、どのような場合か。

→ 本書 4.4.31.2.1 の*9

Q4.4-389

同条1項1号について説明せよ。

→ 本書 4.4.31.2.2

Q4.4-390

同条1項2号について説明せよ。

→ 本書 4.4.31.2.3

Q4.4-391

同条1項3号について説明せよ。

→ 本書 4.4.31.2.4

Q4.4-392

同条2項本文について説明せよ。制度趣旨は。

→ 本書 4.4.31.3 の本文及び*1

Q4.4-393

同条2項の場合、どのような利用ができるか。

→ 本書 4.4.31.3 の本文及び*2

Q4.4-394

同条2項2号ただし書について説明せよ。

→ 本書4.4.31.3の*4

4.4.32 その他の包括的規定（47条の6～50条）

Q4.4-395

47条の6について説明せよ。

→ 本書4.4.32・4.4.1.4.2

Q4.4-396

47条の7について説明せよ。

→ 本書4.4.32・4.4.1.4.3

Q4.4-397

48条について説明せよ。

→ 本書4.4.32・4.4.1.4.4

Q4.4-398

49条について説明せよ。

→ 本書4.4.32・4.4.1.4.5

Q4.4-399

50条について説明せよ。

→ 本書4.4.32・4.4.1.4.6

4.5 存続期間（保護期間）

4.5.1 原則

Q4.5-1

著作権には存続期間があるか。何条から何条までに規定されているか。

→ 本書4.5.1

Q4.5-2

存続期間の満了によって著作権はどうなるか。

→ 本書4.5.1・1.2.4

Q4.5-3

存続期間と民法の消滅時効との関係は。

→ 本書 4.5.1 の*2

Q4.5-4

存続期間の始期は何時（いつ）か。

→ 本書 4.5.1

Q4.5-5

期間の終期（著作権の消滅時期）は、何時が原則か。

→ 本書 4.5.1

Q4.5-6

終期の例外には、どのようなものがあるか。

→ 本書 4.5.1

4.5.2 無名・変名の著作物の著作権の存続期間（52条）

Q4.5-7

無名・変名の著作物の著作権の存続期間は原則として何時までか。

→ 本書 4.5.2

Q4.5-8

実名・変名・無名とは何か。

→ 本書 4.5.2 の*1

Q4.5-9

上記の原則に、どのような例外があるか。

→ 本書 4.5.2

Q4.5-10

「著作者の死後70年を経過したと認められる時」に消滅したものとして扱うとは、どういう意味か。

→ 本書 4.5.2 の*2

Q4.5-11

52条2項について説明せよ。

→ 本書 4.5.2 の*3

4.5.3 団体名義の著作物の存続期間（53条）

Q4.5-12

団体名義の著作物の存続期間は。制度趣旨は。

→ 本書 4.5.3

Q4.5-13

団体名義とは。

→ 本書 4.5.3 の*1

4.5.4 映画の著作物の存続期間（54条）

Q4.5-14

映画の著作物の存続期間は。制度趣旨は。

→ 本書 4.5.4

Q4.5-15

映画著作物の著作権が存続期間満了により消滅したときは、当該映画著作物の利用に関するその原著作物の著作権は、どのようになるか。

→ 本書 4.5.4

Q4.5-16

無名・変名、団体名義の映画の著作物の存続期間は。

→ 本書 4.5.4

4.5.5 継続的刊行物等の公表の時（56条）

Q4.5-17

継続的刊行物の存続期間は。制度趣旨は。

→ 本書 4.5.5

Q4.5-18

逐次刊行物の存続期間は。制度趣旨は。

→ 本書 4.5.5

4.5.6 存続期間の計算方法（57条）

Q4.5-19

存続期間の計算方法は。制度趣旨は。

→ 本書 4.5.6

Q4.5-20

- シェーン事件最高裁判例では、計算方法について何が問題となり、どのように判示されたか。

→ 本書 4.5.6

《参考判例》

・シェーン事件の最三小判平 19・12・18 民集 61・9・3460 (→[裁判所サイト](#))

4.5.7 条約により保護すべき著作物の著作権の存続期間（58条等）

Q4.5-21

- 「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」（6条3号）の著作権の存続期間について、ベルヌ条約は、どのように定めているか。

→ 本書 4.5.7

Q4.5-22

- 保護期間の相互主義とは何か。

→ 本書 4.5.7 の本文及び*1

Q4.5-23

- 戦時加算とは何か

→ 本書 4.5.7 の*2

Q4.5-24

- 翻訳権 10年留保とは何か。

→ 本書 4.5.7 の*3

Q4.5-25

- 翻訳権の7年強制許諾とは何か。

→ 本書 4.5.7 の*4

4.6 著作権の消滅

Q4.6-1

- 著作権は、どのような場合に消滅するか。

→ 本書 4.6

Q4.6-2

- 著作権は、どのような場合に消滅するか。

→ 本書 4.6

Q4.6-3

著作権者が死亡したが、相続人が不存在の場合、著作権は消滅するか。共有著作権の場合はどうか。

→ 本書 4.6 の本文及び*2

Q4.6-4

著作権者である法人が解散した場合、著作権は消滅するか。

→ 本書 4.6

Q4.6-5

映画の著作物の著作権が62条1項により消滅した場合には、当該映画の著作物の利用に関するその原著作物の著作権も消滅するか。

→ 本書 4.6

Q4.6-6

著作権は放棄することができるか。

→ 本書 4.6 の*1

4.7 著作権等に関する登録制度

4.7.1 登録制度

Q4.7-1

著作権等に関する登録制度とは、どのような内容のものか。

→ 本書 4.7.1

Q4.7-2

登録制度には、どのような種類のものがあるか。

→ 本書 4.7.1

4.7.2 登録手続

Q4.7-1

登録手続の流れを説明せよ。

→ 本書 4.7.2

第5章 著作者の権利 2—著作者人格権

5.1 著作者人格権—総論

5.1.1 著作者人格権の意義

Q5.1-1

- 著作者人格権とは何か。定義条項はあるか。実質的な定義も述べよ。
→ 本書 5.1.1.1 の本文及び*1

Q5.1-2

- 本法上の著作者人格権と条約との関係を説明せよ。
→ 本書 5.1.1.1 の*2

Q5.1-3

- 著作者人格権は、名誉権・プライバシー権その他の人格権と比べて異質なもののか。
→ 本書 5.1.1.1 の本文及び*3

Q5.1-4

- 著作者人格権は絶対的独占権か、相対的独占権か。
→ 本書 5.1.1.2 の本文及び*1

Q5.1-5

- その内容は禁止権か、許諾権か。
→ 本書 5.1.1.2 の本文及び*1

Q5.1-6

- 侵害に対し、どのような救済手段が用意されているか。
→ 本書 5.1.1.2 の本文及び*2

Q5.1-7

- 著作者人格権に属する“第4の権利”と呼ばれているものはあるか。
→ 本書 5.1.1.3

Q5.1-8

- 他の主要な著作者人格権関連規定として、どのようなものがあるか。
→ 本書 5.1.1.3 の*1

Q5.1-9

本法に規定のない著作者の人格的利益につき保護を認めた最高裁判例があるか。それはどのような内容か。

→ 本書 5.1.1.3 の*2

《参考判例》

・船橋市西図書館事件の最一小判平 17・7・14 民集 59・6・1569 (→[裁判所サイト](#))

Q5.1-10

著作者人格権は譲渡できるか。放棄できるか。

→ 本書 5.1.2・7.2.2.3

Q5.1-11

著作者が存しなくなった場合、どうなるか。

→ 本書 5.1.2 の本文及び*

Q5.1-12

著作者人格権と著作権との関係は。

→ 本書 5.1.3・1.6.3

5.2 公表権（18条）

5.2.1 意義

Q5.2-1

公表権とは何か。

→ 本書 5.2.1

Q5.2-2

公表権を保護する趣旨は何か。

→ 本書 5.2.1 の本文及び*1

5.2.2 対象著作物－自己の未公表著作物とその二次的著作物

Q5.2-3

公表権は未公表著作物に限られるか。それはなぜか。

→ 本書 5.2.2.1 の本文及び*1

Q5.2-4

□ 18条1項にいう公表の有無は、何を基準に決すべきか。

→ 本書 5.2.2.1

Q5.2-5

□ 公表権と著作権の制限規定との間で立法的調整が図られているか。

→ 本書 5.2.2.1 の*2

Q5.2-6

□ 公表権の対象著作物には二次的著作物を含むか。

→ 本書 5.2.2.2

Q5.2-7

□ Aの作品を原著作物としてBが二次的著作物を創作した場合、Aは原著作物、二次的著作物について公表権を有するか。Bはどうか。

→ 本書 5.2.2.2 の本文及び*

Q5.2-8

□ 上記設例で、原著作物、二次的著作物に関する公表権は、A又はBによる公表の有無によって異なるか。

→ 本書 5.2.2.2 の本文及び*

5.2.3 権利の内容－公衆への提供・提示とその条件の決定

Q5.2-9

□ 公表権とは、どのような権利か。

→ 本書 5.2.3

Q5.2-10

□ 公衆に提供・提示するかどうかだけでなく、公表の時期や方法等の公表条件を決定することも、公表権の内容に含まれるか。なぜそう考えられるか。

→ 本書 5.2.3

Q5.2-11

□ 公表権の侵害に対し、差止請求、損害賠償請求のほか、どのような請求をすることができるか。

→ 本書 5.2.3 の本文及び*2

5.2.4 著作者の同意推定規定（2項）

Q5.2-12

- 18条2項（著作者の同意推定規定）の各号について説明せよ。
→ 本書 5.2.4 の本文及び（表 5-2）

Q5.2-13

- 18条2項の効力について説明せよ。
→ 本書 5.2.4 の本文、*及び（表 5-2）

5.2.5 みなし同意規定（3項）・適用除外規定（4項）

Q5.2-14

- 18条3項・4項は、何のための規定か。
→ 本書 5.2.5

Q5.2-15

- 同条3項（みなし同意規定）の各号について説明せよ。
→ 本書 5.2.5 の（表 5-3）

Q5.2-16

- 同条4項（適用除外規定）の各号について説明せよ。
→ 本書 5.2.5 の（表 5-4）

Q5.2-17

- 同意推定、みなし同意、適用除外で、具体的にどのような効果の差があるか。
→ 本書 5.2.5

Q5.2-18

- 同条3項・4項に基づく「公表」によって公表権は消滅するか。
→ 本書 5.2.5

5.3 氏名表示権（19条）

5.3.1 意義

Q5.3-1

- 氏名表示権とは、どのような権利か。なぜ保護されているか。
→ 本書 5.3.1 の本文及び*1

《参考判例》

- ・リツイート事件の最三小判令 2・7・21 民集 74・4・1407（→[裁判所サイト](#)）

Q5.3-2

- 14条との関係を説明せよ。
→ 本書 5.3.1 の本文及び*2

5.3.2 対象著作物—自己の著作物とその二次的著作物

Q5.3-3

- 二次的著作物にも原著作者の氏名表示権は及ぶか。
→ 本書 5.3.2 の本文、*及び(5-5)

Q5.3-4

- A執筆の小説(原作品)を原作としてBが漫画(二次的著作物)を描いた場合、AとBは、それぞれ小説と漫画に氏名表示権を有するか。
→ 本書 5.3.2 の*1

Q5.3-5

- Aの氏名表示権を侵害した二次的著作物(書籍)をBが出版した場合に、これを購入して貸与した図書館Cに、Aに対する氏名表示権の侵害は成立するか。これに触れた判例はあるか。
→ 本書 5.3.2 の*1

5.3.3 権利の内容—著作者名の表示・非表示等の決定

Q5.3-6

- 原作品か複製物かを問わず、氏名表示権は及ぶか。
→ 本書 5.3.3.1 の本文及び*3

Q5.3-7

- 編集著作物の素材の著作者は、当該素材自体について氏名表示権を有するか、編集著作物全体について有するか。判例はあるか。
→ 本書 5.3.3.1 の*1

Q5.3-8

- 氏名表示権が及ぶのは、著作物を公衆に提供・提示する場合に限られるか。
→ 本書 5.3.3.1

Q5.3-9

- 著作物を公衆に提供・提示する行為は、著作権に含まれる支分権に係る利用行為に該当するものであることを要するか。

→ 本書 5.3.3.1 の*2

Q5.3-10

□ 絵画の複製物を自宅居間に飾る場合や、私的使用のための複製（30条1項）をする場合、その著作者は氏名表示権を主張しうるか。

→ 本書 5.3.3.1 の*3

Q5.3-11

□ 原著作物の原作品についても、氏名表示権が及ぶのは著作物を公衆に提供・提示する場合に限られるか。なぜか。

→ 本書 5.3.3.1 の本文及び*3

Q5.3-12

□ 著作者は、氏名表示権が及ぶ場合、著作者名の表示・非表示（無名＝匿名）だけでなく、実名表示か変名表示（変名の内容を含む）かについて、その表示方法を含めて選択することができるか。

→ 本書 5.3.3.2

Q5.3-13

□ 著作者の氏名表示権と著作権の制限規定との関係について注意すべき点があるか。

→ 本書 5.3.3.2 の*1

Q5.3-14

□ 氏名表示権がリツイートとの関係で紛争となった判例はあるか。

→ 本書 5.3.3.2 の*2

Q5.3-15

□ 「著作者名として表示」ということができるためには、具体的にはどのような方法がとられるべきか。二次的著作物の原著作者名の表示はどうか。

→ 本書 5.3.3.2 の本文及び*3～*5

Q5.3-16

□ 著作者は、氏名表示権に基づき、自己が著作者であることを積極的に表示するよう請求しうるか。

→ 本書 5.3.3.2

Q5.3-17

□ AがBの著作物にCの氏名（実名又は周知の変名）を著作者名として無断表示した場合、Aはどのような責任を問われるか。その複製物を頒布したときはどうか。

→ 本書 5.3.3.2 の本文及び*6

5.3.4 すでに著作者が著作物に著作者名を表示している場合（2項）

Q5.3-18

□ すでに著作者が著作物に著作者名を表示している場合、氏名の表示はどのように行えばいいか。それを定めた条項はあるか。

→ 本書 5.3.4

5.3.5 著作者名の表示を省略できる場合（3項）

Q5.3-19

□ どのような場合に著作者名の表示を省略できるか。具体例を挙げよ。それを定めた条項はあるか。判例はあるか。

→ 本書 5.3.5

5.3.6 著作者の同意がある場合

Q5.3-20

□ 著作者の同意があれば、氏名表示権侵害は成立しないか。判例はあるか。

→ 本書 5.3.6

5.3.7 情報公開法制・公文書管理法制との調整

Q5.3-21

□ 19条4項は何を定めた規定か。

→ 本書 5.3.7

5.4 同一性保持権（20条）

5.4.1 意義

Q5.4-1

□ 同一性保持権とは、どのような権利か。

→ 本書 5.4.1

Q5.4-2

□ 同一性保持権は、条約に基づく権利か。

→ 本書 5.4.1の本文及び*1

Q5.4-3

何を保護しようとする権利か。

→ 本書 5.4.1 の本文及び*2

5.4.2 対象—著作物及びその題号

Q5.4-4

同一性保持権の対象（客体）は何か。

→ 本書 5.4.2 の本文及び*1

Q5.4-5

なぜ題号も同一性保持権の対象（客体）とされているのか。

→ 本書 5.4.2 の*1

Q5.4-6

同一性保持権の対象（客体）たる題号は、著作者自身が付けたものに限られるか。

→ 本書 5.4.2 の*1

Q5.4-7

原著作者 A の許諾を得て B が二次的著作物を作成したが、それを C が A・B の同意を得ずに改変したような場合、原著作者 A は C に対し同一性保持権侵害を主張できるか。

→ 本書 5.4.2 の*2

5.4.3. 権利の内容—意に反する改変の禁止

Q5.4-8

同一性保持権は何を禁止する権利か。

→ 本書 5.4.3.1

Q5.4-9

20条1項にいう改変とは何か。

→ 本書 5.4.3.1

Q5.4-10

廃棄や焼却等によって著作物を消滅させる行為も、20条1項にいう改変に該当するか。

→ 本書 5.4.3.1 の*3

Q5.4-11

些細な変更にとどまる場合や、逆に大幅な改変がなされたような場合は、同一性保持権侵害は成立するか。結局、改変に該当する範囲について、その上限と下限はどうなるか。

→ 本書 5.4.3.1

Q5.4-12

- 20条1項にいう「意に反」するとは、当該著作者の主観的意思を基準とするものか。
→ 本書 5.4.3.2 の本文及び*1・*2

5.4.4 同一性保持権の制限規定

Q5.4-13

- 同一性保持権の制限規定は、どの条項で定められているか。
→ 本書 5.4.4.1

Q5.4-14

- どのような場合に、同一性保持権は制限されるか。複製権・翻案権との関係、パロディとの関係について説明せよ。
→ 本書 5.4.4.1 の本文及び*1・*2

Q5.4-15

- 20条2項1号は、どのような場合を対象とする規定か。
→ 本書 5.4.4.2

Q5.4-16

- 35条1項によって著作権が制限される場合、同一性保持権も制限されるか。
→ 本書 5.4.4.2 の*1

Q5.4-17

- 試験問題として「虫食い問題」「間違い探し問題」「翻訳問題」等を作成する場合には同一性保持権は制限されるか。
→ 本書 5.4.4.2 の*2

Q5.4-18

- 20条2項2号は、どのような場合を対象とする規定か。制度趣旨は。庭園は対象となるか。
→ 本書 5.4.4.3

Q5.4-19

- 建築物を無断で完全に取り壊すことは、同一性保持権の侵害となるか。
→ 本書 5.4.4.3

Q5.4-20

- 20条2項3号は、どのような場合を対象とする規定か。制度趣旨は。

→ 本書 5.4.4.4

Q5.4-21

□ 20条2項4号は、どのような場合を対象とする規定か。

→ 本書 5.4.4.5

Q5.4-22

□ 要約引用は同一性保持権の侵害となるか。

→ 本書 5.4.4.5の*4

5.5 名誉声望侵害みなし規定（113条6項）

5.5.1 意義

Q5.5-1

□ 113条6項は、何を定めた規定か。本法上の位置付けは。

→ 本書 5.5.1の本文及び*1

Q5.5-2

□ 同項と、民法・刑法上の名誉権の保護との関係は。

→ 本書 5.5.1の本文及び*2

5.5.2 要件・効果

Q5.5-3

□ 同項の「著作者の名誉又は声望」（名望）とは何か。関連する最高裁判例はあるか。

→ 本書 5.5.2の本文及び*1

《参考判例》

・第二次パロディ事件の最二小判昭 61・5・30 民集 40・4・725 (→[裁判所サイト](#))

Q5.5-4

□ 同項の「害する方法」とは何か。

→ 本書 5.5.2の本文及び*2

Q5.5-5

□ 「害する」といえるためには、現に名望が低下したことを要するか。

→ 本書 5.5.2の本文及び*3

Q5.5-6

名望低下のおそれの有無は、誰を基準に決するか。

→ 本書 5.5.2 の*3

Q5.5-7

おそれは著作物の利用方法について決するか。

→ 本書 5.5.2 の本文及び*4

Q5.5-8

同項に該当するためには、創作意図を外れた利用であることを要するか。

→ 本書 5.5.2 の本文及び*5

Q5.5-9

引用による利用が同項に抵触する場合と、名誉毀損法理との関係は。

→ 本書 5.5.2 の*6

Q5.5-10

同項に抵触する場合と、同一性保持権に抵触する場合との関係は。

→ 本書 5.5.2 の*7

5.6 著作者の死亡と著作者人格権

5.6.1 死後における著作者人格権侵害相当行為の禁止（60条）

Q5.6-1

著作者の死亡によって著作者人格権はどうか。

→ 本書 5.6.1

Q5.6-2

60条本文は何を定めた規定か。

→ 本書 5.6.1

Q5.6-3

60条本文の制度趣旨について説明せよ。

→ 本書 5.6.1 の本文及び*2

Q5.6-4

著作者の死後も生前と保護の要件は同一か。

→ 本書 5.6.1

5.6.2 死後における人格的利益の保護のための措置（116条）

Q5.6-5

□ 116条は何を定めた規定か。制度趣旨は。

→ 本書 5.6.2.1 の本文及び*1

Q5.6-6

□ 116条は60条違反の場合のみを対象とする規定か。

→ 本書 5.6.2.1

Q5.6-7

□ 116条が規定する救済手段は何か。

→ 本書 5.6.2.1

Q5.6-8

□ 116条に基づく請求は、誰が請求者となるか。

→ 本書 5.6.2.2

5.6.3 人格権侵害に基づく損害賠償請求権と著作者の死亡

Q5.6-9

□ 著作者の死後に発生した人格権侵害相当行為について、遺族は損害賠償請求することができるか。

→ 本書 5.6.3.1

Q5.6-10

□ 著作者人格権侵害後に著作者が亡くなった場合、遺族は損害賠償請求することができるか。

→ 本書 5.6.3.2

第6章 著作隣接権等

6.1 概要

6.1.1 「隣接する権利」（1条）の意義

Q6.1-1

1条にいう「隣接する権利」とは何か。

→ 本書 6.1.1

Q6.1-2

それに関する詳しい規定は、本法の何章に置かれているか。

→ 本書 6.1.1

Q6.1-3

このような権利が認められている理由は何か。権利構成の特徴についても述べよ。

→ 本書 6.1.1の本文及び*1

Q6.1-4

みなし侵害規定に関連条項はあるか。

→ 本書 6.1.1の*2

Q6.1-5

侵害行為に対する罰則を概説せよ。

→ 本書 6.1.1の*3

Q6.1-6

付与されている権利の内容を概説せよ。

→ 本書 6.1.2

Q6.1-7

権利の内容という点で、どのように類型化できるか。

→ 本書 6.1.2

Q6.1-8

報酬・二次使用料請求権は、法文上ではどのように規定されているか。

→ 本書 6.1.2の本文及び*1

Q6.1-9

各種の補償金は、法文上ではどのように規定されているか。

→ 本書 6.1.2の本文及び*2

Q6.1-10

著作隣接権の定義条項はあるか。

→ 本書 6.1.2の本文及び*3

Q6.1-11

- 著作隣接権者の権利には無方式主義が採用されているか。根拠規定はあるか。
→ 本書 6.1.3

Q6.1-12

- 著作隣接権者の権利が及ぶ範囲には、著作者の権利と比べて、どのような特徴があるか。
→ 本書 6.1.4

Q6.1-13

- 著作隣接権の目的となっている実演等に、どのような制限規定が置かれているか。
→ 本書 6.1.5

Q6.1-14

- 著作隣接権者の権利の客体となる実演等の対象は、著作物でなくてもよいか。
→ 本書 6.1.6.1

Q6.1-15

- 著作者の権利との関係について規定はあるか。どのような意味の規定か。
→ 本書 6.1.6.2

6.2 実演家の権利

6.2.1 概要

Q6.2-1

- 実演家の権利の概要について説明せよ。
→ 本書 6.2.1

Q6.2-2

- 実演家に権利を付与した理由について説明せよ。
→ 本書 6.2.1の本文及び*1

6.2.2 権利の客体—実演の意義（2条1項3号）

Q6.2-3

- 本法が保護する実演家の権利の目的（客体）は何か。
→ 本書 6.2.2

Q6.2-4

- 実演とは何か。定義規定はあるか。

→ 本書 6.2.2

Q6.2-5

□ 実演にいう「演ずること」の対象は何か。著作物であることが必要か。

→ 本書 6.2.2 の本文及び*1

Q6.2-6

□ 「公に」演ずることが要件か。なぜか。

→ 本書 6.2.2 の本文及び*2

Q6.2-7

□ 7条（保護を受ける実演）について説明せよ。

→ 本書 6.2.2

6.2.3 権利の帰属主体—実演家の意義（2条1項4号）

Q6.2-8

□ 実演家とは何か。定義規定はあるか。

→ 本書 6.2.3

Q6.2-9

□ 本法上、「共同実演」に相当するものはどのように扱われているか。

→ 本書 6.2.3 の本文及び*2

Q6.2-10

□ 本法上、「職務実演」に相当するものはどのように扱われているか。

→ 本書 6.2.3 の本文及び*3

6.2.4 権利内容の概要

Q6.2-11

□ 実演家の権利には、どのようなものが含まれるか。

→ 本書 6.2.4

Q6.2-12

□ 実演家の権利が及ぶ範囲について説明せよ。歌手である甲の歌唱（実演）を乙が声帯模写した場合のような、当該実演の物真似に及ぶか。

→ 本書 6.2.4 の*

Q6.2-13

- 甲が同一内容の実演を複数回行ったときに、個々の実演について実演家の権利を取得するか。
→ 本書 6.2.4 の*

6.2.5 実演家人格権

Q6.2-14

- 本法上の実演家人格権とは何か。どのような権利が含まれるか。
→ 本書 6.2.5.1

Q6.2-15

- 著作者人格権と比べて、どのような違いがあるか。それはどのような趣旨に基づいているか。
→ 本書 6.2.5.1

Q6.2-16

- 101条の2の意味を説明せよ。
→ 本書 6.2.5.1

Q6.2-17

- 101条の3は、著作者人格権に関する60条と同趣旨の規定か。権利の主体と客体以外に、60条と異なっている点はあるか。
→ 本書 6.2.5.1の本文及び*2

Q6.2-18

- 実演家に氏名表示権はあるか。それを定めた規定はあるか。
→ 本書 6.2.5.2

Q6.2-19

- 実演家の氏名表示権（90条の2）は、著作者の氏名表示権と比べて、権利の主体と客体以外に、異なっている点はあるか。
→ 本書 6.2.5.2の*1～*3

Q6.2-20

- 実演家に同一性保持権はあるか。それを定めた規定はあるか。
→ 本書 6.2.5.2

Q6.2-21

- 実演家の同一性保持権は、著作者の氏名表示権と比べて、権利の主体と客体以外に、異なっている点はあるか。

→ 本書 6.2.5.3

6.2.6 実演家の財産権

Q6.2-22

□ 実演家の著作隣接権、報酬・二次使用料請求権は譲渡しうるか。

→ 本書 6.2.6.1

Q6.2-23

□ ワンチャンス主義とは何か。どのような趣旨から採用されているか。

→ 本書 6.2.6.1 の本文及び*1・*2

Q6.2-24

□ 実演家の録音権・録画権とは何か。それを定めた規定はあるか。どのような趣旨から設けられた権利か。

→ 本書 6.2.6.2.1 の本文及び*1

Q6.2-25

□ 実演家の録音権にいう「録音」とは何か。

→ 本書 6.2.6.2.1

Q6.2-26

□ 実演家の録画権にいう「録画」とは何か。スクリーンショットのような静止画の写真も該当するか。

→ 本書 6.2.6.2.1 の本文及び*2

Q6.2-27

□ 固定物の増製（2条1項13号・14号）にいう、固定物を増製することとは何か。

→ 本書 6.2.6.2.1 の本文及び*3

Q6.2-28

□ 録音権・録画権のうち、固定、増製には、どのような例外があるか。

→ 本書 6.2.6.2.2・6.2.6.2.3

Q6.2-29

□ 映画著作物に録音・録画（収録）された実演を、CD化・DVD化するような場合、実演家の権利は及ぶか。それを定めた規定はあるか。

→ 本書 6.2.6.2.2

Q6.2-30

□ 前問の映画著作物は、劇場用映画の場合と放送映画番組の場合とで異なるか。

→ 本書 6.2.6.2.2 の*1

Q6.2-31

□ 増製との関係で、映画著作物からサントラ盤 CD を作成する場合、主題歌を歌っている実演家の許諾を得る必要があるか。映画の各場面シンクロ専用サウンドの場合はどうか。

→ 本書 6.2.6.2.2 の*2

Q6.2-32

□ 固定（録音・録画）との関係で、実演の放送について実演家の許諾を得た放送事業者は、その実演を放送のために録音・録画しうるか。何条が定めているか。

→ 本書 6.2.6.2.3

Q6.2-33

□ 93条1項の制度趣旨は何か。

→ 本書 6.2.6.2.3 の本文及び*1

Q6.2-34

□ 93条1項の適用主体は放送事業者に限られるか。その適用主体に有線放送事業者が入っていない理由は何か。

→ 本書 6.2.6.2.3 の本文及び*2

Q6.2-35

□ 93条1項が適用されるのは、放送の許諾を得た場合に限られるか。92条2項各号のような制限規定によって放送しうる場合にも適用されるか。

→ 本書 6.2.6.2.3

Q6.2-36

□ 93条1項によって作られた録音物・録画物（固定物）は、どのような目的で用いる場合に限られているか。同条によって放送番組を DVD 化することはできるか。

→ 本書 6.2.6.2.3

Q6.2-37

□ 生放送に限定する約束があった場合のように、契約に別段の定めがある場合にはどうか。

→ 本書 6.2.6.2.3

Q6.2-38

□ 102条1項が準用する44条1項・2項と、93条とは、どのような点が異なるか。

→ 本書 6.2.6.2.3

Q6.2-39

- 放送権・有線放送権（92条）とは何か。どのような趣旨から設けられた権利か。
→ 本書 6.2.6.3.1 の本文及び*

Q6.2-40

- 92条2項1号はどのような趣旨の規定か。
→ 本書 6.2.6.3.2 の本文及び*1

Q6.2-41

- 92条2項1号は同時再送信に限定する趣旨の規定か。
→ 本書 6.2.6.3.2

Q6.2-42

- 92条2項1号は元の放送について実演家の許諾がない場合でも適用されるか。
→ 本書 6.2.6.3.2 の本文及び*2

Q6.2-43

- 同号によって有線放送する有線放送事業者は、報酬支払義務を負うか。それはどのような場合か。
→ 本書 6.2.6.3.2 の本文及び*3

Q6.2-44

- 92条2項2号はどのような趣旨の規定か。
→ 本書 6.2.6.3.3

Q6.2-45

- 同号イはどのような趣旨の規定か。許諾を得て録音・録画「されている」実演とは、どのような意味か。
→ 本書 6.2.6.3.3 の本文及び*2

Q6.2-46

- 同号ロはどのような趣旨の規定か。
→ 本書 6.2.6.3.3 の本文及び*4

Q6.2-47

- 93条の2はどのような規定か。その制度趣旨は。
→ 本書 6.2.6.3.4 の本文及び*1

Q6.2-48

- 93条の2に基づき実演を放送する場合、報酬支払義務は生じるか。
→ 本書 6.2.6.3.4 の本文及び*2

Q6.2-49

□ 92条の2第1項はどのような規定か。その制度趣旨は。

→ 本書 6.2.6.4.1

Q6.2-50

□ 92条の2第2項は、同条1項に関するどのような適用除外を定めているか。

→ 本書 6.2.6.4.1

Q6.2-51

□ 93条の3はどのような規定か。その制度趣旨は。

→ 本書 6.2.6.4.2の本文及び*1

Q6.2-52

□ 93条の3にいう「特定実演家」とは。

→ 本書 6.2.6.4.2の本文及び*2

Q6.2-53

□ 94条はどのような規定か。その制度趣旨は。

→ 本書 6.2.6.4.3の本文及び*1

Q6.2-54

□ 94条の3はどのような規定か。その制度趣旨は。

→ 本書 6.2.6.4.4

Q6.2-55

□ 95条の2第1項はどのような趣旨の規定か。

→ 本書 6.2.6.5

Q6.2-56

□ 実演家の譲渡権は、どのような適用除外が定められているか。

→ 本書 6.2.6.5の*1

Q6.2-57

□ 95条の3第1項はどのような趣旨の規定か。

→ 本書 6.2.6.6

Q6.2-58

□ 同条による貸与の対象は何か。

→ 本書 6.2.6.6の本文及び*2

Q6.2-59

- 実演家の貸与権には、どのような適用除外が定められているか。
→ 本書 6.2.6.6 の本文及び*3

Q6.2-60

- 貸レコード業者に対する報酬請求権について説明せよ。
→ 本書 6.2.6.6 の本文及び*4

Q6.2-61

- 95条はどのような趣旨の規定か。
→ 本書 6.2.6.7

6.3 レコード製作者の権利

6.3.1 概要

Q6.3-1

- レコード製作者の権利の客体、帰属主体、権利内容について概説せよ。
→ 本書 6.3.1

6.3.2 権利の客体—レコードの意義（2条1項5号）

Q6.3-2

- レコード製作者の権利の客体は何か。
→ 本書 6.3.2

Q6.3-3

- レコードとは何か。
→ 本書 6.3.2 の本文及び*1

Q6.3-4

- 商業用レコードとは何か。
→ 本書 6.3.2 の3

Q6.3-4

- 商業用レコードとは何か。
→ 本書 6.3.2 の3

6.3.3 権利の主体—レコード製作者の意義（2条1項6号）

Q6.3-5

- レコード製作者とは何か。
→ 本書 6.3.3 の本文及び*1

Q6.3-6

- 音楽 CD 等を製作・販売するためには、どのような権利者の許諾等を要するか。
→ 本書 6.3.3 の*2

6.3.4 権利内容の概要

Q6.3-7

- レコード製作者の権利内容の概要を説明せよ。
→ 本書 6.3.4

Q6.3-8

- レコード製作者の権利が及ぶ客体の範囲を説明せよ。
→ 本書 6.3.4 の本文及び*2

Q6.3-9

- 音を最初に固定した物であるマスター音源の所有権が、誰に帰属するかについて論じた判例はあるか。
→ 本書 6.3.4 の*1

6.3.5 著作隣接権（禁止権）

Q6.3-10

- レコード製作者の複製権について説明せよ。
→ 本書 6.3.5.1 の本文及び*1

Q6.3-11

- レコード製作者の送信可能化権について説明せよ。
→ 本書 6.3.5.2.1 の本文及び*1

Q6.2-12

- 96条の3はどのような規定か。その制度趣旨は。
→ 本書 6.3.5.2.2

Q6.3-13

- レコード製作者の譲渡権について説明せよ。
→ 本書 6.3.5.3 の本文及び*

Q6.3-14

レコード製作者の貸与権について説明せよ。

→ 本書 6.3.5.4

6.3.6 報酬・二次使用料請求権

Q6.3-15

商業用レコードの二次使用に関するレコード製作者の権利について説明せよ。

→ 本書 6.3.6.1

6.3.7 権利の制限

Q6.3-16

著作隣接権の目的となっているレコードに関する権利の制限について説明せよ。

→ 本書 6.3.7

6.4 放送事業者の権利

6.4.1 概要

Q6.4-1

放送事業者の権利の概要について説明せよ。

→ 本書 6.4.1

6.4.2 権利の客体—放送の意義（2条1項8号）

Q6.4-2

放送事業者の権利の客体は何か。

→ 本書 6.4.2

Q6.4-3

放送とは何か。放送法上の放送と同一か。

→ 本書 6.4.2の本文及び*1

Q6.4-4

放送事業者の権利が及ぶ客体の範囲を説明せよ。

→ 本書 6.4.2の本文及び*2

6.4.3 権利の主体—放送事業者の意義（2条1項9号）

Q6.4-5

- 本法上の放送事業者とは何か。
→ 本書 6.4.3

6.4.4 権利の内容—著作隣接権（禁止権）

Q6.4-6

- 放送事業者の複製権について説明せよ。
→ 本書 6.4.4.1の本文及び*1

Q6.4-7

- キー局Aが制作してネット局Bが放送し、有線放送事業者Cが有線放送で同時再送信した放送番組をDが受信して録画した場合、複製権の主体となる放送事業者は誰か。
→ 本書 6.4.4.1の*2

Q6.4-8

- 放送事業者の再放送権について説明せよ。
→ 本書 6.4.4.2の本文及び*1

Q6.4-9

- 放送事業者の有線放送権について説明せよ。
→ 本書 6.4.4.2の本文及び*2

Q6.4-10

- 放送事業者の送信可能化権について説明せよ。
→ 本書 6.4.4.3

Q6.4-11

- 放送事業者のテレビジョン放送の伝達権について説明せよ。
→ 本書 6.4.4.4

Q6.4-12

- 著作隣接権の目的となっている放送に関する権利の制限について説明せよ。
→ 本書 6.4.4.5の本文及び*1

6.5 有線放送事業者の権利

6.5.1 概要

Q6.5-13

- 有線放送事業者の権利の客体、帰属主体、権利内容について概説せよ。
→ 本書 6.5.1

6.5.2 権利の客体—有線放送の意義（2条1項9号の2）

Q6.5-14

- 有線放送事業者の権利の客体は何か。
→ 本書 6.5.2

Q6.5-15

- 有線放送とは何か。
→ 本書 6.5.2の本文及び*1

6.5.3 権利の主体—有線放送事業者の意義（2条1項9号の3）

Q6.5-16

- 本法において有線放送事業者とは何か。
→ 本書 6.5.3

6.5.4 権利の内容—著作隣接権（禁止権）

Q6.5-17

- 有線放送事業者の複製権について説明せよ。
→ 本書 6.5.4.1

Q6.5-18

- 有線放送事業者の再有線放送権について説明せよ。
→ 本書 6.5.4.2

Q6.5-19

- 有線放送事業者の有線放送権について説明せよ。
→ 本書 6.5.4.2

Q6.5-20

- 有線放送事業者の送信可能化権について説明せよ。
→ 本書 6.5.4.3

Q6.5-21

有線放送事業者の有線テレビジョン放送の伝達権について説明せよ。

→ 本書 6.5.4.4

Q6.5-22

著作隣接権の目的となっている有線放送に関する権利の制限について説明せよ。

→ 本書 6.5.4.5

6.6 存続期間—保護期間（101条）

Q6.6-1

実演家人格権に存続期間はあるか。

→ 本書 6.6

Q6.6-2

実演家の死亡によって、実演家人格権はどうなるか。

→ 本書 6.6

Q6.6-3

実演家の著作隣接権の始期と終期は。

→ 本書 6.6

Q6.6-4

レコード製作者の著作隣接権の始期と終期は。

→ 本書 6.6の本文及び*1

Q6.6-5

放送事業者の著作隣接権の始期と終期は。

→ 本書 6.6

Q6.6-6

有線放送事業者の著作隣接権の始期と終期は。

→ 本書 6.6

第7章 著作権法上の権利処理と契約実務

7.1 著作物等の利用と権利処理

7.1.1 権利処理の必要性

Q7.1-1

- 音楽 CD を例に、本法上・本法以外に必要な権利処理の概要を述べよ。
→ 本書 7.1.1 の本文及び*1・*2

7.1.2 本法上の権利処理の概要

Q7.1-2

- 他人の著作物を利用しようとする場合に、本法上の権利との関係で、必要な権利処理の概要を説明せよ。
→ 本書 7.1.2

Q7.1-3

- その場合、独占禁止法との関係で留意すべき点を説明せよ。
→ 本書 7.1.2 の*1

7.2 権利処理の枠組み

7.2.1 著作者の権利に関する処理の枠組み

Q7.2-1

- 著作者の権利処理の判断手順として、著作権と著作者人格権に共通する点を説明せよ。
→ 本書 7.2.1.1

Q7.2-2

- 権利処理の判断手順として、著作権（財産権）に特有の点を説明せよ。
→ 本書 7.2.1.2

Q7.2-3

- 権利処理の判断手順として、著作者人格権に特有の点を説明せよ。
→ 本書 7.2.1.3

7.2.2 著作隣接権者の権利に関する処理の枠組み

Q7.2-4

□ 著作隣接権者の権利に関する処理の判断手順として、共通する点を説明せよ。

→ 本書 7.2.2.1

Q7.2-5

□ 権利処理の判断手順として、著作隣接権に特有の点を説明せよ。

→ 本書 7.2.2.2

Q7.2-6

□ 権利処理の判断手順として、実演家人格権に特有の点を説明せよ。

→ 本書 7.2.2.3

7.3 著作権・隣接権の処理—譲渡と利用許諾

7.3.1 総説

Q7.3-1

□ 著作物の利用者が著作権・著作隣接権の処理を要する場合、主要な処理方法にはどのようなものがあるか。

→ 本書 7.3.1.1

Q7.3-2

□ 著作権譲渡と利用許諾の主要な相違点について説明せよ。

→ 本書 7.3.1.2の本文及び(表 7-1)

Q7.3-3

□ 許諾契約の締結後に、著作権者たる許諾者は、第三者に対し著作権を譲渡しうるか。

→ 本書 7.3.1.2の*

Q7.3-4

□ すでになされた合意の意味をめぐって、著作権の譲渡か、利用許諾か、当事者意思が不明な場合、どのように判断すべきか。

→ 本書 7.3.1.3

7.3.2 著作権・著作隣接権の譲渡 (61条・103条)

Q7.3-5

□ 著作権・著作隣接権は譲渡しうるか。出版権は譲渡しうるか。

→ 本書 7.3.2.1の本文及び*1

Q7.3-6

- 共有著作権・共有著作隣接権の持分譲渡は単独で行うことができるか。
→ 本書 7.3.2.1 の*2

Q7.3-7

- 譲渡契約の法的性格は。著作権・著作隣接権という準物権の変動との関係は。
→ 本書 7.3.2.1 の本文及び*3

Q7.3-8

- 著作権・著作隣接権の譲渡契約において、どのような方法で、対象となる権利を特定すべきか。
→ 本書 7.3.2.2.1

Q7.3-9

- 著作権は、一部譲渡しうるか。
→ 本書 7.3.2.2.2

Q7.3-10

- 一部譲渡には、どのような種別があるか。
→ 本書 7.3.2.2.2

Q7.3-11

- 個々の支分権の単位に分割して譲渡しうるか、それよりも細分化して譲渡することはできるか。
→ 本書 7.3.2.2.2 の本文及び*1・*2

Q7.3-12

- 時間別、つまり一定期間に限定した譲渡は可能か。
→ 本書 7.3.2.2.2 の本文及び*3

Q7.3-13

- 地域別の一部譲渡は可能か。
→ 本書 7.3.2.2.2 の本文及び*4

Q7.3-14

- 譲渡契約時に存在していなかった支分権が、その後の本法改正で設けられた場合に、譲渡対象と認められるか。
→ 本書 7.3.2.2.3

Q7.3-15

- 著作権の譲渡契約に、27条又は28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されて

いないときは、これらの支分権は移転するか。

→ 本書 7.3.2.2.4

Q7.3-16

□ 61条2項の制度趣旨について説明せよ。

→ 本書 7.3.2.2.4の*1

Q7.3-17

□ いかなる記載があれば、61条2項にいう「特掲」されたといえるか。

→ 本書 7.3.2.2.4の*2

Q7.3-18

□ 譲渡契約に関するその他の記載事項には、どのようなものがあるか。

→ 本書 7.3.2.3

7.3.3 著作物・実演等の利用許諾（63条・103条）

Q7.3-19

□ 著作物、実演等、出版権は利用許諾できるか。

→ 本書 7.3.3.1の本文及び*1

Q7.3-20

□ 許諾に係る著作物を利用する権利は、どのような名称で呼ばれているか。それは何条か。

→ 本書 7.3.3.1

Q7.3-21

□ 著作権を支分権等に細分化して利用許諾できるか。

→ 本書 7.3.3.1

Q7.3-22

□ 63条の2は何を定めた規定か。制度趣旨は。

→ 本書 7.3.3.1の本文及び*2

Q7.3-23

□ 利用許諾は契約によるだけでなく、著作権者の単独行為によることができるか。

→ 本書 7.3.3.1の本文及び*3

Q7.3-24

□ 利用方法・条件に違反する行為があった場合、どのような効果が生じるか。

→ 本書 7.3.3.1の本文及び*4

Q7.3-25

□ 許諾にかかる著作物を利用する権利は、第三者に譲渡できるか。

→ 本書 7.3.3.1

Q7.3-26

□ 許諾の際に利用方法・条件を付けることができるか。期限の定めのない許諾は可能か、どのように扱われるか。

→ 本書 7.3.3.2 の本文及び*1・*2

Q7.3-27

□ 許諾対象の特定は、どのように行えばいいのか。

→ 本書 7.3.3.2

Q7.3-28

□ 63条4項は何を定めた規定か。制度趣旨は何か。

→ 本書 7.3.3.3 の本文及び*1

Q7.3-29

□ 著作物の放送・有線放送について許諾を得た場合には、当該放送のための番組収録について、別途、著作権者の許諾を得る必要があるか。

→ 本書 7.3.3.3

Q7.3-30

□ これは著作者の場合と著作隣接権者の場合で違いがあるか。

→ 本書 7.3.3.3 の*2

Q7.3-31

□ 著作物の放送・有線放送について許諾を得た場合には、当該放送番組を DVD 化するための収録について、別途、著作権者の許諾を得る必要があるか。

→ 本書 7.3.3.3

Q7.3-32

□ 63条5項について説明せよ。制度趣旨は。

→ 本書 7.3.3.4 の本文及び*1

Q7.3-33

□ 同項にいう「特定放送事業者等」とは何か。

→ 本書 7.3.3.4 の*2

Q7.3-34

□ 同項にいう「放送同時配信等」とは何か。

→ 本書 7.3.3.4 の*3

Q7.3-35

□ 利用許諾は有償でなければならないか。

→ 本書 7.3.3.4

Q7.3-36

□ 利用料の定め方には、どのような方式があるか。

→ 本書 7.3.3.5 の本文、*1 及び*2

Q7.3-37

□ 利用許諾契約に関するその他の事項にはどのようなものがあるか。

→ 本書 7.3.3.6

Q7.3-38

□ 出版・電子出版には、どのようなモデル契約が公表されているか。

→ 本書 7.3.3.6 の本文及び*1

Q7.3-39

□ プログラム著作物の利用許諾契約について、どのような場合に独占禁止法との抵触が問題となるか。

→ 本書 7.3.3.7 の本文及び*1

7.3.4 裁定による著作物の利用（強制許諾）

Q7.3-40

□ 裁定による著作物の利用とは何か。それを定める規定は。

→ 本書 7.3.4.1

Q7.3-41

□ 裁定制度の制度趣旨は。

→ 本書 7.3.4.1 の本文及び*1

Q7.3-42

□ どのような場合が裁定の対象となるか。

→ 本書 7.3.4.1 の本文及び（表 7-2）

Q7.3-43

□ 裁定による著作物の利用には補償金を要するか。

→ 本書 7.3.4.1 の本文及び*2

Q7.3-44

裁定による著作物の利用規定は実演等の利用に準用されているか。

→ 本書 7.3.4.1 の本文及び*4

Q7.3-45

67 条による裁定手続の概要を説明せよ。

→ 本書 7.3.4.2.1

Q7.3-46

67 条による裁定手続中の著作物の利用は認められるか。

→ 本書 7.3.4.2.1 の本文及び*5

Q7.3-47

未管理公表著作物等の利用（67 条の 3）の概要を説明せよ。

→ 本書 7.3.4.2.2

Q7.3-48

著作物の放送等に係る協議不調・不能の場合の裁定（68 条）について説明せよ。

→ 本書 7.3.4.3

Q7.3-49

商業用レコードへの録音等に係る協議不調・不能の場合の裁定（69 条）について説明せよ。

→ 本書 7.3.4.4

Q7.3-50

裁定の申請手続と裁定に関する概要を説明せよ。

→ 本書 7.3.4.5

Q7.3-51

裁定に関する補償金等について説明せよ。

→ 本書 7.3.4.6

7.3.5 著作権の設定

Q7.3-52

著作権とは何か。

→ 本書 7.3.5.1

Q7.3-53

著作権には、どのような内容が含まれるか。紙の出版だけか、CD-ROMのような電子媒体も含まれるか、電子データのダウンロード販売も含まれるか。

→ 本書 7.3.5.1

Q7.3-54

出版物たる複製物の譲渡は、著作権に含まれるか。

→ 本書 7.3.5.1 の*1

Q7.3-55

著作権は、通常の利用許諾と比べて、主としてどのような違いがあるか。侵害されたときは、どのように保護されるか。

→ 本書 7.3.5.1

Q7.3-56

著作権を設定しうる者（著作権設定者）は誰か。本法では、どのように呼ばれているか。

→ 本書 7.3.5.2

Q7.3-57

Aが創作した英文小説をBが和訳したものを出版する場合、著作権設定者はAかBか。

→ 本書 7.3.5.2 の*1

Q7.3-58

著作権の対象となる複製権又は公衆送信権を目的とする質権が設定されているときは、どうなるか。

→ 本書 7.3.5.2 の*2

Q7.3-59

著作権の設定を受ける者は誰か。

→ 本書 7.3.5.2

Q7.3-60

一般に著作権設定契約には、どのような事項を記載するか。

→ 本書 7.3.5.2 の*3

Q7.3-61

著作権の内容につき、その概要を説明せよ。

→ 本書 7.3.5.3

Q7.3-62

著作権者は翻訳等をする権利を有するか。

→ 本書 7.3.5.3

Q7.3-63

著作権は録音・録画を対象としようか。

→ 本書 7.3.5.3

Q7.3-64

著作権の設定者は、自ら著作物を利用することができるか。第三者への利用許諾はどうか。

→ 本書 7.3.5.3

Q7.3-65

著作権には手書きによる複製物の出版を含むか。

→ 本書 7.3.5.3

Q7.3-66

著作権者が著作権を「専有する」(80条1項)とは、どのような意味か。

→ 本書 7.3.5.3

Q7.3-67

著作権の対抗要件は何か。

→ 本書 7.3.5.3

Q7.3-68

著作権者は、第三者に対する許諾ができるか。

→ 本書 7.3.5.3

Q7.3-69

著作権者は、著作権を譲渡できるか。質権の目的としようか。

→ 本書 7.3.5.3

Q7.3-70

著作権設定者は、設定後も侵害者に対して自ら権利行使できるか。

→ 本書 7.3.5.3の*3

Q7.3-71

第1号著作権者、第2号著作権者とは何か。両者は、どこが違うか。

→ 本書 7.3.5.4

Q7.3-72

著作権者は、著作権の目的である著作物について、どのような義務を負うか。第1号出

著作権者、第2号著作権者で、義務内容に違いはあるか。

→ 本書 7.3.5.4

Q7.3-73

82条1項について説明せよ。

→ 本書 7.3.5.5

Q7.3-74

著作権の存続期間について説明せよ。

→ 本書 7.3.5.6

Q7.3-75

著作権の存続期間中でも、著作権設定者が著作権を消滅させることができる場合はあるか。

→ 本書 7.3.5.6

7.4 著作者人格権・実演家人格権の処理—同意

7.4.1 総説

Q7.4-1

著作者人格権の処理を要するのは、どのような場合か。

→ 本書 7.4.1の*1

Q7.4-2

著作者の生存中は、主としてどのような方法で著作者人格権の処理が図られるか。

→ 本書 7.4.1

Q7.4-3

著作者の死後は、どのような方法で権利処理が図られるか。

→ 本書 7.4.1の*2

7.4.2 公表権の処理

Q7.4-4

公表権の処理が必要となる場合と、その場合の権利処理方法について説明せよ。

→ 本書 7.4.2

7.4.3 氏名表示権の処理

Q7.4-5

- 氏名表示権の処理が必要となる場合と、その場合の権利処理方法について説明せよ。
→ 本書 7.4.3

7.4.4 同一性保持権の処理

Q7.4-6

- 同一性保持権の処理が必要となる場合と、その場合の権利処理方法について説明せよ。
→ 本書 7.4.4

7.4.5 著作者人格権の包括的不行使特約

Q7.4-7

- 著作者人格権の包括的不行使特約とは何か。
→ 本書 7.4.5

Q7.4-8

- 著作者人格権の包括的不行使特約は有効か。
→ 本書 7.4.5 の本文及び*1

7.5 集中管理等

7.5.1 著作権等管理事業

Q7.5-9

- 著作権等管理事業法とは、何を定める法律か。
→ 本書 7.5.1

Q7.5-10

- 著作権等管理事業、著作権等管理事業者とは何か。
→ 本書 7.5.1

Q7.5-11

- 管理委託契約とは何か。
→ 本書 7.5.1

Q7.5-12

- 著作権等管理事業者は許認可制か。

→ 本書 7.5.1

Q7.5-13

著作権等管理事業者は、どのような規制を受けるか。

→ 本書 7.5.1

Q7.5-14

指定著作権等管理事業者とは何か。

→ 本書 7.5.1

Q7.5-15

指定著作権等管理事業者は、どのような規制を受けるか。

→ 本書 7.5.1

Q7.5-16

著作権等管理事業は、著作者人格権・実演家人格権も対象としているか。

→ 本書 7.5.1

7.5.2 知的財産権信託

Q7.5-17

知的財産信託とは何か。

→ 本書 7.5.2

Q7.5-18

著作権等管理事業と、どのような点で異なるか。

→ 本書 7.5.2

7.6 著作物作成契約

Q7.6-1

著作物作成契約の法的性質は何か。

→ 本書 7.6

Q7.6-2

著作物作成契約について、特に定めておくべき点はあるか。

→ 本書 7.6

Q7.6-3

下請法との関係で問題となる点はあるか。

→ 本書 7.6 の*1

7.7 担保権設定契約

7.7.1 質 権

Q7.7-1

著作権・著作隣接権に担保権を設定する方法には、どのようなものがあるか。

→ 本書 7.7.1

Q7.7-2

質権設定につき登録が必要か。

→ 本書 7.7.1

Q7.7-3

質権設定後の権利行使は誰が行うか。

→ 本書 7.7.1

7.7.2 譲渡担保

Q7.7-4

著作権・著作隣接権に譲渡担保を設定する場合、譲渡登録が必要か。

→ 本書 7.7.2

Q7.7-5

譲渡担保設定後の権利行使は誰が行うか。

→ 本書 7.7.2

第 8 章 権利侵害と救済—侵害訴訟の理論と実務

8.1 権利侵害に対する民事的救済方法

8.1.2 権利侵害と本法の構造

Q8.1-1

- 権利侵害に対する救済という観点から、本法第6章以下の各章の構造を概説せよ。
→ 本書 8.1.2

8.1.3 権利侵害に対する民事的救済方法の種類

Q8.1-2

- 本法上の権利侵害に対する民事的救済方法には、どのような種類の手段があるか。
→ 本書 8.1.3.1の本文及び(表 8-1)

Q8.1-3

- それぞれの民事的救済方法は、どのような被侵害権利の種類別に適用されるか。
→ 本書 8.1.3.1の本文及び(表 8-1)

Q8.1-4

- それぞれの民事的救済方法は、それぞれ時系列順に、いつからいつまで用いることができるか。
→ 本書 8.1.3.2

Q8.1-5

- 著作権侵害訴訟では主位的に損害賠償、予備的に不当利得返還を請求することがあるが、それはどのような理由に基づいているか。
→ 本書 8.1.3.2の*1・8.8.1

Q8.1-6

- 著作権侵害の場合に保全処分が用いられることがあるが、それはどのような理由に基づいているか。
→ 本書 8.1.3.2の*2

Q8.1-7

- 証拠保全命令は、どのような場合に用いられるか。
→ 本書 8.1.3.2の*3

Q8.1-8

- 本法上の権利侵害等について、どのような民事訴訟類型が他に存在するか。
→ 本書 8.1.3.3

Q8.1-9

- 積極的確認訴訟は、どのような場合に用いられるか。
→ 本書 8.1.3.3の本文及び*1

Q8.1-10

□ 消極的確認訴訟は、どのような場合に用いられるか。

→ 本書 8.1.3.3 の本文及び*2

Q8.1-11

□ 登録手続請求訴訟は、どのような場合に用いられるか。

→ 本書 8.1.3.3 の本文及び*3

8.2 請求の当事者

8.2.1 被侵害者（請求権者）

Q8.2-1

□ 侵害訴訟における請求権者は誰か。

→ 本書 8.2.1.1 の本文及び（表 8-1）

Q8.2-2

□ 著作権者・著作隣接権者から許諾を受けた者（被許諾者）は、請求権者となることができるか。判例はあるか。

→ 本書 8.2.1.1 の*1

Q8.2-3

□ 著作権・著作隣接権に質権を設定した場合、質権者か、著作権者・著作隣接権者か、どちらが請求権者となるか。

→ 本書 8.2.1.1 の*2

Q8.2-4

□ 権利者の生前に発生・終了した侵害について、権利者の死後に相続人・遺族は差止請求権を行使しうるか。

→ 本書 8.2.1.2.2 の本文及び（表 8-2）

Q8.2-5

□ 権利者の生前に発生・終了した侵害について、権利者の死後に相続人・遺族は損害賠償請求権を行使しうるか。

→ 本書 8.2.1.2.2 の本文及び（表 8-2）

Q8.2-6

□ 権利者の生前に発生・終了した侵害について、権利者の死後に相続人・遺族は名誉回復

等措置請求権を行使しうるか。

→ 本書 8.2.1.2.2 の本文及び (表 8-2)

Q8.2-7

□ 権利者の生前に発生・終了した侵害について、権利者の死後に相続人・遺族は不当利得返還請求権を行使しうるか。

→ 本書 8.2.1.2.2 の本文及び (表 8-2)

Q8.2-8

□ 権利者の生前に発生・終了した侵害について、権利者が死亡したが、相続人不存在であった場合、どのような権利関係となるか。

→ 本書 8.2.1.2.2 の*

Q8.2-9

□ 権利者の死後に発生した著作権・著作隣接権の侵害について、誰が、どのような請求権を行使しうるか。

→ 本書 8.2.1.2.3 の本文及び (表 8-3)

Q8.2-10

□ 権利者の死後に発生した著作権・著作隣接権の侵害について、当該権利者の相続人が不存在の場合には、どうなるか。

→ 本書 8.2.1.2.3

Q8.2-11

□ 権利者の死後に発生した著作者人格権・実演家人格権の侵害相当行為に対し、誰が、どのような請求権を行使しうるか。

→ 本書 8.2.1.2.3 の本文及び (表 8-3)

Q8.2-12

□ 権利者の死後に発生した著作者人格権・実演家人格権の侵害相当行為に対し、その相続人は、損害賠償請求権を行使しうるか。

→ 本書 8.2.1.2.3 の本文及び (表 8-3)

Q8.2-13

□ 権利者の死後に発生した著作者人格権・実演家人格権の侵害相当行為に対し、誰が名誉回復等措置請求権を行使しうるか。

→ 本書 8.2.1.2.3 の本文及び (表 8-3)

Q8.2-14

□ 権利者の死亡時点で継続中の著作権・著作隣接権の侵害について、誰が、どのような請求権を行使しうるか。

→ 本書 8.2.1.2.4 の本文及び (表 8-4)

Q8.2-15

□ 権利者の死亡時点で継続中の著作権・著作隣接権の侵害行為について、損害賠償請求権を行使しうるか。

→ 本書 8.2.1.2.4 の本文及び (表 8-4)

Q8.2-16

□ 権利者の死亡時点で継続中の著作権・著作隣接権の侵害行為について、不当利得返還請求権を行使しうるか。

→ 本書 8.2.1.2.4 の本文及び (表 8-4)

Q8.2-17

□ 権利者の死亡時点で継続中の著作者人格権・実演家人格権の侵害 (相当) 行為に対し、誰が、どのような請求権を行使しうるか。

→ 本書 8.2.1.2.4 の本文及び (表 8-4)

Q8.2-18

□ 権利者の死亡時点で継続中の著作者人格権・実演家人格権の侵害 (相当) 行為に対し、名誉回復等措置請求権を行使しうるか。

→ 本書 8.2.1.2.4 の本文及び (表 8-4)

Q8.2-19

□ 権利者の死亡時点で継続中の著作者人格権・実演家人格権の侵害 (相当) 行為に対し、その生前に提起済みの差止請求訴訟を 116 条の遺族が参加承継しうるか。

→ 本書 8.2.1.2.4 の本文及び*1

Q8.2-20

□ 権利者の死亡時点で継続中の侵害 (相当) 行為に対し、相続人不存在の場合はどうなるか。

→ 本書 8.2.1.2.4 の本文及び*2

Q8.2-21

□ 117 条 1 項は、どのような意味の規定か。

→ 本書 8.2.1.3.1

Q8.2-22

□ 117 条 1 項と、64 条、65 条及び 103 条との関係は。

→ 本書 8.2.1.3.1

Q8.2-23

□ 共有に係る著作権 (共有著作権)・著作隣接権 (共有著作隣接権) の侵害にも 117 条 1

項が準用されるか。

→ 本書 8.2.1.3.1

Q8.2-24

□ 共同著作者の一部が死亡している場合、残った共同著作者は個別に行使できるか。当該死者の遺族はどうか。

→ 本書 8.2.1.3.1の*1

Q8.2-25

□ 共同著作物の著作者人格権侵害に対し各共同著作者は単独で差止請求をすることができるか。

→ 本書 8.2.1.3.2

Q8.2-26

□ 共同著作物の著作者人格権侵害に対各共同著作者は著作権侵害に対し単独で損害賠償請求・不当利得返還請求・名誉回復等措置請求をすることができるか。

→ 本書 8.2.1.3.2 本文及び*1

Q8.2-27

□ 共同著作物等の権利侵害に対する権利の単独行使の可否について整理すると、どうなるか。

→ 本書 8.2.1.3.2の(表 8-5)

Q8.2-28

□ 無名又は変名の著作物について、その著作物の著作者又は著作権者のために、権利行使をできるのは誰か。それを定める条項はあるか。

→ 本書 8.2.1.4

8.2.2 侵害者（被請求者）

Q8.2-29

□ 著作権侵害訴訟で被請求者として被告となりうるのは誰か。

→ 本書 8.2.2.1

Q8.2-30

□ 教唆・幫助的地位の者に対して損害賠償責任を問いうるか。

→ 本書 8.2.2.1

Q8.2-31

□ 教唆・幫助的地位の者に対して差止請求をすることができるか。

→ 本書 8.2.2.1の本文及び*1

Q8.2-32

□ 自ら利用行為を物理的に行っていないなくても、第三者を手足として使った者を、侵害主体として認めることができるか。

→ 本書 8.2.2.2

Q8.2-33

□ カラオケ法理とは何か。それを採用した最高裁判決はあるか。

→ 本書 8.2.2.3

《参考判例》

・クラブ・キャッツアイ事件の最三小判昭 63・3・15 民集 42・3・199 (→[裁判所サイト](#))

Q8.2-34

□ カラオケ分野において、どのようなケースにカラオケ法理は採用されてきたか。

→ 本書 8.2.2.3 の本文及び*1

Q8.2-35

□ インターネットサービスにカラオケ法理を転用したケースはあるか。最高裁判決はあるか。

→ 本書 8.2.2.4 の本文及び*1 から*3 まで

《参考判例》

・まねき TV 事件の最三小判平 23・1・18 民集 65・1・121 (→[裁判所サイト](#))

・ロクラクⅡ事件の最一小判平 23・1・20 民集 65・1・399 (→[裁判所サイト](#))

Q8.2-36

□ カラオケ法理・ロクラク法理の根拠と、それに対する批判について説明せよ。

→ 本書 8.2.2.5

《参考判例》

・音楽教室事件の最一小判令和 4・10・24 民集 76・6・1348 (→[裁判所サイト](#))

Q8.2-37

□ インターネットサービスにおいてユーザーが著作権侵害をした場合における同サービス提供者の責任と情報流通プラットフォーム対処法との関係について説明せよ。

→ 本書 8.2.2.5 の本文及び*2

Q8.2-38

□ リツイートに関し、どのような著作権法上の問題があるか。

→ 本書 8.2.2.6 の*3

《参考判例》

・ リツイート事件の最三小判令 2・7・21 民集 74・4・1407 (→[裁判所サイト](#))

Q8.2-39

□ 民事訴訟や仮処分を提起するために侵害者を探索・確定する方法には、どのようなものがあるか。それに関連して情報流通プラットフォーム対処法に基づく発信者情報開示制度の概要を説明せよ。

→ 本書 8.2.2.6 の本文及び*2

8.3 裁判管轄等

8.3.1 国内裁判管轄

Q8.3-1

□ 本法上の権利全般に関する訴えの事物管轄は、どうなるか。

→ 本書 8.3.1.1

Q8.3-2

□ 本法上の権利全般に関する訴えの土地管轄について、国内裁判管轄の場合には、民訴法上の、どのような規定が適用されるか。

→ 本書 8.3.1.1

Q8.3-3

□ 差止請求は、「不法行為に関する訴」(民訴法 5 条 9 号)に含まれるか。不法行為地とは原因行為地か、結果発生地か。

→ 本書 8.3.1.2 の本文及び*

Q8.3-4

□ 差止仮処分の国内裁判管轄について説明せよ。

→ 本書 8.3.1.2 の本文及び*

Q8.3-5

□ 損害賠償請求訴訟の国内裁判管轄について説明せよ。

→ 本書 8.3.1.3 の本文及び*

Q8.3-6

□ プログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えの専属管轄について、具体例を示して説明せよ。

→ 本書 8.3.1.4

Q8.3-7

- プログラムの著作物についての著作者の権利を除いた著作者の権利、出版権、著作隣接権に関する訴えの競合管轄について、具体例を示して説明せよ。
→ 本書 8.3.1.5 の本文及び*1・*2

8.3.2 国際裁判管轄と準拠法

Q8.3-8

- 国際裁判管轄について、わが国の民訴法に規定があるか。
→ 本書 8.3.2.1

Q8.3-9

- その規定内容について概説せよ。
→ 本書 8.3.2.1

Q8.3-10

- 不法行為地の国際裁判管轄、及びその証明について説明せよ。
→ 本書 8.3.2.1 の本文及び*1～*4

Q8.3-11

- 準拠法について、説明せよ。
→ 本書 8.3.2.2

8.3.3 訴額の算定基準

Q8.3-12

- 本法関連事件における訴額の算定は、どのような基準で行うか。
→ 本書 8.3.3 の本文及び（表 8-6）

8.4 各請求権に共通する請求原因事実

8.4.1 概要

Q8.4-1

- 侵害訴訟では差止請求と損害賠償請求の一方又は双方を行うことが通常であるが、著作者の権利が侵害された場合における両請求の請求原因事実の概要を説明せよ。
→ 本書 8.4.1

8.4.2 共通の請求原因事実

Q8.4-2

- 侵害訴訟における差止請求と損害賠償請求に共通する請求原因事実は何か。
→ 本書 8.4.2

Q8.4-3

- 名誉回復等措置請求、不当利得返還請求の場合も同様か。
→ 本書 8.4.2

8.4.3 著作物性及び権利取得原因

Q8.4-4

- 「原告作品について著作権法上の権利を原告が取得したこと」は、さらにどのような要件に分けることができるか。
→ 本書 8.4.3.1

Q8.4-5

- 著作物性について、2条1項1号、6条、13条、10条の関係を説明せよ。そのうち請求原因として、どれを主張立証する必要があるか。
→ 本書 8.4.3.2

Q8.4-6

- 単一作品の一部分だけでも、著作物として侵害訴訟の対象としようか。
→ 本書 8.4.3.2・2.2.1.1の*2

Q8.4-7

- 特定の種類の著作物（10条1項参照）に該当することの主張立証は必要か。
→ 本書 8.4.3.2・2.3.1.2

Q8.4-8

- 権利取得原因事実は、さらにどのような要件に分けることができるか。著作権と著作者人格権で違いがあるか。
→ 本書 8.4.3.3.1

Q8.4-9

- 著作者性を基礎付けるべき「特定の者が作品を創作したという事実」は、どのように立証するか。
→ 本書 8.4.3.3.2.1・3.2.2

Q8.4-10

□ 映画著作物の著作者についてはどうか。

→ 本書 8.4.3.3.2.1 の*

Q8.4-11

□ 職務著作を主張する場合には、どのような事実を主張立証しなければならないか。

→ 本書 8.4.3.3.2.2

Q8.4-12

□ 14条について説明せよ。同条の制度趣旨は。

→ 本書 8.4.3.3.2.4

Q8.4-13

□ 同条の法的性格は。

→ 本書 8.4.3.3.2.3 の本文及び*

Q8.4-14

□ 同条の要件は何か。

→ 本書 8.4.3.3.2.4

Q8.4-15

□ 同条にいう「著作者名として……表示されている」について、判例はあるか。

→ 本書 8.4.3.3.2.4 の*1

Q8.4-16

□ 著作物に©マークが付けられていることをもって、同条を適用しうるか。

→ 本書 8.4.3.3.2.4 の本文及び*1

Q8.4-17

□ 同条の「著作者名」は実名に限られるか。

→ 本書 8.4.3.3.2.4 の本文及び*2

Q8.4-18

□ 同条にいう「通常の方法により表示」の具体例を指摘せよ。

→ 本書 8.4.3.3.2.4 の本文、(表 8-7) 及び*3

Q8.4-19

□ 同条では「公衆への提供・提示の際」に表示が必要か。例外はあるか。

→ 本書 8.4.3.3.2.4 の本文及び*4

Q8.4-20

□ 同条の推定を覆した判例はあるか。

→ 本書 8.4.3.3.2.4 の本文及び*5

Q8.4-21

□ 75条3項について説明せよ。

→ 本書 8.4.3.3.2.5

Q8.4-22

□ 14条と75条3項の推定同士が重複・抵触した場合、どちらの推定が優先するか。

→ 本書 8.4.3.3.2.5 の*2

Q8.4-23

□ 著作権侵害の場合、著作者と原告とが同一人でないときは、さらに請求原因事実として何を主張立証しなければならないか。

→ 本書 8.4.3.3.3.1

Q8.4-24

□ 映画著作物の著作権者についてはどうか。

→ 本書 8.4.3.3.3.1 の*1

Q8.4-25

□ 著作権を時効取得しうるか。

→ 本書 8.4.3.3.3.1 の*2

Q8.4-26

□ 承継取得等の対象は、著作権全体ではなく支分権（支分権の一部をさらに細分化した利用単位を移転しうる場合には当該利用単位の権利→本書 7.3.2.2.2）の取得を立証すれば足りるか。

→ 本書 8.4.3.3.3.1

Q8.4-27

□ 取得したとする支分権等は、同時に主張すべき著作物の種類、及び侵害行為の態様と対応関係にある必要があるか。

→ 本書 8.4.3.3.3.1

Q8.4-28

□ 譲渡を受けて27条又は28条の権利を取得したことを主張するときは、どのような要件を満たしている必要があるか。

→ 本書 8.4.3.3.3.2

Q8.4-29

□ 61条2項にいう「特掲」に該当するためには、どのような要件を満たしている必要が

あるか。

→ 本書 8.4.3.3.3.2・7.3.2.2.4

Q8.4-30

□ 61条2項の推定を覆すことはできるか。どのような判例があるか。

→ 本書 8.4.3.3.3.2の本文及び*

Q8.4-31

□ 権利取得原因事実に対する抗弁には、どのようなものがあるか。

→ 本書 8.4.3.4

Q8.4-32

□ 対抗要件（登録）具備は請求原因か、抗弁か。要件事実を述べよ。

→ 本書 8.4.3.4.1の本文及び*1

Q8.4-32

□ 背信的悪意者に相当する場合はどのように扱われるか。

→ 本書 8.4.3.4.1の本文及び*2

Q8.4-33

□ 原告が権利を取得した後に喪失したことを基礎付ける事実は、抗弁となるか。

→ 本書 8.4.3.4.2の本文及び*1・*2

8.4.4 権利侵害 [のおそれのある] 行為

Q8.4-34

□ 侵害訴訟の原告は、権利侵害 [のおそれのある] 行為として、どのような内容を主張しなければならないか。著作権と著作者人格権とに分けて説明せよ。

→ 本書 8.4.4.1

Q8.4-35

□ 所有権侵害と比べて、どのような違いがあるか。

→ 本書 8.4.4.1の*

Q8.4-36

□ 被告の行為に関し同一性の有無を判断するためには、どのような具体的基準によるべきか。その概要を示せ。

→ 本書 8.4.4.2.1

《参考判例》

・江差追分事件の最一小判平13・6・28民集55・4・837（→[裁判所サイト](#)）

Q8.4-37

- 同一性は原告作品のいかなる部分を対象に主張・判断されるべきか。
→ **本書 8.4.4.2.2.1**

Q8.4-38

- 訴訟の対象である両作品の何を対比して、同一性が認められなければならないか。
→ **本書 8.4.4.2.2.2**

Q8.4-39

- 表現それ自体に同一性が存在しても、それが原告作品の表現上の創作性を有しない部分であるときは、侵害は成立しないか。
→ **本書 8.4.4.2.2.3**

Q8.4-40

- 表現それ自体に同一性が存在しても、それが原告作品の表現上の創作性を有しない部分であることに関し、ありふれた表現であること等の立証・判断は、どのような方法によるべきか。
→ **本書 8.4.4.2.2.3の本文及び*2**

Q8.4-41

- 原告著作物のうち創作的表現と認められる部分が、被告作品と、どの程度に類似していれば同一性が認められるか、その判断基準は何か。
→ **本書 8.4.4.2.3**

Q8.4-42

- 全体比較論とは何か。それを採用した判例はあるか。
→ **本書 8.4.4.2.3の本文及び*2**

Q8.4-43

- 以上を前提に、複製権・翻案権・同一性保持権侵害の枠組みはどうか。
→ **本書 8.4.4.2.3**

Q8.4-44

- 言語の著作物における同一性判断は、どのように行うか。裁判実務上、具体的には、どのような方法が採用されているか。
→ **本書 8.4.4.2.4.1**

Q8.4-45

- 楽曲に係る音楽著作物における同一性判断は、どのように行うか。

→ 本書 8.4.4.2.4.2

Q8.4-46

□ 美術の著作物における同一性判断は、どのように行うか。

→ 本書 8.4.4.2.4.3

Q8.4-47

□ 写真著作物における同一性判断は、どのように行うか。

→ 本書 8.4.4.2.4.4

Q8.4-48

□ 二次的著作物における同一性判断は、どのように行うか。

→ 本書 8.4.4.2.4.5

Q8.4-49

□ 編集著作物における同一性判断は、どのように行うか。データベースの著作物の場合は、どうか。

→ 本書 8.4.4.2.4.6

Q8.4-50

□ 依拠性の要件が必要とされる理由、依拠の内容に関する説の対立について説明せよ。

→ 本書 8.4.4.3.1・1.8.2・4.1.2.6.2

Q8.4-51

□ 依拠性の立証責任は、どちら側の訴訟当事者が負うか。同一性との判断の順序は。

→ 本書 8.4.4.3.2

Q8.4-52

□ 依拠性の立証方法・認定方法について説明せよ。

→ 本書 8.4.4.3.3

Q8.4-53

□ 共同制作に係る権利侵害の場合に、誰を対象に依拠性の有無を判断すべきか。

→ 本書 8.4.4.3.4

Q8.4-54

□ 権利侵害 [のおそれのある] 行為という請求原因事実に対する抗弁には、どのようなものがあるか。

→ 本書 8.4.4.4

8.4.5 判断の順序—二段階テストと濾過テスト

Q8.4-55

- 二段階テストと濾過テストについて説明せよ。
→ 本書 8.4.5

8.4.6 著作隣接権者の権利侵害と請求原因事実

Q8.4-56

- 著作隣接権・実演家人格権が侵害された場合における①差止請求と②損害賠償請求の請求原因事実は何か。
→ 本書 8.4.6

Q8.4-57

- 著作権・著作者人格権との主要な違いは何か。
→ 本書 8.4.6 の本文及び*1

8.4.7 侵害の立証に関する制度

Q8.4-58

- 侵害の立証に関する制度として、本法にはどのような制度が置かれているか。
→ 本書 8.4.7.1

Q8.4-59

- 114条の2を説明せよ。制度趣旨は。
→ 本書 8.4.7.2 の本文及び*1

Q8.4-60

- 書類提出命令（114条の3）とはどのような制度か。
→ 本書 8.4.7.3.1 の本文及び*1

Q8.4-61

- 書類提出は、どのような場合に拒むことができるか。
→ 本書 8.4.7.3.2

Q8.4-62

- インカメラ審理とは何か。
→ 本書 8.4.7.3.2 の本文及び*1

Q8.4-63

114条の3第4項を説明せよ。

→ 本書 8.4.7.3.3

Q8.4-64

□ 提出を命じられた者が提出命令に従わない場合に、どのようなことができるか。

→ 本書 8.4.7.3.4

8.5 差止請求権（112条）

8.5.1 意義

Q8.5-1

□ 112条1項は確認規定か。

→ 本書 8.5.1

Q8.5-2

□ 侵害停止請求権だけでなく侵害予防請求権も認められるか。

→ 本書 8.5.1

Q8.5-3

□ 物権的請求権との違いについて説明せよ。

→ 本書 8.5.1の*1

8.5.2 対象となる権利と当事者

Q8.5-4

□ 差止請求権の対象となる権利は何か。

→ 本書 8.5.2

Q8.5-5

□ 著作権設定後の著作権者は差止請求を行えるか。

→ 本書 8.5.2の*1

Q8.5-6

□ 報酬・二次使用料請求権は差止請求権の対象となるか。

→ 本書 8.5.2の*2

Q8.5-7

□ 差止請求の訴訟物は、何を基準に分けられるか。

→ 本書 8.5.2

8.5.3 請求の趣旨及び主文

Q8.5-8

□ 差止請求に関する請求の趣旨及び主文は、どのように記載すべきか。

→ 本書 8.5.3

Q8.5-9

□ 差止対象物の特定は、どのように行うか。

→ 本書 8.5.3の本文及び*1

8.5.4 請求原因事実

Q8.5-10

□ 差止請求権の請求原因事実は何か。故意・過失は必要か。

→ 本書 8.5.4の本文及び*1

8.5.5 侵害（のおそれ）の存在

Q8.5-11

□ 侵害行為が終了した後も、差止請求は認容されるか。

→ 本書 8.5.5の本文及び*1

Q8.5-12

□ 侵害（のおそれ）の存在が認められなかったときは、請求棄却か却下か。

→ 本書 8.5.5の本文及び*2

Q8.5-13

□ 将来の著作物に関する差止めは認められるか。判例はあるか。

→ 本書 8.5.5の本文及び*3

8.5.6 差止めの範囲

Q8.5-14

□ 合計200頁の単行本のうち数頁だけが侵害箇所である場合のように、侵害箇所が被告作品の一部分にすぎない場合に、被告作品全体の差止めが認められるか。判例の立場はどうか。

→ 本書 8.5.6

8.5.7 判決の執行方法

Q8.5-15

- 差止認容判決の執行は、どのような方法によるか。
→ 本書 8.5.7

8.5.8 廃棄等措置請求権（112条2項）

Q8.5-16

- 廃棄等措置請求権（112条2項）とは何か。立法趣旨は。
→ 本書 8.5.8.1の本文及び*1

Q8.5-17

- 差止請求を伴わずに別訴で廃棄のみの単独請求ができるか。
→ 本書 8.5.8.2の本文及び*1

Q8.5-18

- 廃棄等措置請求の要件は。
→ 本書 8.5.8.3

Q8.5-19

- 「侵害の行為を組成した物」（侵害組成物）とは何か。
→ 本書 8.5.8.3

Q8.5-20

- 「侵害の行為によって作成された物」（侵害作成物）とは何か。
→ 本書 8.5.8.3

Q8.5-21

- 「専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」（侵害供用機器）とは何か。
→ 本書 8.5.8.3

Q8.5-22

- 「廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置」にはどのようなものがあるか。
→ 本書 8.5.8.4

Q8.5-23

- 非所有物の廃棄は認められるか。
→ 本書 8.5.8.4の本文及び*1

Q8.5-24

侵害組成物等の回収は認められるか。

→ 本書 8.5.8.4 の本文及び*3

Q8.5-25

廃棄等措置請求認容判決の執行は、どのような方法によるか。

→ 本書 8.5.8.5

8.6 損害賠償請求権

8.6.1 概説

Q8.6-1

本法上の権利侵害に対する損害賠償請求の根拠条項は。

→ 本書 8.6.1.1

Q8.6-2

法人に対し損害賠償責任を追及する場合には、どのような根拠条文による方法があるか。

→ 本書 8.6.1.1 の本文及び*1

Q8.6-3

法人の取締役に対し損害賠償責任を追及する場合には、どのような根拠条文による方法があるか。

→ 本書 8.6.1.1 の本文及び*2

Q8.6-4

損害賠償請求における訴訟物の個数は、どのように算定されるか。

→ 本書 8.6.1.2 の本文及び*1

Q8.6-5

損害賠償請求の請求原因事実は何か。

→ 本書 8.6.1.3

8.6.2 故意・過失

Q8.6-6

故意か過失かによって損害賠償に何らかの差が生じるか。

→ 本書 8.6.2.2

Q8.6-7

- 過失による直接侵害は存在しうるか。
→ 本書 8.6.2.2 の本文及び*1

Q8.6-8

- 過失による間接侵害は存在しうるか。
→ 本書 8.6.2.2

Q8.6-9

- 出版社の過失認定に関する判例の傾向について説明せよ。
→ 本書 8.6.2.3

Q8.6-10

- 放送局の過失認定に関する判例の傾向について説明せよ。
→ 本書 8.6.2.4

Q8.6-11

- その他の場合の過失認定に関する判例の傾向について説明せよ。
→ 本書 8.6.2.5

8.6.3 損害・因果関係

Q8.6-12

- 賠償の対象となる損害の項目には、どのようなものがあるか。
→ 本書 8.6.3.1 の本文及び (表 8-8)

Q8.6-13

- 侵害調査費用は、賠償の対象となる損害の項目か。
→ 本書 8.6.3.1 の本文及び*1

Q8.6-14

- 弁護士費用はどうか。
→ 本書 8.6.3.1 の本文及び*2

Q8.6-15

- 懲罰的賠償は認められているか。
→ 本書 8.6.3.1 の本文及び*3

Q8.6-16

- 財産権たる著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に対して、賠償の対象となる損害の項

目には、どのようなものがあるか。

→ **本書 8.6.3.2.1**

Q8.6-17

□ 著作権者、出版権者又は著作隣接権者（著作権者等）が、逸失利益（得べかりし利益の喪失）の賠償を請求する場合、一般に損害賠償について最高裁が採用する差額説を前提にすると、本来は、どのような立証を要するか。

→ **本書 8.6.3.2.2**

Q8.6-18

□ 損害額につき、114条各項は、どのような算定を認めているか。同条にいう損害は逸失利益のことか。同条全体の制度趣旨は何か。

→ **本書 8.6.3.2.3**

Q8.6-19

□ 114条1項による損害額の算定方法について概要を説明せよ。

→ **本書 8.6.3.2.4**

Q8.6-20

□ 114条1項の制度趣旨は何か。

→ **本書 8.6.3.2.4の本文及び*1**

Q8.6-21

□ 114条1項の適用主体は誰か。

→ **本書 8.6.3.2.4の本文及び*2**

Q8.6-22

□ 114条1項の「侵害者」とは何を意味するか。

→ **本書 8.6.3.2.4の*3**

Q8.6-23

□ 114条1項の「侵害者」とは何を意味する概念か。

→ **本書 8.6.3.2.4の*3**

Q8.6-24

□ 114条1項の「侵害作成物」とは何を意味する概念か。

→ **本書 8.6.3.2.4の*4**

Q8.6-25

□ 114条1項の「侵害組成公衆送信」とは何を意味する概念か。

→ **本書 8.6.3.2.4の*5**

Q8.6-26

□ 114条1項の「譲渡等数量」とは何を意味する概念か。

→ 本書 8.6.3.2.4 の*5

Q8.6-27

□ 114条1項の算定額は、反証で覆することができるか。

→ 本書 8.6.3.2.4 の*11

Q8.6-28

□ 114条2項による損害額の算定方法について概要を説明せよ。

→ 本書 8.6.3.2.5

Q8.6-29

□ 114条2項の制度趣旨は何か。

→ 本書 8.6.3.2.5 の*1

Q8.6-30

□ 114条2項を適用するためには、権利者が自ら侵害品（の代替製品）を現に販売していることを要するか。

→ 本書 8.6.3.2.5 の*4

Q8.6-31

□ 114条2項の、「受けている……利益の額」は、どのように算定するか。

→ 本書 8.6.3.2.5 の*5

Q8.6-32

□ 侵害部分が侵害品の一部分にすぎない場合には、114条1項を適用する場合、寄与度を斟酌するべきか。

→ 本書 8.6.3.2.5

Q8.6-33

□ 114条2項の算定額は、反証で覆することができるか。

→ 本書 8.6.3.2.5

Q8.6-34

□ 114条3項による損害額の算定方法について概要を説明せよ。

→ 本書 8.6.3.2.6.1

Q8.6-35

□ 114条3項にかつて規定されていた「通常」という文言が現行法で削除された理由は

何か。削除の結果、どのような効果が生じたか。

→ 本書 8.6.3.2.6.1 の本文及び*1

Q8.6-36

□ 「受けるべき金銭の額に相当する額」とは何か。その算定方法を説明せよ。返品分を算入することはできるか。

→ 本書 8.6.3.2.6.2 の本文及び*1

Q8.6-37

□ 侵害部分が侵害品の一部分にすぎない場合には、114条3項を適用する場合、寄与度を斟酌するべきか。

→ 本書 8.6.3.2.6.6

Q8.6-38

□ 114条3項の算定額は、反証で覆することができるか。

→ 本書 8.6.3.2.6.7

Q8.6-39

□ 114条4項前段について説明せよ。

→ 本書 8.6.3.2.7

Q8.6-40

□ 114条4項後段について説明せよ。

→ 本書 8.6.3.2.7

Q8.6-41

□ 114条4項後段によって、114条3項の最低賠償額を下回る裁量減額をすることができるか。

→ 本書 8.6.3.2.7

Q8.6-42

□ 114条の4を説明せよ。制度趣旨は。

→ 本書 8.6.3.2.8

Q8.6-43

□ 114条の5を説明せよ。制度趣旨は。

→ 本書 8.6.3.2.9.1

Q8.6-44

□ 114条の5にいう「損害が生じたことが認められる場合」について、「損害」とは何を指すか。

→ 本書 8.6.3.2.9.2

Q8.6-45

□ 114条の5にいう「損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難である」とは、どのような場合か。

→ 本書 8.6.3.2.9.2

Q8.6-46

□ 著作者人格権・実演家人格権侵害の損害については、どのような損害の賠償が認められるか。

→ 本書 8.6.3.3

8.6.4 抗弁

Q8.6-47

□ 損害賠償請求に特有の抗弁として、どのようなものがあるか。

→ 本書 8.6.4

Q8.6-48

□ 損害賠償請求権の消滅時効の要件事実は何か。

→ 本書 8.6.4の*

8.7 名誉回復等措置請求権（115条）

8.7.1 総説

Q8.7-1

□ 名誉回復等措置請求権とは何か。

→ 本書 8.7.1

Q8.7-2

□ 名誉回復等措置請求権と民法723条との関係は。

→ 本書 8.7.1の*1

8.7.2 要件

Q8.7-3

□ 名誉回復等措置請求権の請求原因事実は何か。

→ 本書 8.7.2.1

Q8.7-4

□ 名誉回復等措置請求権は損害賠償請求が可能な場合でなければ行使できないか。

→ 本書 8.7.2.1 の*2

Q8.7-5

□ 名誉回復等措置請求権の行使が可能な被侵害権利に限定はあるか。

→ 本書 8.7.2.2

Q8.7-6

□ 115条にいう「著作者又は実演家であることを確保」とは、どのような場合を想定したものか。

→ 本書 8.7.2.3

Q8.7-7

□ 115条にいう「名誉若しくは声望」とは、どのような意味か。関連する最高裁判例はあるか。

→ 本書 8.7.2.4

Q8.7-8

□ 115条にいう「適当な措置」とは、どのような意味か。関連する最高裁判例はあるか。

→ 本書 8.7.2.5

Q8.7-9

□ 115条によって訂正広告・謝罪広告が認められるのは、どのような場合か。

→ 本書 8.7.2.6

Q8.7-10

□ 措置請求権の消滅時効期間は。

→ 本書 8.7.2.7

Q8.7-11

□ 措置請求権の執行方法は。

→ 本書 8.7.2.8

8.8 不当利得返還請求権

8.8.1 意義

Q8.8-1

不当利得返還請求権は、本法との関係で、どのような場合に用いられるか。

→ 本書 8.8.1

Q8.8-2

著作権・隣接権を無断利用された場合にも用いられると、著作権・隣接権侵害の不法行為責任と競合するが、どのように両権利は使い分けられているか。

→ 本書 8.8.1

8.8.2 請求原因事実

Q8.8-3

不当利得返還請求権の請求原因事実は何か。

→ 本書 8.8.2

8.9 侵害訴訟の審理

8.9.1 概要

Q8.9-1

侵害訴訟の審理上の特色は何か。

→ 本書 8.9.1

8.9.2 閲覧等制限の申立て

Q8.9-2

閲覧等制限の申立ては、どのような場合に行うことができるか。

→ 本書 8.9.2

8.9.3 秘密保持命令

Q8.9-3

秘密保持命令とは何か。

→ 本書 8.9.3.2

Q8.9-4

秘密保持命令の制度趣旨は。

→ 本書 8.9.3.1

Q8.9-5

秘密保持命令は、どのような要件を満たした場合に認められるか。

→ 本書 8.9.3.3

Q8.9-6

秘密保持命令の取消しは、どのような要件を満たした場合に認められるか。

→ 本書 8.9.3.4

Q8.9-7

秘密保持命令が発せられた訴訟の訴訟記録から営業秘密が漏示することを防止するために、どのような制度が設けられているか。

→ 本書 8.9.3.5

8.10 紛争解決あっせん制度（法第6章）

8.10.1 意義

Q8.10-1

紛争解決あっせん制度とは何か。何のために設けられているか。

→ 本書 8.10.1

8.10.2 手続

Q8.10-2

紛争解決あっせん制度の手続について説明せよ。

→ 本書 8.10.2

8.11 権利侵害に対する刑事的救済方法

Q8.11-1

本法には、どのような罰則が設けられているか。

→ 本書 8.11

Q8.11-2

それぞれ親告罪か。

→ 本書 8.11

8.12 本法以外の救済方法—関税法に基づく税関における輸入排除

Q8.12-1

- 本法以外の救済方法には、どのようなものがあるか。
→ 本書 8.12

Q8.12-2

- 関税法に基づく税関における輸入排除の概要を説明せよ。
→ 本書 8.12

第9章 デジタル情報と著作権法制

9.1 総論

Q9.1-1

- デジタルであることは、本法との関係では、どのような意味を持つか。
→ 本書 9.1の*1

Q9.1-2

- アナログ・デジタルの異同は、本法との関係では、どのような意味を持つか。
→ 本書 9.1の*2

Q9.1-3

- 経年性劣化等とデジタルとの関係は、本法上、どのような意味を持つか。
→ 本書 9.1の*3

9.2 プログラム保護への対応

9.2.1 米国におけるプログラムの著作権的保護

Q9.2-1

- 米国におけるプログラムの著作権的保護に至る経緯と概要について説明せよ。
→ 本書 9.2.1の本文及び*1~*3

Q9.2-2

- 米国におけるプログラムの著作権的保護には、どのような課題が残されたか。
→ 本書 9.2.1 の*4

Q9.2-3

- プログラムの著作権的保護は、条約において、どのように位置付けられたか。
→ 本書 9.2.1 の*5

9.2.2 本法への継受

Q9.2-4

- 本法におけるプログラムの著作権的保護に至る経緯と概要について説明せよ。
→ 本書 9.2.2 の本文及び*1

Q9.2-5

- 著作権的保護に至る際、関係規定の整備は行われたか。
→ 本書 9.2.2 の*2・2.3.10.1

Q9.2-6

- プログラムが著作物として保護される範囲は、伝統的な著作物と同様か。
→ 本書 9.2.2 の*3・2.3.10.2

9.2.3 フリーソフトウェア・オープンソースソフトウェア

Q9.2-7

- フリーソフトウェア・オープンソースソフトウェアが登場したのはなぜか。その背景とともに説明せよ。
→ 本書 9.2.3 の本文及び*1

Q9.2-8

- フリーソフトウェア運動、コピーレフト、GPL の概要について説明せよ。
→ 本書 9.2.3 の*2

Q9.2-9

- フリーソフトウェア運動、コピーレフト、GPL の概要について説明せよ。
→ 本書 9.2.3 の*2

Q9.2-10

- オープンソースソフトウェア (OSS) の概要について説明せよ。
→ 本書 9.2.3 の*3

Q9.2-11

OSS の流通形態は、本法上、どのように位置付けられるか。

→ 本書 9.2.3 の*4

Q9.2-12

OSS の OSS のライセンス条項について説明せよ。

→ 本書 9.2.3 の*5

Q9.2-13

OSS は、どのような場面で利用されているか。

→ 本書 9.2.3 の*6

Q9.2-14

SBOM について説明せよ。

→ 本書 9.2.3 の*7

9.3 情報ネットワークに対する対応

9.3.1 概要

Q9.3-15

情報ネットワークの進展・普及は著作物等の流通に、どのような影響を与えたか、その概要について説明せよ。

→ 本書 9.3.1 の本文

Q9.3-16

業務用ネットワークの進展・普及は著作物等の流通に、どのような影響を与えたか。

→ 本書 9.3.1 の*1

Q9.3-17

パソコン通信の進展・普及は著作物等の流通に、どのような影響を与えたか、その概要について説明せよ。

→ 本書 9.3.1 の*2

Q9.3-18

インターネットの進展・普及は著作物等の流通に、どのような影響を与えたか、流通対象は著作物全般に拡大されたか。

→ 本書 9.3.1 の本文及び*3～*6

Q9.3-19

□ クリエイティブコモンズライセンスについて説明せよ。

→ 本書 9.3.1 の*7

9.3.2 WIPO の条約による対応

Q9.3-20

□ インターネットを含めたデジタルに対する著作権法制に関し、条約による対応は図られたか。

→ 本書 9.3.2 の本文及び*1

Q9.3-21

□ それらの条約に、本法 1997（平成 9）年改正で、どのような対応が図られたか。

→ 本書 9.3.2 の*2

Q9.3-22

□ それらの条約に、本法 1999（平成 11）年改正で、どのような対応が図られたか。

→ 本書 9.3.2 の*3

9.3.3 著作物のインターネットによる作成・流通形態の変容

Q9.3-23

□ 著作物等の伝統的な物理媒体による流通は、インターネットの普及によって、どのように変化したか、その概要について説明せよ。

→ 本書 9.3.3 の本文及び*3

Q9.3-24

□ ディスクメディア型の著作物等の流通に対し、どのような保護を本法は図ってきたか。

→ 本書 9.3.3 の*1

Q9.3-25

□ ディスクメディア型の流通に関する著作権保護技術と、本法による保護について説明せよ。

→ 本書 9.3.3 の*2

Q9.3-26

□ インターネットの普及によって、映画著作物をはじめ例示著作物どのように変容したか。

→ 本書 9.3.3 の*4

Q9.3-27

□ 頒布権は、インターネットの普及によって、どのように変化したか、その概要について説明せよ。

→ 本書 9.3.3 の本文及び*5

Q9.3-28

□ 展示権・原作品という概念は、インターネットの普及によって、どのように変化したか、その概要について説明せよ。

→ 本書 9.3.3 の本文及び*6

Q9.3-29

□ インターネットの普及によって、伝統的な著作物等の流通に関する契約形態は、どのように変化したか、その概要について説明せよ。

→ 本書 9.3.3 の本文及び*7

Q9.3-30

□ インターネットの普及によって登場した P2P 技術は、どのように本法との関係で扱われているか。

→ 本書 9.3.3 の本文及び*9

9.3.4 インターネットへの対応のための本法改正

Q9.3-31

□ インターネットへの対応のための本法改正の経緯について、その概要を説明せよ。

→ 本書 9.3.4

9.3.5 インターネットに関する現行の本法の基本的枠組み

Q9.3-32

□ インターネットと著作権・著作隣接権との関係について、現行の本法の基本的枠組みの概要について説明せよ。

→ 本書 9.3.5.1

Q9.3-33

□ SNS 投稿と著作権・著作隣接権に関し、どのような法律紛争が存在してきたかについて説明せよ。

→ 本書 9.3.5.1 の*4

Q9.3-34

□ インターネットと著作者人格権・実演家人格権との関係について、現行の本法の基本的枠組みの概要について説明せよ。

→ 本書 9.3.5.2 の本文及び*1

Q9.3-35

□ インターネットと公表権との関係で、どのような法律紛争が存在してきたかについて説明せよ。

→ 本書 9.3.5.2 の*2

Q9.3-36

□ インターネットと氏名表示権との関係で、どのような法律紛争が存在してきたかについて説明せよ。

→ 本書 9.3.5.2 の*3

Q9.3-37

□ インターネットと同一性保持権との関係で、どのような法律紛争が存在してきたかについて説明せよ。

→ 本書 9.3.5.2 の*4

9.4 新たなデジタル技術への対応

9.4.1 新たなデジタル技術が生み出す新たな課題

Q9.3-38

□ 新たなデジタル技術によって、どのような新たな課題が生み出されているか、その概要を摘示せよ。

→ 本書 9.4.1 の本文

Q9.3-39

□ NFT と本法との関係について説明せよ。

→ 本書 9.4.1 の*1

Q9.3-40

□ メタバースと本法との関係について説明せよ。

→ 本書 9.4.1 の*2

Q9.3-41

□ デジタルアーカイブと本法との関係について説明せよ。

→ 本書 9.4.1 の*3

Q9.3-42

□ オープンアクセスと本法との関係について説明せよ。

→ 本書 9.4.1 の*4

Q9.3-43

□ オープンサイエンスと本法との関係について説明せよ。

→ 本書 9.4.1 の*4

9.4.2 AI と著作権法制

Q9.3-44

□ AI は、本法との関係で、どのような点が問題となるか。

→ 本書 9.4.2.1 の本文

Q9.3-45

□ 国際的な議論は行われているのか。

→ 本書 9.4.2.1 の*1

Q9.3-46

□ 米国で議論は行われているのか。

→ 本書 9.4.2.1 の*2

Q9.3-47

□ EU で議論は行われているのか。

→ 本書 9.4.2.1 の*3

Q9.3-48

□ AI は、特許法との関係でも争われている点があるか。

→ 本書 9.4.2.1 の*4

Q9.3-49

□ AI の開発・学習段階では、本法との関係で、どのような点が問題となるか。

→ 本書 9.4.2.2 の本文及び*3

Q9.3-50

□ AI の開発・学習段階では、本法以外の知的財産法との関係で、どのような点が問題となるか。

→ 本書 9.4.2.2 の本文及び*1・*2

Q9.3-51

□ AI の開発・学習段階では、30 条の 4 の非享受目的との関係で、どのような点が問題とな

るか。

→ 本書 9.4.2.2 の本文及び*5・*6

Q9.3-52

□ AI の開発・学習段階では、30 条の 4 ただし書との関係で、どのような点が問題となるか。

→ 本書 9.4.2.2 の本文及び*8

Q9.3-53

□ AI の開発・学習段階では、30 条の 4 と検索拡張生成 (RAG) 等関係を、どのように考えるべきか。

→ 本書 9.4.2.2 の本文及び*9

Q9.3-54

□ AI の開発・学習段階では、本法との関係で、他に問題となる点があるか。

→ 本書 9.4.2.2 の本文及び*10

Q9.3-55

□ AI による生成段階では、AI 生成物について、知的財産法との関係で、どのような点が問題となるか。

→ 本書 9.4.2.3 の本文及び*1

Q9.3-57

□ AI 生成物に、著作物性は認められるか。

→ 本書 9.4.2.3 の本文及び*2~*5

Q9.3-58

□ AI 生成物による知的財産権侵害について説明せよ。

→ 本書 9.4.2.4 の本文及び*1

Q9.3-59

□ AI 生成物による著作権等の侵害について説明せよ。

→ 本書 9.4.2.4 の本文及び*2

Q9.3-60

□ AI 生成物による著作権等の侵害が成立する場合、誰が侵害主体となるか。

→ 本書 9.4.2.4 の本文及び*3・*4

Q9.3-61

□ AI 生成物による著作権等の侵害が成立するためには、同一性判断をどのように考えるべきか。

→ 本書 9.4.2.4 の本文及び*5

Q9.3-62

□ AI ディープフェイク画像について、本法等で対処することができる生成物による著作権等の侵害が成立するためには、同一性判断をどのように考えるべきか。

→ 本書 9.4.2.4 の本文及び*6

Q9.3-63

□ AI 生成物による著作権等の侵害に対し、どのような救済方法が考えられるか。

→ 本書 9.4.2.4 の本文及び*7

以上